日本犯罪社会学会

第４２回大会報告要旨集

２０１５

■　シンポジウム　■

犯罪社会学におけるリスク社会論の意義

■ テーマセッションＡ ■

更生保護と地域社会

■ テーマセッションＢ ■

死刑を巡る最近の状況

■ テーマセッションＣ ■

法務総合研究所研究部における最近の調査・研究

■ テーマセッションＤ ■

性犯罪規定の問題点

―他国ではどう考えられてきたのか、日本と何が違うのか―

■ テーマセッションＥ ■

主観的健康度と再犯予防

■ テーマセッションＦ ■

刑事政策学の復権

―法学教育における刑事政策の意義と展望―

■　自由報告　■

日本犯罪社会学会編

本要旨集はご本人の提出されたデータを使用して作成しているため、誤植や体裁の不備などがあってもそのまま印刷されている場合があります。ご了承ください。

日本犯罪社会学会
第42回大会報告要旨集
２０１５
目　次

■　シンポジウム　　**犯罪社会学におけるリスク社会論の意義**

	企画趣旨	伊藤　康一郎	7
報告1	リスク回避する若者、危険回避する老人 ―年齢層による逸脱行動の相違を考える―	土井　隆義	8
報告2	リスクと犯罪者処遇	平井　秀幸	10
報告3	近年の司法福祉領域にみるリスクとセキュリティ	水藤　昌彦	11
報告4	ドラッグ使用を容認する政策とリスクの統制	本田　宏治	13
報告5	ネオリベラル・リスク社会における児童虐待問題	上野　加代子	15

■　テーマセッションA　　**更生保護と地域社会**

	企画趣旨	本庄　武	18
報告1	福島自立更生促進センターの開設をめぐって	南元　英夫	18
報告2	更生保護と地域の反対運動 ―福島の事例から―	古田　康輔	19
報告3	施設コンフリクトの実態と展開 ―合意形成プロセスの検証―	野村　恭代	20
報告4	更生保護における『地域のチカラ』と『あるべき立ち直り方』	高橋　有紀	22

■　テーマセッションB　　**死刑を巡る最近の状況**

	1. テーマセッションの趣旨		25
	2. 話題提供の内容		
報告1	死刑事件における弁護活動の実際	黒原　智宏	25
報告2	死刑弁護の手引について	後藤　貞人	25
報告3	死刑制度に対する日弁連の取り組み	堀　和幸	26
報告4	アメリカにおける死刑制度を巡る最近の動き	笹倉　香奈	26
	3. コメントと質疑応答		26

■　テーマセッションC　　**法務総合研究所研究部における最近の調査・研究**

	企画趣旨	野坂　明宏	28
報告1	Ⅰ　最近の犯罪動向と犯罪者の処遇	冨田　寛	28
報告2	Ⅱ　性犯罪者に関する研究	高橋　哲	30
報告3	Ⅲ　窃盗事犯者に関する研究について ―平成26年版犯罪白書の特集から―	守谷　哲毅	32
報告4	Ⅳ　青少年の立ち直りに関する調査 ―パイロット調査の結果から―	新海　浩之	34

■ テーマセッションD　**性犯罪規定の問題点**
―他国ではどう考えられてきたのか、日本と何が違うのか

	企画趣旨	矢野　恵美	36
報告1	フランス刑法における性犯罪規定 ―「性犯罪の罰則の改正に関する諮問の概要」の問題点を中心に―	島岡　まな	37
報告2	ドイツにおける性犯罪規定	佐藤　陽子	39
報告3	韓国における性犯罪規定	ソ・ウニョン	41
報告4	フィンランドにおける性犯罪規定 ―近時の性犯罪規定改正を中心に―	齋藤　実	43
報告5	スウェーデンにおける性犯罪規定	矢野　恵美	45

■ テーマセッションE　**主観的健康度と再犯予防**

	1　本セッションについて		48
	2　報告		
報告1	長期刑事施設研究におけるこころの健康度への注目	大宮　宗一郎	48
報告2	長期累犯受刑者のこころの健康度に係る現状と課題	田原　佑樹 角掛　雄一 柴田　英憲	49
報告3	長期受刑施設における「被害者の視点を取り入れた教育」の実践	帯施　龍一	49
報告4	長期受刑施設におけるコミュニケーション・トレーニングの導入	豊田　一成	50
報告5	長期受刑施設における「暴力防止プログラム」の実践と展望	富澤　智史	50
	3　指定討論	後藤　弘子	51
	4　質疑応答・討議		51

■ テーマセッションF　**刑事政策学の復権**
（ラウンドテーブル）　**―法学教育における刑事政策の意義と展望―**

1　趣旨		52
2　法学教育における刑事政策の位置づけ		52
3　刑事政策への社会の期待		52
4　話題提供		52
5　討論		53

■ 自由報告

A	1	人々は刑罰をどのように使いたいと思っているのか？ それは刑事政策とどのように関係しているのか？	○ 松原　英世 岡本　英生	55
A	2	人々の刑事司法についての知識 —2014年全国意識調査から—	○ 河合　幹雄 ○ 木村　正人 葛野　尋之 木下　麻奈子 平山　真理 久保　秀雄	56
A	3	東日本大震災後の被災地における住民の地域安全活動について	○ 岡本　英生 森　丈弓 阿部　恒之 齊藤　豊治 山本　雅昭 松原　英世 平山　真理 小松　美紀 松木　太郎	58
B	1	家族内犯罪の経験とアイデンティティ管理	髙橋　康史	60
B	2	夫婦間での暴力からDVへ	川村　智樹	62
B	3	判例における「モデル被害者」についての研究 —強姦罪に着目して—	大和田　未来	64
B	4	スペインにおける「プロジェクトオンブレ」の実践と若者の包摂	古賀　正義	66
C	1	ドイツ少年参審制度の検討 —市民参加と社会的教育専門性—	大塚　英理子	68
C	2	マフィアに加入する少年について —現代イタリア少年司法の課題—	脇坂　成実	70
C	3	観護処遇の「再誕生」 —少年鑑別所における処遇の経緯、課題及び社会的意義—	櫻井　秀夫	72

D 1	BBS活動の意義・成果とは	竹中 祐二	74
D 2	少年警察ボランティアの運用に関する研究	○ 藤原 佑貴 宮寺 貴之 久原 恵理子	76
D 3	刑務所の社会福祉士が行う福祉的支援の制約と可能性	朴 姫淑	78
D 4	刑事施設に収容された薬物事犯に対するプログラム提供の課題	○ 大宮 宗一郎 帯施 龍二 東本 愛香 五十嵐 禎人	80
E 1	少年院出院者における就労の継続 —職業アスピレーションに着目して	都島 梨紗	82
E 2	矯正教育における「一般化された他者」の意味 —女子少年院におけるSSTを事例として—	越川 葉子	84
E 3	「弱者」としての非行少年への教育的アプローチ —非行少年の社会復帰支援と保護観察官(1)—	○ 伊藤 茂樹 仲野 由佳理 加藤 倫子	86
E 4	教育的行為としての更生支援活動 —非行少年の社会復帰支援と保護観察官(2)—	○ 仲野 由佳理 伊藤 茂樹 加藤 倫子	88
E 5	「立ち直り」のゴールはいかに設定されうるか？ —非行少年の社会復帰支援と保護観察官(3)—	○ 加藤 倫子 伊藤 茂樹 仲野 由佳理	90
F 1	動機と正当化の研究	前島 賢土	92
F 2	本能という名の犯行動機 :「ジェンダー化された身体」をめぐる一考察	狩谷 あゆみ	94
F 3	日本の刑事司法手続におけるフォレンジック・ソーシャルワークについての一考察	原田 和明	96
F 4	治療法学的アプローチによる訴訟能力論の再検討	暮井 真絵子	98

シ　ン　ポ　ジ　ウ　ム

犯罪社会学におけるリスク社会論の意義
――逸脱と統制をめぐるリスクの諸相――

伊藤康一郎（中央大学）

１　企画の意図

現代社会をリスク社会として論じることは、現在、社会科学の分野において通常のこととなっている。その契機となったのは、ウルリヒ・ベックのリスク社会論であるが、ベック的なリスク社会論が対象とするリスク（原発事故を典型とする）と、犯罪社会学が対象とするリスク（犯罪や非行）には差異がある。したがって、その描くところのリスク社会の像にも相違がある。現代社会をリスク社会として語ることが通常化した現在、犯罪社会学において、リスク社会を考える意義はどこにあるのか。その「現在」的な意義を討議することを目指して、このシンポジウムは企画された。

２　リスク社会とは何か

このシンポジウムでは、まずリスク社会とは「社会構成員の間に、自己（個人・家族・コミュニティ・社会・国家等）の『リスク』への意識が高まり、そのリスクに対する『セキュリティ』（安全の保障）への要求が強まることが普遍化する社会である」と定義して、個々の報告と討議の出発点とした。

社会の人々の間に、犯罪や事故等の被害への不安が広がり、それが個人や家族、さらにはコミュニティ、社会、国家といった広がりにまで至る、自己のリスクとして意識され、その自己の安全を確保しようとする要求が強まってゆく。しかし、この自己のリスクへの意識の増大は、必ずしも現実の犯罪や事故等の被害率の上昇を前提とせず、また、リスクのマネージメントにより安全を確保しようとする試みが、必ずしもその意図したとおりの結果を生みだすとは限らない。リスク社会とは、このような「リスク」と「セキュリティ」の、必ずしもリアルであるとは限らない、「意識」としての結合が普遍化した社会なのである。

３　リスクのマネージメント

リスクのマネージメントの主体は、個人、家族、コミュニティ、社会、国家等の各レベルにおいて存在する。個人、家族、コミュニティによる犯罪予防の活動、刑事司法機関による量刑や処遇の判断、福祉機関によるアセスメントなど、さまざまな主体による、さまざまな形態の、リスクのマネージメントが実施されている。

これに対して、リスクのマネージメントの客体は、例えば、犯罪予防の活動（特に状況的犯罪予防）の場合には、「我ら」（コミュニティの住民）対「彼ら」（外的な脅威である犯罪者）型の対決的なモデルによって、アウトサイダーとして位置づけられる。

しかし、刑事司法機関や福祉機関が携わるリスクのマネージメントは、少なくとも明示的には、このような対決型のモデルを取るものではない。それぞれの主体ごとの、それぞれの形態のマネージメントにおいて、どのような主体と客体の位置付けが行われているかを探ってゆくことも、このシンポジウムの論点の１つとされた。

４　統制原理の競合と補完

ミシェル・フーコーの統治性論によれば、近代権力は、「主権」・「規律」・「統治」の三角形として把握することができる。社会的な統制において、この権力の三種の型はそれぞれ、法的な統制、規律的な統制、保険数理的な統制の三角形として現われる。この三種の統制は、例えば、法的な統制は司法の制度により、規律的な統制はソーシャル・ワークの組織により、保険数理的な統制はリスク・マネージメントの活動により、それぞれが独自のプロフェッショナルの集団によって支えられている。

このシンポジウムがテーマとするリスク社会論に関係するのは、この三種の統制のうち、市場原理による新自由主義の台頭に伴い出現してきた保険数理的な統制である。その統制の実現は、リスク・マネージメントに携わる、さまざまなプロフェッショナルの集団に支えられてきた。

しかし、そのリスク・マネージメントに携わる集団の営為は、その外的な関係において、他の司法やソーシャル・ワークの原理に従う勢力と競い合う状態にある。また、内的な面においても、例えば、ひとつの集団の内部でソーシャル・ワークの原理とリスク・マネージメントの原理がぶつかり合うなど、原理による営為に衝突が生じる場合もある。しかし、その外的・内的な競合は、じつは、互いに競い合うばかりでなく、互いの原理と原理が支え合う、相互補完の働きをしていることもある。

そのような統制の原理の競合と補完が、さまざまな形態のリスク・マネージメントにおいて、どのような主体と客体の配置を作りだし、どのような意図と結果を生みだしているのか。この点も、このシンポジウムによって検討された重要な論点であった。

リスク回避する若者、危険回避する老人
――年齢層による逸脱行動の相違を考える――

土井隆義（筑波大学）

1　はじめに

この報告の目的は、2003 年以降の日本において、刑法犯の認知件数の推移が年齢層によって逆のベクトルを示していることの社会的背景を、今日のリスク社会化にともなう文化遅滞によって説明しようと試みることにある。

2003 年以降、わが国における刑法犯の認知件数は、年齢層によって正反対の傾向を示すようになっている。少年刑法犯も含めた 65 歳未満の刑法犯が減少傾向を示しているのに対し、65 歳以上の刑法犯は増加傾向を示しているのである。

もちろん実数値の増減には、少子化や高齢化など近年の人口構成の変化も影響していると考えられる。しかし、その影響を除去するために各年齢層の人口比で刑法犯の推移を算出しても、その傾向は大して変わらない。若年層の刑法犯は実質的に減少傾向を示しているのに対し、高齢層の刑法犯は実質的に高留まりの傾向を示しているのである。

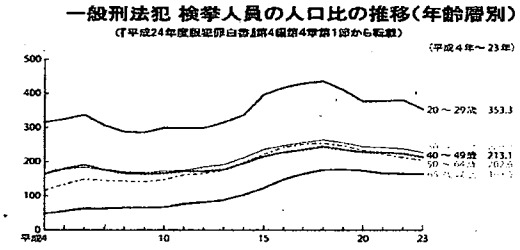

では、日本社会という同じ日常世界を生きながら、なぜ年齢層によってこのような差異が生じているのだろうか。本報告は、その理由の一端を後期近代社会におけるリスク化の進展と、その文化遅滞という観点から考察を試みるものである。

2　リスク社会の到来

リスクという概念の使用法には、社会学者によって多少の相違があるが、本報告ではニクラス・ルーマンの定義に従いたい。もっとも明快ですっきりしていると考えられるからである。彼は、リスクを次ように定義する。

「将来に起こりうる損害が、ある決定の結果と看做される場合に、それをリスクと呼び、その損害が、外的な契機で起きる場合に、つまり環境のせいであると看做される場合に、それを危険と呼ぶ。」

この定義によれば、リスクと危険の相違は自己決定の有無にある。私たちがある自己決定を行なうとき、その決定に付随して生じるかもしれない損害がリスクである。他方、危険はその自己決定とは関係なく存在するものである。

この定義に従えば、後期近代の社会においてリスクが高まってきた理由も明白である。すなわち後期近代とは、私たちが自己決定を成しうる領域が急速に拡大してきた時代であり、だからこそ、そこにリスクが生じやすくなってきたのである。アンソニー・ギデンズは、このような現実認識を踏まえて、今日の社会を「高機会＝高リスク社会」と呼んでいる。自由とリスクはセットなのである。

このような観点から日本社会を振り返ってみると、社会の様々な局面で流動化が進行し、私たちが様々な場面で自己決定せねばならない事態が広く生じやすくなってきたのは、およそ 1980 年代の半ば辺りからであることが分かる。それを象徴していたのが中曽根内閣における行財政の構造改革であった。

しかし、私たちの意識の変容は、しばしば構造の変容から遅滞しがちである。日本の高度経済成長が終わった後も、成長路線の意識はしばらく残存したように、やや間隔を空けて意識は構造を後追いしていく。この文化遅滞現象は、今日の社会の流動化においても当てはまり、私たちの意識が日常の様々な局面でリスクの高まりを強く認識しはじめるのは 2000 年を迎える辺りからである。

我が国の刑法犯の認知件数は、1990 年代に急激に増えはじめ、2003 年前後をピークに反転して急激に減少しはじめるが、ここには、この文化遅滞が影響していると考えられる。もちろん、これまで本学会での研究成果が示してきたように、認知件数の増減には統制側の取り締まり方針やマンパワーなども影響する。たとえば河合幹雄は、1990 年代からの刑法犯の増加は、警察の摘発方針の変化によるところが大きいと指摘している。本報告は、その知見を否定するものではなく、そこに付け加えるべきプラス α の要因を考察しようとするものである。そうでなければ、2003 年以降の刑法犯の急激な減少を説明できないからである。

3　リスク社会における文化遅滞

本報告での仮説を簡単に要約すれば、以下のようになる。1980 年代からの日本では、社会の流動化が急速に進んだにもかかわらず、人びとのリスク認識はまだその構造の変化に追いついていなかった。それが刑法犯の認知件数の急増に対して、効果は限定

的ではあったにせよ、少なからぬ寄与を果たしていた。人びとは、期待値と現実とのギャップに不満感を募らせるものだからである。

しかし、やがて人びとの間にリスク感覚が浸透していくと、刑法犯の認知件数は逆に減少しはじめることになる。近年、その減少幅は成人より少年のほうが大きいが、それはリスク感覚がもっとも鋭いのも青少年だからである。ちなみに、刑法犯に対する厳罰化を強く支持するのもまた若年層であるが、それもリスク感覚の高まりの反映と考えられる。

それに対して、高齢層の人びとは、いまだにこの文化遅滞から抜け出していない。なぜなら、現在の高齢層は、その人格形成の時期の大半を固定的な社会関係のなかで送ってきた世代だからである。そのため、社会の流動化という事態に対して適応することができないままの状態に置かれており、それが刑法犯の上昇傾向を支えている。

このようなギャップは、たとえばコミュニケーション様式の違いから推察することができる。今日、社会の流動化とともに人間関係の流動化も進行するにつれ、人びとには「心のモニタリング」能力が強く求められるようになっている。相手の真意を読み取り、それと照らし合わせて自分の出方を見定めていかねばならなくなっている。いわゆるコミュニケーション能力が重視されるようになってきたのもそのためだと考えられる。

しかし、良くも悪くも社会制度や組織によって人間関係が固定化された世界を生きてきた現在の高齢者にとって、このように社会の変化に適応することは容易いことではない。もとより近代人は、ダブル・コンティンジェントな状況を生きてきてはいたが、現在の高齢層が社会の現役であった時代には、たとえばパーソンズが指摘したような共通の価値観の存在が他者とのコミュニケーションを可能ならしめていた。ところが社会の流動化が進んだ現在においては、そのような前提が成立しえなくなり、その結果、ルーマンが指摘するようなオートポイエーシスなシステムによって社会が駆動するようになっている。日常の人間関係において、「心のモニタリング」が強く求められるようになったのはそのためである。

2003年以降、高齢層の刑法犯において数がもっとも多いのはいうまでもなく窃盗犯であるが、増加率がもっとも激しいのは暴行犯である。ここには、旧来のコミュニケーション様式が通用しなくなった今日の社会を生きる高齢者の緊張が投影されているといえる。社会の流動化とともに人間関係の流動化も進んでいるにもかかわらず、「心のモニタリング」を効率的に行なえない高齢者が暴発しやすくなったのである。

4　リスク社会における相対的不満

現代の高齢者が置かれている文化遅滞は、以上のような人間関係に関わるものだけではない。経済生活の期待値を巡ってもまた文化遅滞が生じている。日本社会が成熟期を迎えた後に誕生した現在の若年層に対して、高齢層は若かりし頃に高度経済成長を体験しており、その時のメンタリティがいまだに色濃く染みついているからである。

まだ社会が成長段階にある時代に、その流動性が高まると、人はそこにチャンスを見出そうとする。まだフロンティアが残されていると感じられるからである。しかし、すでに高度成長を終えた時代に、さらに流動性が高まると、人はそこにリスクを強く感じるようになる。いまのポジションから落ちこぼれることを危惧するからである。

しかるに、現在の高齢層は、若かりし頃に染みついた強いチャレンジ精神をいまだに捨て去ることができず、高い期待値を持ち続けているため、現実との間に大きなギャップが生じ、それが相対的不満を押し上げている。それに対して若年層は、そもそも最初から高い期待値を持ち合わせていないため、現実のギャップも大きなものとならず、したがって相対的不満を高齢層にように募らせることもない。期待値を巡るこのような世代間のギャップが、刑法犯の動向に対して大きな影響を与えている側面を指摘することもできる。

5　おわりに

このように考察してくると、高齢層における刑法犯の増加が問題であると同時に、じつは若年層におけるその減少もまた問題をはらんでいる可能性があることに気づく。彼らの期待値の低さは、たしかに相対的不安を生み出すことなく、その結果、刑法犯を減少させているかもしれない。しかし、現状に対するその合理的な適応が、長いタイムスパンで眺めたとき、はたして社会の存続にとって順機能的なものであるといえるのだろうか。それは、今後さらに詳細な検討を必要とする課題といえるだろう。

後期近代を迎えた日本において、

文献

ギデンズ，アンソニー，2005，『モダニティと自己アイデンティティ』ハーベスト社

――――，2015，『揺れる大欧州』岩波書店.

河合幹雄，2004，『安全神話崩壊のパラドックス』岩波書店.

Luhmann, Niklas, 1991, Soziologie des Risikos, Walter de Gruyter.

ヴォルド，G.B.・バーナード，T.J. 1990，『犯罪学』東京大学出版会.

リスクと犯罪者処遇

平井秀幸（四天王寺大学）

1　目的

この報告の目的は、「リスクと犯罪」というシンポジウムのテーマに即して、特に犯罪者処遇領域におけるリスク概念、およびリスクに関連した諸テクニックの実践のあり方について概括的に論じることである。

2　リスクと犯罪者処遇に関する伝統的理解

1980年代以降、リスクと犯罪者処遇をめぐっては、主に理論犯罪学の領域からさまざまな理解が示されてきた（Wacquant 1999＝2008、Pratt et al. 2005、Feeley and Simon 1992など）。微妙なニュアンスや力点は相互に異なるものの、それらは総じて、ネオリベラリズムや厳罰化の趨勢をリスク予防・管理の諸テクニック（保険数理的犯罪予防やハイリスク人口の拘禁）と結びつけながら、第一義的には罪を犯した者に対する事後的な処遇を意味する施設内・社会内処遇の相対的“後景化”を論じるものであった。より端的には、理論犯罪学における伝統的理解においては、リスクと犯罪者処遇は必ずしも近しい関係のもとに理論化されていたわけではなかったと考えられる。

3　リスク・認知行動療法・ネオリベラルな責任化

しかし、こうした伝統的理解は経験的には必ずしも妥当であるとは言えない。1990年代以降のエビデンス・ベーストな研究（多くが犯罪者処遇の有効性を支持する研究）の蓄積によって、学術的レベルのみならず、政策・行政的レベルにおいても徐々に犯罪者処遇や社会復帰を志向する矯正保護プログラムが再浮上していく。特に、リスク・ニード・応答性（RNR）モデルを奉ずる認知行動療法は、多様なレベルの犯罪者処遇において、また、グローバルな規模において、その存在感を急激に高めることになった（Andrews and Bonta 1994→2010）。

その名称からも推測されるように、認知行動療法はアセスメントからスキル訓練に至るまで、リスクのテクニックを広範に活用する処遇技法である。処遇効果の高さや標準化された指導がある程度可能となる点など、広範に支持されている反面、目標とされる主体像がネオリベラルなそれ（「責任化（responsibilize）」されたリスク回避型自己）と相同的であり、社会復帰の責任を被処遇者に個人化し、リスク回避的自己であり続けることのない／できない者の排除・周縁化をもたらす点に関しては批判も存在している（Moore 2007＝2015、平井 2015）。

4　“ポスト・”リスク・モデルの犯罪者処遇

以上のように、現代の犯罪者処遇において、リスクのテクニックはRNRモデルやそこでの認知行動療法に代表されるように、積極的に活用されているとさしあたっては言えるだろう。しかし、他方で、それらリスク・モデルの犯罪者処遇に代わり、ないしそれと並行して、新たな“ポスト・”リスクの犯罪者処遇とも言うべき諸潮流の上昇が指摘されてもいる（Ward and Maruna 2007）。これらはポジティヴ・モデル、長所基盤型モデル、レジリエンス・モデル、リカバリー・モデル、グッド・ライブス・モデルなど、多様なモデルの集合体であるとはいえ、これまで専らリスク・モデルを念頭に理論化を図ってきた既存の枠組みに対して問題設定自体の変更を迫るものかもしれない。

5　課題と展望

すでに英語圏の理論犯罪学においては、“ポスト・”リスクの社会統制に関して、それをリスク社会それ自体の変容と結びつけて論じる社会学的考察が散見されるが（O’Malley 2010）、質量ともに十分なものとは言えない。

ベックが論じた「リスク社会」は、不確実性が階級横断的／グローバルな規模でコントロールを失う事態において、社会問題化というかたちでの困難性を伴いながらもかろうじてそれを計算／予測／回避可能、つまり対処可能なものとして「リスク化」しようと腐心する社会でもあった。しかし、ポスト9.11・3.11の社会において、そうした「リスク化」を必ずしも経由しない社会統制のあり方が現出し始めているとすれば、われわれはそうしたマクロな社会構造変動と結びついた犯罪者処遇の経験的・理論的考察を新たに課題化させる必要があろう。

＜文献＞

Andrews, D. & J. Bonta, 1994→2010, *The Psychology of Criminal Conduct 5th Edition*, Cincinnati：Anderson.

Feeley, M. & J. Simon, 1992,“ The New Penology,” *Criminology*, 30（4）：449・474.

平井秀幸，2015，『犯罪者処遇の社会学――認知行動療法・新自由主義的規律・統治性』世織書房.

Moore, D., 2007, *Criminal Artefacts*, Vancouver：UBC Press.（＝ 2015，平井秀幸訳，『刑事司法における薬物処遇の社会学―「犯罪者／アディクト」と薬物の統治』現代人文社．）

O'Malley, P., 2010, “Resilient Subject: Uncertainty, Warfare and Liberalism,” *Economy and Society* 39（4）：488 - 509.

Pratt et al., 2005, *The New Punitiveness：Trends, Theories, Perspectives*, Cullompton：Willan Publishing.

Wacquant, L., 1999, *Les Prisons de la Misère*, Paris：Éditions Raisons d'Agir.（＝2008，森千香子・菊池恵介訳『貧困という監獄』新曜社．）

Ward, T. & S. Maruna, 2007, *Rehabilitation*, Abington: Routledge.

近年の司法福祉領域にみるリスクとセキュリティ

水藤昌彦（山口県立大学）

1　目的

1960 年代に少年司法システム内部における福祉機能に着目して創生された司法福祉領域では、時間の経過とともに対象とする事象、関係する機関などが多様化してきている。近年、特徴的であるのは、矯正· 保護をはじめとする刑事司法の関係機関と、それまで刑事司法システムの外部で活動してきた機関· 専門職との連携の動きが急速かつ活発に進展してきている点である。本報告の目的は、このような刑事司法と社会福祉の機関· 専門職による新たな連携の場面におけるリスクとセキュリティについて検討することである。

2　近時の司法福祉における状況

2000 年代以降、司法福祉の定義は変化してきており、また、対象とする問題が広がってきている。司法福祉という語が家庭裁判所調査官によって初めて用いられて以降、非行少年への調査活動や処遇を主な研究関心として発展してきた。2000 年頃からは、非行少年に加えて、高齢者· 障害者· 児童· 家族などが新たに対象とされるようになってきた。また、問題としても、高齢者や障害者による犯罪· 虐待· 家庭内暴力· 成年後見なども取り扱われるようになった。こうした動きは、司法福祉の定義にも変化をもたらしている。本報告では、これら多様化してきた司法福祉の対象者と領域のなかでも、高齢や障害があって非行や犯罪行為に至った人への刑事司法と福祉の連携による対応に焦点をあてる。

近時の刑事司法と福祉の連携の特徴として、以下の三点がみられる。

第一は、形態の変化である。従来は刑事司法制度内部に福祉機能を取り入れ、拡充する形であった。その例として、保護観察における補導援護機能、家庭裁判所調査官の調査活動、医療観察法の成立に配置にともなう、保護観察所への社会復帰調整官としての精神保健福祉士等の採用などが挙げられる。一方、2000 代半ば以降は、それまで刑事司法システムの外部に存在し、関係することがあまりなかった機関· 専門職と連携する形をとるようになっている。その例として、地域生活定着促進事業、更生緊急保護事前調整モデルが挙げられる。

第二は、法整備を伴わずに急速に発展してきている点である。上記の二事業のうち、前者は厚生労働省による通知によって制度化されたため、現在に至るまで事業の法的根拠が存在していない。また、後者についても既存の更生緊急保護制度の運用方法を変化させることで実施されている。そして、これらは数年間のうちに全国に拡大された。

第三は、対象が拡大する兆しがあることである。現行の連携がはじまった当初に想定された対象者は、高齢者、および障害福祉制度によって公式に障害があると認定された人に限定されていた。しかし、その後、2013 年に試行が始まった更生緊急保護事前調整モデルでは、高齢· 障害がない被疑者も対象とされるようになっている。

近年の刑事司法と福祉の連携による犯罪行為者への対応· 支援の展開をみると、大きく二つの段階に分けることができる。第一は 2007 年からはじまった拘禁刑執行の終了段階における対応· 支援の施策である。具体的には、2007 年から刑務所などへの社会福祉士等の配置が開始された。また、2009 年には前述した地域生活定着促進事業がはじまった。これは、高齢あるいは障害によって福祉的支援に対する必要性と相当性が認められ、釈放後の帰住先がない矯正施設被収容者を対象として釈放時援助を提供するものである。具体的には、保護観察所に担当官が配置され、各都道府県への地域生活定着支援センターが設置された。それに加えて、同年に、更生保護施設の一部を指定し、福祉職員を配置することも制度化された。

第二は、2010 年代に入ってから本格化した、被疑者· 被告人段階での対応· 支援である。これらの実施主体や目的は多様である。主なものには、①社会福祉法人が受託した研究事業の一環による、障害のある被疑者· 被告人のうち福祉的支援の必要性と相当性が認められる者への支援を目的とする委員会制度、②検察庁と保護観察所が連携による、不起訴処分での釈放が見込まれ、再犯防止のために福祉的支援が必要と考えられる被疑者を対象とした更生緊急保護事前調整モデル、③検察庁における社会福祉士の直接雇用や連携関係の構築による、再犯防止を目的とした福祉的支援への導入、④社会福祉士等と弁護士との連携による、更生支援がある。

両段階に共通するのは、対象者とって必要だと考えられる社会資源や福祉サービスへの導入が図られているという点である。この動きによって、近年、社会福祉機関· 専門職にとって、支援ニーズを有する犯罪行為者に関与する機会が増大しており、それにともなって、これまでの社会福祉事業活動ではあまり取り扱われることのなかった種類のリスクとセキュリティの問題が顕在化してきている。

３　変化の背景要因

刑事司法と福祉の連携が推進されてきた背景要因について、まず、社会福祉の側からみると、開始のきっかけは、2003 年に刑務所に高齢や障害のある被収容者が多数収容されているという事実が公然と指摘されたこと、2006 年から 3 年間にわたって、その問題を検証する研究が実施されたことにある。その結果、これらのクライエントは刑事司法と福祉の狭間にあって、「福祉が届かなかった人たち」として救済されるべき対象であると認識された。従って、高齢や障害によって生じる生活上のニーズを満たすことによる累犯者の救済が目指された。

一方、刑事司法の側から見ると、開始のきっかけは刑事政策における再犯防止の強調であった。1996 年に刑法犯認知件数が戦後最多を記録し、2002 年まで毎年更新される状況にあった。これへの対処の一環として、高齢・障害のある再犯者への対応が注目された。また、重大再犯を契機とした更生保護制度改革の結果、更生保護法が成立し、法の目的規定に再犯防止が併記された。

これらに加えて、刑務所の過剰収容問題、および裁判員裁判導入による刑事司法領域における資源の選択と集中の問題への対処方略として、比較的軽微な事件の福祉や医療へのダイバージョンとアウトソーシングが進んだという指摘もある。

４　支援機関の認識するリスクとセキュリティ

刑事司法が関与したクライエントを福祉領域で支援する機関が認識するであろうリスクには、以下の 4 つがある。第一は、クライエントによる再犯リスクである。これは保険数理的リスクであり、支援機関は強く認識していることが先行研究によって明らかになっている。一方でセキュリティ、すなわち安全の保証の方法についての認識は不明確であり、その結果、支援機関には漠然とした不安感が存在していると思われる。第二は、他利用者・その家族との関係からみたリスクである。これが意識された結果、多くの高齢者福祉施設、および一部の障害者福祉施設において、サービス提供を躊躇する状況がある。第三は、社会との関係からみたリスクである。これは自らが支援したクライエントが再犯に行った際、支援者としての責任を問われる可能性である。実際に報道されている事例として、八尾事件があり、それ以外にも複数の事例が存在する。第四は、他の支援機関との関係からみたリスクである。これには、サービスを調整した機関として責任を問われる、支援者コミュニティでの評価が低下するという内容が含まれる。

これらの支援機関が認識するリスクに対するセキュリティ（安全の保証）策としては、クライエントの再犯防止が過度に強調されるおそれがあり、そこには次の二つの問題が存在している。①支援機関においてリスクマネジメントに対する認識・方法論の確立が十分になされておらず、そのためにクライエントへの過剰な管理と排除が進行する可能性があること、②社会福祉の領域においては、拘束的介入・強制的対応を監視する制度が十分であるとは言えないために、支援機関がセキュリティとしてとった対策が新たなリスクを生む可能性があることである。

上記 4 つのリスクに対するマネジメントの主体と客体を検討すると、その関係が場面によって変化することが特徴的である。支援機関とクライエントの関係では、第一義的には支援機関がリスクをマネジメントする主体となり、クライエントはリスクを及ぼす可能性のあるものとして、マネジメントの客体となる。一方、支援機関と他利用者・家族・地域住民・他機関との関係においては、支援機関はリスクを生じさせる可能性のある存在となり、そこではリスクマネジメントの客体と捉えられる。

５　意図と結果

刑事司法と社会福祉の機関・専門職による連携の場面において、支援機関側からみた意図としては、以下の 3 つが存在している。第一は、機関によって公式に表明された意図である。これは支援対象者の権利擁護、生活の質の向上、生きづらさの軽減、そして福祉機関による関与によってもたらされる経済的効果などがある。第二は、実際にマネジメントにあたる専門職の意図である。これは困窮状態にあるクライエントへの支援、リスク管理と支援のバランスの確保などが挙げられる。第三は機関と専門職による暗黙の意図である。これには、職域の拡大、ならびに再犯防止があると思われる。

これらの意図に対して、実際に生じている結果としては、まず、連携によって福祉機関が関与することによって、これまでなかった形での支援が可能になり、生活の質の向上につながった事例が存在しており、公式に表明された意図については一定の成果がみられる。しかし、その一方で、公式に表明された意図との乖離もみられる。

このような状況において問題となるのは、クライエントによってもたらされるリスクに対する支援機関によるセキュリティが、福祉に潜在的に存在するパターナリズム、福祉的支援の効果測定に対する欲求という他の要因の影響を受けて、再犯防止を強く指向し、そこに焦点化していく可能性があることである。とくに支援機関が自らの統制機能に無自覚である場合には、近時の連携が福祉の刑事司法化を招く恐れが高いだろう。

ドラッグ使用を容認する政策と「リスク」の統制

本田宏治（東洋大学）

1　はじめに

「リスク」とは、「有害な行為」を避けることにより減少と考えられているかもしれない。こうした捉え方が「正常」であるとすれば、「有害な行為」を容認することが「リスク」を減少させる、という捉え方は「逸脱的」といえる。

しかし、本報告では、この「逸脱的」な特徴をもつドラッグ 政策――犯罪によっては機会の根絶を目指さないほうが「リスク」を低減させる（かもしれない）ということを論じる。その具体例として、オランダのドラッグ政策として知られるハーム・リダクション（harm-reduction）を取り上げる。ハーム・リダクションの特徴として、「低閾（low-threshold）治療」と呼ばれる断薬を絶対的な治療要件としない治療プログラム があげられる。

「低閾治療」は、主に「注射針交換プログラム」、「薬物代替療法」、「ヘロイン処方」、「薬物消費施設」というプログラムで構成 されている。「注射針交換プログラム」とは、汚染された注射針が使用者間で共用されないように、使用済みの注射針の清掃や回収、新規の注射針や洗浄キットの交換・配布をおこなうプログラムである。「薬物代替療法」は、ヘロイン使用者の場合、断薬プログラムの離脱者が多いため、メサドンなど相対的に有害性の低いドラッグに置き換えて、使用者の状態の安定を図るものである。「ヘロイン処方」は、薬物代替療法が有効ではないヘロイン使用者にたいして、一定量のヘロインを処方するプログラムである。「薬物消費施設」は、一定の管理の下で、ドラッグの使用を認める施設である。

2　「危険」と「リスク」

つぎに「危険」と「リスク」の違いについて論じる。本報告では、「危険」とは、主体の選択や決定の条件に関係なく、「有害な結果」をもたらすものと定める。違法ドラッグの場合でいえば、コカインやヘロイン、覚せい剤グに手を出せば、何をどう選択したとしても、犯罪、病気、死という「有害な結果」を免れないという解釈となる。こうした「危険」にたいする取り組みはドラッグの危険性を訴えてドラッグの根絶を目指すことになる。

「リスク」とは、主体の選択や決定の条件次第で「未来」の結果が変わりうるという可能性を指す。そうした「リスク」の見地では、ドラッグ使用が「有害な結果」となるかは、「現在」という時点の選択と決定の条件次第ということになる。そして、ハーム・リダクションにおいては、ドラッグを使用すれば、かならず犯罪、病気、死がもたらされるとはみなされず(Bunton 1998)、むしろドラッグ使用者はドラッグの使い方や道具、環境の条件次第で、犯罪、病気、死という「有害な未来」を変えることが可能とみなされる。

3　「危険」にもとづくドラッグ政策

ハーム・リダクションとの比較という意味で、「危険」にもとづくドラッグ政策について取り上げる。これはドラッグ使用はいかなる条件でも「危険」とする政策であり、国民という「人口」を守るために、ドラッグ使用の「危険」を常に訴えつつ、ドラッグを使用した人びとを刑事施設に収容し、「危険の隔離」をおこなう（cf. Castel 1991: 283)。

だが、西欧社会では、ドラッグを使用した者を事後的に刑事施設に隔離することが、かえってHIV/AIDS や肝炎などの感染症を施設内で蔓延させるという結果が生じた（Gerlach 2002: 505; Van Den Brink et al. 1999)。そして、施設で感染した人びとが一般の社会に大量に回帰することで HIV/AIDS の感染が国家の枠を超えた「世界」へ、そして「現在」だけでなく、「未来」の世代にまで損害をおよぼす「有害な結果」を招くことになった 。それゆえ、HIV/AIDS が世界的に流行して以降、ドラッグ使用者を「危険」として隔離する取り組みは、当事国の責任の範囲を超える「リスク」として懸念されるようになった。

4　ハーム・リダクションにおける「危険」と「リスク」の統制

こうした「リスク」への懸念が西欧社会に伝播し、1980 年代から 1990 年代に各地で徐々にハーム・リダクションが提唱され、導入されるにいたった（Renschler and Malatesta 2001: 473; De Jong and Weber 1999; Bunton 1998: 213)。ハーム・リダクションでは、ドラッグの使用後の隔離よりも、ドラッグを使用する時点への隔離なき介入がおこなわれる。その介入の根幹となるものが「低閾治療」プログラムである。このプログラムのサービスにあたって、利用者であるドラッグ使用者の個人情報やサービス利用情報を収集し、大量のカルテを一括して管理する 。そして、ドラッグ使用者という人口単位で、いつ、どこで、どのような人間によって、どのような

方法で、どの程度の、どれくらいの頻度でドラッグ使用が発生するのか把握するのである。「危険」にもとづくドラッグ政策が「ドラッグ使用者と国民との差異化」であるとすれば、ハーム・リダクションは「ドラッグ使用者同士の差異化」という表現が適切といえる。すなわち、ドラッグ使用者をローリスク群からハイリスク群にまで分類するのである(Driessen 1990)。そこでリスク群ごとに種別的な管理を実施するのだが、ローリスクなドラッグ使用者群の場合、相対的に時間と場所に自由な自己管理を促される一方で、ハイリスクなドラッグ使用者群の場合、「時間」と「空間」を圧縮する「危険」の管理がおこなわれる。ただし、「危険」を隔離することはHIV/AIDSなどの感染拡大のリスクとなるため、ドラッグ使用に快適な施設に「誘い込み」、その施設の内部でドラッグを使用させるのである。これは、人工的に生起させた「危険」が社会にインパクトを及ぼさないように被害の範囲を内側に食い止めるための防爆壁として機能するものである。いわば予測不可能性のもとで損害が外部におよぶ性質の「爆発(explosion)」ではなく、予測性のもとでドラッグ使用者の身体の内部に危害の範囲を留めようとする「爆縮(implosion)」といえるものである。その意味でハイリスクなドラッグ使用者を特定し、「有害な行為」をさせることは、その当人のためではない。(使用者以外の)国民を「有害な結果」から守るためのものといえる。ひいては他国の人びとや未来の世代をも守るための「有益な取り組み」につながるものといえる。

4 おわりに

世界のどこかで取り組まれているハーム・リダクションが、日本に住む私たちや未来の世代に「有益な結果」をもたらしているかもしれない。日本では「ダメ・ゼッタイ」的な取り組みを「有害な取り組み」とみなし、ハーム・リダクションを「有益な取り組み」として肯定的に評価する動向がある。

しかし、「ダメ・ゼッタイ」がドラッグ使用者を一律に「危険」と定め、国民の他者とする一方で、ハーム・リダクションも「危険」との関係を免れることはできない。ハーム・リダクションもまたドラッグ使用者という全体から逸脱した一群を「危険」と定め、彼らを未来なき他者として経済効率的に処理する一面があるからである。「有益な取り組み」が「有益な結果」をもたらすとはかぎらず、「有害な取り組み」が「有害な結果」をもたらすとはかぎらない。本報告におけるハーム・リダクションという題材は、いかなる取り組みであれ、未来に必ず「有益な結果」をもたらすと過信できないことを示唆するものである。よって、この政策を過信することもまた「リスク」とみるべきと考える。

文献

Bunton, R., 1998, "Post-Betty fordism and neo-liberal drug policies." in Carter, J ed., *Postmodernity and the Fragmentation of Welfare*,: Routledge, 204-219.

Castel, R. 1991, "From Dangerousness to Risk." Burchell, G., Gordon, C. & Miller, P eds., *The Foucault Effect: Study in Governmentality: With Two Lectures by an Interview with Michel Foucault*,: University of Chicago Press, 281-298.

De Jong, W. & Weber, U., 1999, "The professional acceptance of drug use: a closer look at drug consumption rooms in the Netherlands, Germany and Switzerland." *International journal of Drug Policy*, 10: 99-108.

Driessen, F.M.H.M. 1990, *Methadonverstrekking in Nederland*.: Bureau Driessen.

Gerlach, R., 2002, "Drug-substitution Treatment in Germany : A critical overview of its history, Legislation and current practice." *Journal of Drug Issues*, 32(2): 503-522.

Renschler, I. & Malatesta, D., 2001, "Community Action in drug policy: The key to pragmatic measures?" *Addiction Research & Theory*, 9(5): 471-479.

Van. Den. Brink, W., Hendriks V M. & Van Ree J M., 1999, "Medical Co-Prescription of Heroin to Chronic, Treatment-Resistant Methadone Patients in the Netherlands." *Journal of Drug Issues*, 29(3): 587-608.

ネオリベラル・リスク社会における児童虐待問題

上野加代子（徳島大学）
ueno.kayoko@tokushima-u.ac.jp

1　目的

本報告では，リスク社会を，オーマレイにならって，リスク概念とリスク管理によって組織化されている社会として広義に定義する（O'Malley 1998）．リスクという考えが近年，犯罪統制においてリアリティをもってきたことについては，研究が積み上げられ，なかでもリスクの数的な管理が，政策場面に積極的に採用されてきたことを統治の様式の変化 ― ひとりひとりに焦点をあて自己の道徳的変容を強いる規律型統治から，人口を対象としたポスト規律のリスク統治への移行 ― から捉えようとする一連の研究の流れがある．

たとえば，Castel は，リスクによる新しい予防政策が第一に目標とするのは，もはや個人ではなく人口であり，そしてまた異質な要素間の統計的な相関であるという．これは，個々人の具体的な状況を始点とするのではなく，未然に防ぎたい危険についての一般的な定義から演繹する方法で，疑いの眼差しを向けるには，個々人が危険性や異常の症状を呈することなく，また具体的な葛藤状況が示される必要もなく，予防政策の任にある専門家たちがリスクファクターとして措定した諸特徴が警告を発するだけで十分だという．もはや，パノプティコンの要件であった視るものと視られるもの，看守と囚人，ケアするひととケアされるひととの間の関係性も必要とされない（Castel 1991）．

規律型が，個々人の行動や動機を変化させるという点で難しく，コストもかかるのに対し，リスクにもとづく統治は個人の国家に対する服従をそれほどあてにする必要はなく，煩わしさがなく，人びとからの抵抗も少ない(Ewald 1990)．科学性・客観性を主張しやすい．そして人口を対象にできるという点で効率的でいっそう徹底している(美馬　2003，Simon 1987, 1988)．新しい刑罰学の課題は，基本的には犯罪の場所や時間や行動連関などの管理面であり，個人の動機や原因論ではないとされるのである(Cohen 1985)．

犯罪統制という点において，前者の実施形態としては，監獄や学校や精神病院での規律訓練，そして今日ではカウンセリングなどの心理療法による調教が含まれる．それに対して，後者は犯罪リスクリダクションなどの環境整備などハード面での操作が主眼になる(図１)．

とはいえ，リスク社会の特徴をそなえている社会においても，個人の変容を強いる規律型が並立する

権力のテクノロジー	規律型	リスク/数理型
ターゲット	個人の身体・内面	人口・集合
犯罪予防	原因探求	犯罪機会減少に向けたハード面での状況・環境操作
犯罪対策	矯正/リハビリ/カウンセリング	(分類・隔離)

図１　犯罪統制における「規律型」と「リスク/数理型」(Castel 1991 等より作成)

という指摘がされている．犯罪機会や環境をハード面で減少させるプログラムが合理的選択をおこなう個人を前提としていることから，そのような個人を造形していくテクノロジーとして規律型が必要とされているからだ(O'Malley 1992)．リスクアセスメントに道徳性が入り込んでいるなど，リスク/数理型は，規律的な統治と関連づけられている(Hannah-Moffat 1999)．

このリスクという考え方の台頭によって，近年，ソーシャルワークの実践もまた変化している．当該集団のリスクを把握するテクノロジーとしてのソーシャルワーク，その実行部隊としてソーシャルワーカー（Castel 1985）という位置づけがなされうるからである．

欧米においては，ソーシャルワークにおけるリスク概念は contested なものとなっている(Kemshall 2010)．本報告ではまず，その contested な論点を整理する．そして，児童虐待のリスクアセスメントをとりあげ，海外での関連する議論を参照しながら，日本の児童虐待防止政策を検討していきたい．

2　ソーシャルワークでのリスクパラダムの台頭（欧米での議論）

ソーシャルワークにおいてもリスクパラダイムが支配的になってきたが，その結果、そのリスクのレトリックが「恐怖」を蔓延させ，ソーシャルワーカーが説明責任の不安に怯えるようになったこと(Sonya 2010 など)，さらに倫理的問題としては，利用者の同意の問題・プライバシーの侵害・スティグマ化といった点が指摘されている(Keddell 2015)．

児童虐待問題の対策においては，欧米では「Child Abuse Errors」（Howitt 1993）の状況で，児童保護サービス機関が過剰介入と過小介入の両方の責任が問われていくなかで，リスクアセスメントが導入された．アセスメントによってケース数を減らすことで児童保護サービスの対象を対応可能な範囲内に狭

め，スタッフの能力不足を補うことができ，そして機関の管轄下において家庭で子どもがひどく虐待されたり死亡したりという場合，家庭外に措置しなかった判断が客観的，科学的であったと反論でき，世論の批判から機関とワーカーを守ることができるからである（Kamerman and Kahn 1990）.

児童保護機関がリスクアセスメントの道具を使用することについては，「エンペラーの新しい衣装」（Wald and Woolverton 1990）として，その権力性が指摘されてきた．たとえば，リスクアセスメントが専門家からクライエントにのみ向けられ，児童保護サービスが使用するリクアセスメントの偏った価値や社会政策の不備というリスクなどをチェックするわけではないからである(Gambrill 2001).

3　日本の児童虐待リスクアセスメント

翻って日本においても 1990 年代に開発が進められた．欧米など海外ですでに児童虐待のリスクアセスメントとして記載されている項目などを参考に，児童福祉，地域保健や医学などの専門家が自分たちの領域の実践にもとづきリスクファクターと考えられるものをあげ，それらを統計的手続きで検証しようとした(上野・野村　2003).

しかし，これらの児童虐待のリスクファクターの統計的な算出の根拠となったのは，自分以外の他者からなる集団である．別の人口集団に対してなされた調査から抽出した，いまだ起こっていない蓋然的な危険性であるリスクが，当該人口集団に適用されるのである．ハイリスクとされた具体的な親子が，児童虐待の「具体的な徴候」を呈している必要はない．担当者は，家族の周辺調査に時間をかけ，多岐の領域にわたる専門家や関係者からのリスクをめぐる情報を収集し，アセスメントする役割に傾注する．肝心なのは，児童虐待のハイリスク社会集団のメンバーとされるかどうかの，社会人口的文脈における個人のポジションの確定だからである．

報告者は，①児童相談所，②保健所，③一般人口を対象にした，それぞれの領域で最も代表的なリスクアセスメント作成研究を取り上げ，妥当性を他所で詳しく検討した．これら三つのリスク項目を統計的に裏付けたとする調査の内容は，信頼性・妥当性・倫理基準など社会調査の通常の手続きに照らせば大きな欠陥が認められたのである(上野・野村　2003).

そしてこのようなアセスメントは実施にあたり，その目的が対象者に知らされることもない。

また，リスク項目には，ジェンダーと関連する項目が多く含まれている．母子保健のリスクアセスメントなど，そもそも母親のみを対象として設計されている．貧困の指標となりうるような項目も含まれている．リスクは，ジェンダー化され，そして階層化されているのである(Chan and Rigakos 2002. Hannah-Moffat and O'Malley eds. 2009).

4　ネオリベラル・リスク社会

リスクアセスメントは，個人の自発性や政策への服従をあてにしなくてよいという点（例：健診未受診などをリスクとする）で相談という手段よりも徹底している．このシフトにおいて重要なのは，諸個人ではなく人口（population）を調査対象とし，虐待の危険性という評価枠組みのなかに全人口を組み込むことが可能である点である（例：怪我などの具体的な徴候を呈していない子どもや，暴力を振るっていない親）.

ここには，これまで社会福祉が「ニーズ」として扱ってきたことが「リスク」として読み替えられ，そのリスクをマネージできなかった個人がその結果に対して責任を取らされる仕組みがある．

児童虐待のリスクアセスメントへの欧米への批判的な主張は実のところは多様である。しかし、これらの議論は，実際介入の対象となっている家族の多くが基本的な福祉と医療の公的サービスさえしっかりしていれば虐待だとラベルを貼ることも、セラピーで態度変容を促されることも、子どもを取り除かれることもない、低階層家族、母子家庭だという批判という点で共通しているのである．

文献

Castel, Robert, 1991, "From Dangerousness to Risk", Graham Burchell, Colin Gordon and Peter Miller (eds.), *The Foucault Effect: Studies in Govermentality*, Harvester/ Wheatsheaf: 281-298.

Gambrill, Eileen, 2001, "The Need for Comprehensive Risk Management Systems in Child Welfare", *Children and Youth Services Review*, 23 (1): 79–107.

Gambrill, Eileen, 2001, "The Need for Comprehensive Risk Management Systems in Child Welfare", *Children and Youth Services Review*, 23 (1): 79–107.

Hannah-Moffat, Kelly, 1999, "Moral Agent or Actuarial Subject: Risk and Canadian Women's Imprisonment", *Theoretical Criminology*, 3 (1): 71-94.

O'Malley, Pat, 1998,"Introduction", O'Malley, Pat(ed.), *Crime and the Risk Society*, Dartmouth/Ashgate.xi-xxv.

・Stanford, Sonya, 2010, "'Speaking Back' to Fear: Responding to the Moral Dilemmas of Risk in Social Work Practice", *British Journal of Social Work*, 40(4):1065-1080.

テ　ー　マ　セ　ッ　シ　ョ　ン

テーマセッションＡ

更生保護と地域社会

コーディネーター・司会　：本庄　武（一橋大学）
報告者　：南元英夫（東京保護観察所）
古田康輔（福島保護観察所）
野村恭代（大阪市立大学）
高橋有紀（福島大学）

１　企画趣旨（本庄武）

更生保護は社会内で犯罪行為者の更生を図る制度であり、その拠点となる更生保護施設が地域社会と良好な関係を築いていくことは制度を運営するうえで不可欠の条件といえる。しかし、実際には更生保護施設の建替えや移転に対して地域から激しい反対運動が起き、現場の担当者の尽力で開所にこぎつける場合は珍しくない。しかし、そうした場合の地域社会との間での合意形成のあり方が学術的検討の対象となったことは、これまでほとんどなかったと思われる。そこで本テーマセッションでは、研究の端緒として、激しい反対運動を乗り越えて開所に至った国立の更生保護施設ともいうべき福島自立更生促進センターの事例を取り上げた。セッションは、実務の立場からの、開所に至るまでの動向及び開所後の動向についての報告、社会福祉学の見地からの、精神障害者施設と地域とのコンフリクトに関する研究の知見に関する報告、刑事政策研究者からの、近時の立直り研究の動向と地位社会のあり方に関する問題提起の報告で構成された。以下では、各報告者にご執筆いただいた報告要旨を掲載した後に当日の議論の模様を紹介する。

２　第１報告「福島自立更生促進センターの開設をめぐって」（南元英夫）

（１）目的

官民協働態勢で実施する我が国の更生保護は，地域社会の理解により支えられているが,その一方で,更生保護施設等が地域から快く受け入れられることは稀である。福島自立更生促進センターの開設をめぐる地域の反対運動とその後の展開から，更生保護が広く地域社会から理解を得ることの難しさとその意味を考察する。

（２）自立更生促進センターとは

自立更生促進センター（以下「センター」という。）は，国立の更生保護施設といえる。更生保護施設とは，更生保護法人等民間の非営利団体が運営する施設であり，現在，全国に 103 施設が存在し，仮釈放者の約 3 割，出所者全体の２割弱の帰住地となっており，再犯防止上極めて重要な施設である。

（３）センター設置計画と反対運動の起こり

従前，国立の更生保護施設の必要性が指摘されてきたが，設置の構想が具体化したのは，平成 17 年末である。平成 18 年夏，福島，京都及び福岡の各保護観察所にセンターを附設する計画が立てられた。福島保護観察所では,福島市に対して同計画を通知し,周辺 12 町の町会長に対する説明会を開催し,最寄りの３町会には説明文書の回覧を依頼した。同年 12 月，法務省がセンター構想を発表し，新聞報道されたが，京都市及び福岡市においてはその直後から周辺住民による反対運動が起き，計画は頓挫した。一方，福島市においては，反対の声は生じないまま計画が進行し，平成 20 年夏の運用開始に向け，同年 1 月建設工事が着工したが，建物の完成が迫る同年 4 月，近隣住民が施設に関する質問のために来庁し，その後，瞬く間に大きな反対運動へと広がった。

（４）反対運動と保護観察所の対応

センター設置に反対する中心メンバーは，「福島の安全安心を守る住民の会」（以下「住民の会」という。）を結成した。反対の理由は様々であるが，主な理由は「事前の説明が十分ではなかった。」,「周辺に学校が多く，子どもの安全が脅かされるため設置場所として不適当である。」というものである。反対運動の態様は，抗議活動，署名活動，反対集会，陳情，デモ行進等様々あり，地元ではその様子が連日のようにマスコミ報道された。客観的事実をきちんと伝える報道もある一方，「不都合な事実を隠蔽し,強行しようとする行政」と「地域の安全を守るため行政と戦う住民」との対立のように単純化した報道も多かった。

そうした事態に直面し，法務省は，当初予定していた平成 20 年夏の運用開始を断念し，延期した。福島保護観察所では，①住民説明会，②近隣への戸別訪問，③見学会，④反対者との意見交換会，⑤更生保護に関する講演会，⑥公開質問に対する回答，⑦説明文書のポスティング，⑧地域懇談会，等を実施した。⑧の地域懇談会は，町内会長，ＰＴＡ会長，福祉関係者,有識者及び住民の会代表者等で構成し，

福島市にもオブザーバー参加を求め，計５回開催した。同懇談会は傍聴を可能とし，議事録を公開するなど透明性の高いものとなるよう配慮した。これにより，平成 18 年当時の報道や地域への回覧文書等も公開され，法務省が秘密裡に計画を進めたのではないかという誤解を解く切掛けとなった。しかし，「学校が多い市街地は，センター設置には不適。」という「場所の問題」を理由とする反対の声は依然根強く，法務省（保護観察所）側と反対者側との意見の溝が埋まることはあまりなかった。

（５）開所

あくまで反対する方々は少なからず存在したが，その一方で，開所延期から２年近くを経過するうちに多くの理解者も現れ，「センターの開所を支援する住民の会」が結成された。そのメンバーには当初センターに反対していた人もいた。福島保護観察所では，地域懇談会で出された意見も考慮し，センターの入所基準を再考して福島出身者等に限定して入所させるなど地域性の強い施設にすることとし，住民説明会等を経た上で地域から一定の理解を得たと判断し，平成 22 年４月，運用開始に向けた準備を進める旨を発表した。その後も抗議活動等はあったが，同年８月，１人目の対象者がセンターに入所した日を境に反対の声が届くことはなくなった。

（６）考察

法務省保護局及び保護観察所による上記の対応は，センター設置に向けて一般市民の理解を得るために必要なものであったが，十分なものではなかった。反対者との対話や説明会の開催，マスコミ等を通じてのＰＲ等は，更生保護全般について，又は更生保護施設の必要性について等の理解を得る機会となったものの，センター周辺地域には，あくまで場所を問題視し，強く反対する人が少なからず存在した。しかし，その一方で，センター開所を強く支持し，応援してくださる人々が現れたことや，応援もしないが反対もしない，いわゆる「声なき声」が変化したその背景には，地域住民としての保護司又は更生保護女性会の方々の大きな影響力があった。保護司等は，ＰＲ活動への参加や陳情等を行うだけではなく，センターの必要性等について身近な人々に日常的に訴えてくださっていた。

センター開設をめぐる上記の経緯から，次の点を教訓としたい。

①　国立施設であるセンターを運用するためにも保護司等が有する地域性や社会的信望が不可欠であることを考えると，保護司，更生保護女性会員，協力雇用主，ＢＢＳ等の更生保護協力者を恒常的に獲得していくことが，将来にわたり，地域に支えられた充実した社会内処遇を展開していく上で，最重要課題である。

②　犯罪前歴者は身近に住んでいてほしくないというのは，ごく自然な当然の感情である。皆が更生保護施設を快く受け入れる社会の実現は不可能であろう。しかし，犯罪者の改善更生と社会の安全安心のため，更には子どもの健全育成のためにも「排除の論理」ではなく「包摂の論理」が必要であるということを，諦めずに丁寧に訴えていく必要がある。

３　第２報告「更生保護と地域の反対運動－福島の事例から－」（古田康輔）

（１）目的

更生保護施設の新築等において地域住民からの反対運動を受けることは珍しくない。福島においては，国立の更生保護施設とも言える福島自立更生促進センターの開所に当たって，大きな反対運動に直面した。さらに，並行して更生保護施設至道会の移転新築事業が進められ，現在も反対運動に直面している。実務家の立場から，今後の研究に資するために自立更生促進センターの現状，至道会移転新築に対する反対運動についての実例を紹介し，住民への説明，住民の理解，更生保護施設運営への地域住民の参画，保護観察所の行政としてのあり方について考察する。

併せて，更生保護施設による処遇の限界や課題についても問題提起したい。

（２）福島自立更生促進センターの現状

開所当時は反対運動の大きさから，入所者の雇用を受け入れてくれる事業主もいなかったが，反対運動の落ち着きと除染作業員の人手不足，センター入所者の稼働実績から現在は協力雇用主の元への就職に困難はない。

また，一部支援者の紹介を通じて，情操教育の講師の派遣や自助グループにセンター教室を貸し出すなど地域との交流が進んだ。

年３回行われる，近隣にある小中高校への近況説明では，PTA 関係者の間でも自立更生促進センターが話題に出ることはなく，むしろ無関心になっている様子がうかがわれる。

しかし，センター入所者の選定基準，開始当初に設定された「福島限定枠」は一部を除き改正されることはなく，この制限が大きな要因となって，自立更生促進センター構想が目指した成果としては，数的，質的に不十分な実績と言わざるを得ない，現在は住民の信頼を得るべく実績を積み重ねている段階である。

運営状況をチェックするため、開所当初に設置された第３者機関としての運営連絡会議は毎月開催さ

れている。この会において選定基準の検討が行われるものの，大幅な改正には至っておらず，現在も開設当時の反対運動の影響を強く受けているといえる。

また，反対運動は更生保護に対する住民の拒否的な態度など，県内の他の更生保護の分野に残した傷跡も大きい

（３）更生保護施設至道会の移転新築事業

平成１８年に具体的な移転新築構想が固まり，地元自治会長等に説明を重ねたが，「反対する会」が結成され反対署名の提出がなされた。説明会等を重ねていたが，自立更生促進センターの反対運動が大きくなったこと，及び東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故による社会的混乱から事業の推進を中断していた。

平成２６年に建設予定地等を変更するなどして新たな移転新築計画を確定し，地元説明会等を再開したが，再び反対運動が持ち上がり，反対署名の提出を受けた。

現行施設が５０年間で大きな事故を起こしていないこと，入所者の再犯の状況等客観的な情報を提供し危険な施設ではないことを説明している。

説明会・市の呼びかけによる意見交換会４回，現行施設見学会２回，戸別訪問４回，住民アンケート１回を実施したが，説明会に参加すれば説明を受けたことになると出席を拒否するなど，実質的な協議には入れていない。

戸別訪問の結果からは，必ずしも反対派が多数を占めていない様子もうかがわれる。

（４）考察

1)　更生保護施設の場合，地域住民に直接のメリットはなく，一方で具体的な損害を与えるものでなく，イメージによる反対に傾きやすい。そのため地域の中に積極的賛成派は生じにくい。

自立更生促進センターの例にも見られるが，全国でも多くの更生保護施設の反対運動では，開所後に反対運動が終息に向かう，あるいは反対運動をした者が理解者，協力者に変化する場合もある。

これは，一般の方が犯罪に抱くイメージと更生保護施設やその入所者の実情との乖離が原因と考えられ，更生保護施設の実情を知ってもらうための広報，説明，日常からの地域との交流が極めて重要である。

2)　反対運動が生じた場合，当事者である保護観察所や更生保護法人は住民への説明や協議が求められるし，また，地域住民の意思は尊重されねばならない。一方で近隣住民の意見だけで施設の正否を決めることも正当性を欠く。実際に個別に住民の意見を聞けば，積極的反対，消極的容認，無関心までおり，単純に反対，賛成に二分できるものではない。

住民の理解を得て合意を得ることは重要であるが，説明対象の地理的範囲はどこまでなのか，交渉の対象は誰なのか，合意が得られるとしてもその相手は誰なのか，「反対する会」が結成されてもそれが全住民を代表しているといえるのか，説明，交渉をするに当たって判断に迷うことも少なくない。

住民運動としての性質上，必ずしも住民側が組織化された団体と言うわけではなく，行政機関としての保護観察所，説明者である更生保護法人はそれぞれの住民運動に対する認識や判断が問われることになる。

3)　今日においては運営状況の透明性の確保が重要であり，更生保護施設においても，特に反対運動を受けた施設においては，自立更生促進センターの運営連絡会議のような運営状況の報告，協議の場が設けられる例が見られる。

これらは，地域住民の運営への関与，また理解を深めてもらう場として肯定されるべきものと考えられるが，反面，地域住民に許された者だけが入所できるという排除に繋がる危険も孕んでいる。また，更生するためには入所者が前科，前歴を知られずに社会生活を送れる機会も重要である。

透明性の確保やその限界に関しての地域住民との合意も重要である。

4)　反対運動が起きた場合，入所者の選定や制限で住民と合意する例も多く，また，更生保護施設は再犯やトラブルは施設の存続の危機に繋がるため，更生保護施設の定員が不足している中，いわゆる「無難」なケース，危険の少ないケースに入所者が偏りがちである。

施設入所ができない対象者はどのように処遇するのか，更生保護においては施設入所によらない処遇のあり方，更生保護施設のあり方，双方が問われている。

４　第３報告「施設コンフリクトの実態と展開―合意形成プロセスの検証―」（野村恭代）

（１）目的

本報告の目的は、精神障害者施設と周辺住民とのコンフリクトを事例として取り上げ、施設コンフリクト発生から合意形成に至るプロセスに着目し、その合意形成のあり方について明らかにすることにある。

近年、障害者の地域生活への支援については、そのさらなる充実が求められているところである。しかし、障害者が病院や施設等から地域へと生活の場を移すことに対しては、いまだ多くの障壁が立ちはだかる。地域住民が施設建設を反対する理由は、「地価が下がる」「何か事故や事件など住民にとって不

利益になることが起こるのではないか」といった漠然とした不安であり、時代が移っても反対理由に大きな変化はみられない。施設や事業所の建設や運営に対する地域住民からの反発はまさに代表的な障壁の一つであり、障害者の地域移行を進めるためには、このような課題を一つひとつ解決していかなければならない。

（２）方法

本報告では、施設コンフリクトを乗り越え地域に定着し、地域住民とともに活動を行う施設に対する調査結果を基に、そのプロセス及び関係性構築のために必要となる諸要素について述べる。

調査対象者は、現在の町内会長および施設コンフリクト発生当時の町内会長、B 市行政担当者、県職員、地域住民、当事者、家族会代表、ボランティア、法人評議員、障害者福祉関係者、現在の施設利用者、スタッフ、施設長の計 14 名である。なお、調査期間は、2010 年３月から８月の６ヶ月間である。

（３）結果

事例対象施設は、精神障害者を対象とした旧授産施設（現・就労継続支援Ｂ型事業所）である。事業内容はパンの製造・販売であり、それらの活動を通して社会で生活していくための力を獲得することを運営の目的としている。

以下、当該事例の施設コンフリクト発生から合意形成に至るまでのプロセスを時間軸に沿って提示する。

1）施設設立準備段階

「施設設立委員会」発足。発足後は施設建設に向け自己資金および建設地確保のための活動を開始した。また、市に施設建設用地の無償貸与の要請を行い、要請を受けた市は無償貸与に関する確約書を交付。ただし、確約書には「住民の理解が得られていること」という一文が付記された。同時期、市長は町内会会長及び執行部役員数名との話し合いを数回実施。市長および法人は、これをもって「住民の理解が得られている」という条件をクリアしたものと考えた。執行部役員は市長との話し合いの場で、町内会内への施設建設を了承。県内初の社会復帰施設を市内に建設したいとの思いから、市は積極的に施設建設に関与した。

2）施設コンフリクトの発生

執行部役員から施設建設の了承を得た法人は、住民全体に対し施設建設に関する説明会を実施。初めて施設建設計画を知った住民は、市長との話し合いを秘密裏に行った執行部役員に激しく反発。同時に、一部住民にのみ事前に打診を行った行政（市長）に対しても強い反感を抱く。この時点で行政を交えた第２回目の住民説明会を開催。説明会に参加した行政関係者は役職者であり、それ以降説明会すべてに役職者が参加したが、その後住民の怒りが爆発。役職者の話し方などに対する怒りであり、住民はその言動すべてに拒絶反応を示した。そして、町内会住民の一部は「設立反対の会」を組織。執行部役員への反発と不信感から、町内会は執行部役員を中心としたグループと役員に不信感を抱く住民とに二分化され、分裂していく。

3）町内会の分裂

県および市は役職者の参加を見合わせ、過去にごみ処理場および火葬場建設におけるコンフリクト問題に携わった経験のある市役所職員Ｃ氏を担当に任命した。C 氏は、①今後は住民、法人、行政三者の話し合いは年に１、２回とし、②住民との話し合いはＣ氏と反対派住民とで２週間に１回のペースで行う、③法人と住民二者間の話し合いは今後一切行わず、④C 氏が窓口となり当該問題に関する事項はすべてＣ氏を通して行う、という方針を定め行政および法人に徹底した。さらにＣ氏は、並行して反対派住民宅の戸別訪問を開始。開始当初、C 氏は玄関にも入れてもらえず、住民は話を聞く姿勢をまったく示さなかった。しかし、連日に渡り何度も訪問するうちに、まずは玄関先で話をするようになり、次は玄関まで入ることを許され、そして最終的には家の中に入るまでになった。毎日のように市役所での業務終了後に訪問してくるＣ氏に、最後は住民が根負けした。しかし、話し合いの場での反対派住民の態度に変化は見られなかった。また、賛成派住民と反対派住民との対立も深刻化した。

同時期、ある事件が発生する。施設建設予定地にわら人形が打ちつけられ、法人関係者がそれを発見。これを機に、法人と反対派住民との亀裂は決定的なものとなった。

4）信頼感の芽生え期

C 氏は何よりも反対派住民との関係性の構築に重きを置いた。その結果、これまで変化の見られなかった全体の場にも小さな変化が表れる。それまでは、常に法人への批判と施設建設反対に関する議論が主題であったが、次第に施設建設以外の話題が持ち上がるようになった。C 氏および反対派住民は、「施設のことよりも少しずつ世間話の方が多くなっていった」と当時の状況を振り返る。また、それまでは施設建設に対する意見には会場から拍手が沸き起こっていたものの、いつの間にか拍手がなくなっていた

一方、法人はＣ氏への不信感を強めていく。また、賛成派住民と反対派住民との間のコンフリクトは激化する一方であり、この時期、反対派住民による賛成派住民への嫌がらせも確認されている。

5）信頼の醸成

約２年に及ぶ地道な取り組みの結果、C 氏は反対派住民からの信頼を得る。それを確信したＣ氏は、反対派住民に先進的な取り組みを行う精神障害者施設への見学バスツアーを提案した。反対派住民は全員で参加することを了承する。その理由は、「C さんが行こうと言うから」というものであった。バスツアー実施後、C 氏は法人と住民との施設建設に向けた最終の話し合いを行うことを決意し､交渉を開始。反対派住民は、「C 氏が覚書を作るのであれば」と交渉に応じた。

6）施設の設立

法人代表と住民代表が施設建設に係る覚書を交わし調印、県内初の精神障害者社会復帰施設が開所した。それ以降も反対派住民はＣ氏との個人的な交流を続けた。一方、調印後も賛成派住民と反対派住民との対立は解消されなかった。町内会は分裂した状態のまま、話し合いなどは一切行われていない。施設は両町内会に加入する予定であったが、反対派住民を中心として形成された町内会に先に加入したために、賛成派を中心とする町内会には加入することができなかった。

施設設立後、ある事故が起こる。施設利用者が隣家住民と自転車による接触事故を起こし、住民に怪我を負わせたのである。隣家住民は激怒し、激しく抗議した。施設ではルールを新たに作成し、利用者および職員に徹底した。なお、事故発生を受け真っ先に行動したのは元反対派の住民達であった。事故発生後、元反対派住民数名は市役所を訪れ、C 氏に「なんとか穏便に解決する方法はないか」と相談している。施設がルールを定めたことや町内会住民による説得を受け、隣家住民はそれ以上騒ぎ立てることなく、問題は終息した。

（４）事例からの考察－合意形成の要素と地域資源としての「施設」－

1）施設コンフリクトにおける仲介者の役割

本事例では、当該問題の窓口をそれまでに他のコンフリクト問題を扱った経験のある職員に一本化し、担当となった職員は施設と地域との「仲介者」として機能した。担当者が反対派住民と関わる際に意識していたことは「信頼関係の構築」であった。まずは、担当者と個々の住民が個人間で信頼関係を形成することにより、そのことが個人の属している機関・団体への信頼につながり、最終的には施設建設への合意へとつながっている。

2）コンフリクト・マネジメント手法

担当者は本事例における施設コンフリクトに対して、それまでの経験を基盤として対応し、反対派住民に対する担当者の関わりは、リスクコミュニケーションによるコンフリクト・マネジメント手法に類似する。

3）行政の果たす役割

行政が積極的に関与したことは、合意形成に至る上での重要な要素であり、また、現在施設が住民と良好な関係性を構築できている理由の一つも、行政の関与が影響を及ぼしているものと考えられる。

4）施設が地域に及ぼす積極的側面

本事例では、住民とさまざまな関係者との信頼関係の構築がなされている。また、施設建設に至る過程では「新たなつながり」の形成が確認された。これまで、いわゆる「迷惑施設」として認識されることの多かった障害者施設は、「人と人とのつながり」という新たな資源を形成する場となりうる可能性を秘めている。このような施設の持つ可能性を積極的に生かし、施設を地域住民も活用することのできる「地域の社会資源」へと展開していく視点が求められており、実際に取り組みを始めている施設や事業所もみられる。

文献

Fisher, S. , Ludin, J. , Williams, S. Abdi, D. ｉ＆Smith, R. ,Working with conflict: Skills and strategies for action. London: Zeb Books、2000 年

National Research Council (1989) ,Improving risk communication,The National Academies Press. (林裕造・関沢純監訳 (1997) ,『リスクコミュニケーション-前進への提言-』,科学工業日報社.)

５　第４報告「更生保護における『地域のチカラ』と『あるべき立ち直り方』」（高橋有紀）

（１）問題意識

2012 年より「社会を明るくする運動」に「立ち直りを支える地域のチカラ」という言葉を盛り込んだスローガンが用いられるようになったことが象徴するように、近年、更生保護制度の意義を広く地域社会に知らせ理解や協力を得ることが強調されている。保護司の担い手不足や種々のハンディを有する保護観察対象者の増加、更生保護施設の改築・移転への反対運動といった問題にかんがみると、こうした動きは望ましいものと言えそうである。また、「desistance」研究で注目される Shadd Maruna は、元犯罪者らの変化や成長を周囲の者が承認する「回復の儀式」(Maruna;2001) の重要性を指摘する。地域社会はこうした儀式の担い手ともなり得る。しかし、犯罪や非行をした者の立ち直りについて考えた際、必ずしも地域社会のすべての者が、彼らと彼らを取り巻く更生保護制度に関心の目を向け、支援の手を差し伸べることが利益であると一概には言えな

いのではないか。

本報告では、そうした問題意識の下、従来の日本の更生保護制度が対象者を「ひっそりと」社会に戻すことを志向するものであったと考えられること、地域の多くの者が更生保護とその対象者に関心を持つことはともすれば、対象者に一定の生き方を求める圧力となり得ることを指摘した。そのうえで、犯罪や非行をした者の「立ち直りを支える」地域社会のあり方について検討した。

（２）更生保護制度の歴史と今日の潮流

日本の更生保護制度は長く、対象者の「秘密保持」を意識し、犯罪歴や刑事施設入所歴等が周囲の者に知られぬよう配慮してきた。そうした状況下では、保護司の中には、自らが保護司であることについても周囲にできるだけ知られぬよう工夫する者もいた。その結果、日本の更生保護制度は長く、保護司や更生保護女性会、更生保護施設など、更生保護に対して「動機づけのある」「関係者」（生島;2009）のみによって担われ、それ以外の者の多くは更生保護制度の存在すら知らないことも珍しくなかった。

近年、こうした状況を反省し、地域社会に広く更生保護制度について理解を求めることが強調されている。そこでは、対象者を「ひっそりと」地域社会に戻す伝統的な更生保護制度を前提に、その意義を広め協力を求めようとする姿勢が見られる。しかし、地域社会のすべての人間が「犯罪歴を知ったうえで受け入れる」社会は、（それが現実に可能であるかを措くとして）犯罪や非行をした者の立ち直りに資するのだろうか。

（３）犯罪者の「立ち直り」と地域社会

Shadd Maruna は「回復の儀式」を「制度化」することが、犯罪や非行をした者の desistance に有意義であるとしばしば指摘する（Maruna;2001,2011）。しかし、「儀式」に値する者を決めるのは社会の多数派の価値観であり、その下では再犯や遵守事項違反をも含む失敗や挫折を繰り返しながら、徐々に落ち着いた生活を獲得する元犯罪者らの生き方が許容されない可能性がある。

くわえて、犯罪歴や刑事施設入所歴を有する者の中には、上述の「儀式」に値するような生活をしていてもなお、「ひっそりと」生きることを望む者もいると考えられる。人種や性に関するマイノリティについては、そうしたアイデンティティを周囲に「知られたくない」と思わせる社会のあり方は倫理的に糾弾できるが、犯罪歴や刑事施設入所歴を「知られたくない」と感じること、また、それらを持つ者に対して拒否感を抱く者がいることは一定程度受け入れざるを得ない。犯罪歴や刑事施設入所歴を隠し、「ひっそりと」生きることで立ち直る道を閉ざすわけにはいかないはずである。

他方で、1960 年の伊福部舜児の論稿や、元少年Ａによる『絶歌』からは犯罪歴を隠して生きることへの罪悪感や息苦しさから、一度は手にした落ち着いた生活を手放す者の存在が看取される。「ひっそりと」生きることもまた、楽ではない。しかし、伊福部は保護観察官や保護司の紹介により職場を得た出所者らの方が、そうでない者よりストレスを抱えやすいことも指摘する（伊福部;1960）。犯罪歴や刑事施設入所歴を知ってもなお、彼らを信じ支えようとする者の存在は、ともすれば彼らに強いプレッシャーとなり得る。

これらのことから、従来の日本の更生保護制度が前提としてきた「ひっそりと」社会に戻る立ち直り方には功罪があり、その「功」の面に守られることで更生できる者もいれば、「回復の儀式」を求める者もいると考えられる。すべての者のニーズを満たす制度の構築は容易ではない。

そのような場合に私たちは、「希望者のみを対象とした『回復の儀式』」があればいいのではないかと安易に考えがちである。しかし、「回復の儀式」に公的なメリットを付与すればするほど、にもかかわらず「ひっそりと」生きることを選ぶ者に対しては、「何かやましいところがあるから参加しないのではないか」との目が向けられかねない。結局のところ、「来たくない人は来なくていい」儀式は、社会の多数派の論理の下で「来たくない人も来なくてはならない」ものとならざるを得ない。しかし、そのような形で、犯罪や非行をした者全員を「回復の儀式」に引っ張り出すことは彼らの立ち直りに資するとは言えまい。

（４）まとめ

以上を踏まえて、犯罪や非行をした者の立ち直りを支える「地域のチカラ」とは何かを考えると、まず、更生保護制度の意義と仕組みに対する理解は不可欠であると言える。それらに対する基本的理解を欠いたまま、更生保護制度の担い手や対象者にとって逆風とも言える事態が生じている状況は改善されなければならない。

その際にしばしば指摘されることとして、制度の意義や理念を理解しても、「自分の家の近所に更生保護施設ができるのは困る」、「自分は、犯罪や非行をした人とはかかわりたくない」とする、いわゆる「総論賛成、各論反対」の問題がある。実際、地域社会のすべての者が積極的に更生保護制度を支え、担う者となることは期待できないであろう。また、地域社会のすべての者が「どんな過去を知っても、あなたを受け入れる」とばかりに他者に関心を示す

社会は、犯罪歴や刑事施設入所歴に限らず、さまざまな過去を持って生きる私たちにとって生きやすいとは言い難い。

それゆえ、自分にとって「得体のしれない人」であっても、あるいは自分にとって「受け入れられない人」であっても、「それは相手にとって自分も同じかもしれない」と諦めて共存するしかないのではないか。「各論反対」の人間に、「その程度ならできるかもしれない」ことであり、実はそれは匿名性の高い現代社会を生きる私たちが日々していることであると理解させることが必要であろう。

文献

伊福部舜児，1960，「仮出獄者の再犯まで―主として“社会的期待”から」『犯罪学年報』1：89-108.＝平野龍一編『日本の犯罪学６ 1970-1977 Ⅱ対策』東京大学出版会，244-256.

Shadd Maruna, 2001, Making Good: how ex-convicts reform and rebuild their lives, American Psychological Association

――　2011, Judicial Rehabilitation and the ‘Clean Bill of Health’ in Criminal Justice, European Journal of Probation, 3 (1): 97-117

生島浩，2009，「保護観察官に期待されるもの―どこが変わらず、何が変わったのか」『更生保護と犯罪予防』42：6-15.

元少年Ａ，2015，『絶歌』太田出版

６　討論の概要（本庄武）

以上の報告を受けて質疑応答が行われた。以下では議論の一部について紹介する。

まず福島センターの入所対象者について、民間の更生保護施設を受け入れ不可となった人を対象にしていることが確認された。そのうえで、今後は入所者の制限を外していきたいとの抱負が語られた。基準自体を変えていくことに加えて、例えば子ども対象の犯罪といっても、交通事故で子どもが被害者のケースはどうなのだ、などを問うことでと基準の実質を変えていくこともできるのではないかとのことだった。

次いで、地域コンフリクトを解決するには、担当者と地域との人的信頼関係の構築が重要とのことであったが、定期的に担当者が替わっていく更生保護の場合に難しさがあるのではないかとの指摘があった。これに対して、精神障害者施設の事例でも地域への説明の過程で途中から施設職員も同席し、職員への信頼も醸成されていき、ひいては施設自体が危ないところではないとの信頼を得ていったという経過が紹介された。

さらに地域住民の多数を占めるとされる無関心層については、福島センターの事例では途中から無関心層の風向きが変わり、反対運動に流されなくなったことが大きかった、反対署名に名を連ねていても、個別に説明を行うとそんなに強く反対していない場合も多い、と回答された。また無関心層をどう取り込むかは現在でも重要な課題であるため、評議員にも加わってもらっているとのことであった。

強固な反対層が支援者層に変わっていくプロセスに関しては、危険なことについても包み隠さず話すと理解をしてもらえるようになり、またこうした人たちは地域をどうすればよくしていけるかについて真剣に考えている人たちであるだけに、一旦理解してくれると支援に回ってくれる、との回答がされた。

更生保護施設が地域にいかなる貢献をもたらすことができるのかについては、震災のときに浴場を開放したり仮設住宅の人にボランティアをしたりといったことはあったが、これは被災地特有のことかもしれず、根本的には地域にメリットをもたらすからではなく、地域に迷惑をかける施設ではないからということで受け入れてもらうしかない、との回答がされた。他方で、多様な人を受け入れることが地域社会をより良いものにしていったり、刑務所から出てきた人が更生する施設が身近にあることが子供の教育にいい影響を与えるという面もあるとの見方も示された。

最後に更生保護と地域社会との関わりのあり方が問われた。フロアーからは、犯罪との関連性が誤解や偏見に基づくものである障害者施設の場合と異なり、まさに犯罪に関連した人たちを扱う更生保護施設の場合は、特有の難しさがあるという面がある、との指摘があった。それに対しては根本的には、地域住民に、決して高くはないものの一定程度のリスクを抱えた人が隣で生活しているのだということを認識し受け入れてもらうことが重要であると回答された。他方で、更生保護施設で受け入れが難しい出所者等がいることもまた否めないが、そうした人たちがどこで更生していけるのかについても考えなければならない、とも指摘され、潜り込ませる更生という発想がこの問題を考える手掛かりになるのかもしれない、との指摘があった。

冒頭に述べたように、本セッションは研究の端緒に過ぎない。今後ともこの問題の検討を継続していく必要が痛感されたことを付記しておく。

※本テーマセッションおよび報告は、科学研究費基盤研究(C)「東アジアにおける新しい社会内処遇の動向」（263800801、研究代表者；本庄武）の助成に基づく研究成果の一部である。

テーマセッションB

死刑を巡る最近の状況

コーディネーター・司会：笹倉香奈（甲南大学）
話題提供：後藤貞人（大阪弁護士会／
日本弁護士連合会・死刑弁護小委員会座長）
堀　和幸（京都弁護士会／
日本弁護士連合会・死刑廃止検討委員副委員長）
黒原智宏（宮崎県弁護士会）
笹倉香奈（甲南大学）
指定討論：石塚伸一（龍谷大学）

1　テーマセッションの趣旨

本テーマセッションは、死刑をめぐる最近の議論状況、実務状況、そして国際的な状況を概観し、今後の日本における死刑制度のあり方を考えることを目的として企画された。そこで、死刑事件に関わる弁護実務家に話題提供を依頼し、現場で死刑弁護を担当する弁護士がおかれている現状とそれに関する日弁連の取り組みを紹介した。さらに、アメリカにおける死刑制度の最新の動向にも触れ、日本の課題を明らかにした。以上のような話題提供を踏まえて、質疑応答が行われた。

2　話題提供の内容

話題提供は、黒原智宏氏（宮崎県弁護士会）、後藤貞人氏（大阪弁護士会）、堀和幸氏（京都弁護士会）および笹倉香奈（甲南大学）が行った。

（1）黒原智宏氏「死刑事件における弁護活動の実際」

22歳の男性が同居の家族3人を殺害した事件（最高裁第一小法廷平成26年10月16日、死刑判決確定）における裁判内外での取組みが紹介された。本件では第一審の裁判員裁判で、犯行の動機が最大の争点となった。判決は、利欲的な殺人であったとする検察官の主張どおりの認定をして、被害者遺族の意見陳述をも重視して死刑を言い渡した。控訴審の係属中には臨床心理士による犯罪心理鑑定が実施され、視野・意識がひどく狭窄した精神状態の中での犯行であったことが鑑定意見書によって明らかにされた。意見書は証拠採用されたが、死刑判決は維持された。

判決の確定前に、弁護人や「支える会」が被害者遺族にアプローチして、被告人との面会や泊りがけの交流を実現した。被害者遺族は、「加害者の命も大切。事件を差し戻し慎重な審理を」との上申書を最高裁に提出した。死刑判決の確定後は、講演会（大学等のみならず、高校生や福祉施設においても）やテレビ番組、確定者の絵の販売などを通じて、事件の背景・動機を伝え、社会啓発活動を実践している。

しかし改めて本件の審理のあり方などを振り返ると、果たして本件において犯行動機等の十分な事実の解明がなされ、正義が実現されたのかについては、疑問が残る。第一審段階では、裁判員へ与える印象まで考慮した上での被告人質問が行われるべきであったし、さらに立法論としても、証拠の早期の全面的開示、犯罪心理鑑定など弁護側の事実調査の費用の支払い、死刑評決の全員一致制などがなされるべきであった。

（2）後藤貞人氏「死刑弁護の手引について」

裁判員制度がはじまるまで、日弁連には死刑弁護について集中的に検討するためのグループが存在しなかった。ようやく2010年6月に死刑弁護対応組織準備会議ができ、翌月には刑事弁護センターに「死刑弁護プロジェクトチーム」が立ち上げられた（2014年に死刑弁護小委員会に改組）。これまで、資料収集を行ってきたほか、死刑事件の弁護態勢の実態等に関するアンケートを実施するなどの情報収集を行い、資料集の作成、シンポジウムの開催、死刑弁護キャラバンやセミナーなどを開催してきた。そして、このたび3年間かかった手引書「死刑事件の弁護のために」を作成した。

背景には、日本において死刑事件審理について特別な手続が準備されていないという実情がある。そこで、死刑事件の弁護人は、死刑判決を回避するために最善を尽くすべき義務があり、そのような弁護に役立つ知識・技術・考え方等を提供する必要があるのではないかと考え、手引を作成することとした。

手引は、死刑事件弁護のすべての段階を網羅している。章立ては、①「死刑事件弁護の基礎」（熱意や法律手続、知識など、11の項目について概説）、②「調査活動と鑑定の活用」、③「依頼人・被害者・マスコミ」、④「公判前整理手続」、⑤「公判」、⑥「上訴」、⑦「死刑判決確定後」となっている。例えば⑥では、控訴審・上告審において弁護人を変えるべき

であるとの提言も行った。第一審の弁護活動を客観的に検証するとともに、弁護のあり方を上訴審における検討対象とされるべきだからである。また、⑦では、再審事由の見直しを行った（例えば、限定責任能力であるという主張を再審事由とすべきことなどを提言した）。

（３）堀和幸氏「死刑制度に対する日弁連の取組み」

日弁連は 2002 年 11 月、「死刑制度問題に関する提言」を発表して、死刑制度の様々な問題点を指摘し、死刑執行の停止や死刑制度の改善を提言した。これが日弁連としての最初の死刑制度に関する対外的な意見表明であった。

その後、2004 年の第 47 回人権擁護大会において「死刑執行停止法の制定、死刑制度に関する情報の公開及び死刑問題調査会の設置を求める決議」が採択され、2008 年には、「死刑制度調査会の設置及び死刑執行の停止に関する法律案」が発表されたが、2011 年の 54 回人権擁護大会では、「死刑のない社会が望ましいことを見据えて」、「罪を犯した人の社会復帰のための施策の確立を求め、死刑廃止についての社会的議論を呼びかける宣言」が採択され、執行停止に止まらず、小さいながらも死刑廃止への一歩が踏み出された。

しかし、いまだに日弁連として死刑廃止を明言するには至っておらず、このことがその活動の大きな足かせとなっている。この様な問題意識から、現在、2016 年 10 月の第 59 回人権擁護大会での、死刑と刑罰に関するシンポジウムの開催と死刑廃止宣言の採択を目指している。

（４）笹倉香奈「アメリカにおける死刑制度を巡る最近の動き」

いわゆる先進国と呼ばれる国のうち、死刑を存置し執行を続けているのは、日本とアメリカのみである。しかし、両国の死刑制度をめぐる最近の動きには大きな隔たりがある。アメリカでは、死刑の法律上の廃止州が 18 州あり、そのほかにも 5 州が事実状の執行停止を行っている。また、連邦最高裁は、近年、死刑の適用範囲を狭めるような判断をしている。世論調査においても、死刑存置派は年々減少している。つまり、アメリカの死刑制度は明らかに衰退方向に向かっている。

この原因には、①アメリカにおいてここ 20 年ほどの間に多数の冤罪事件が明らかになっていること、②死刑事件についていわゆるスーパーデュープロセスが保障されており、さらに死刑弁護技術の向上が達成されてきたことにより、審理等に多額のコストがかかること、③仮釈放のない終身刑が死刑の代替刑として存在していること、④ここ最近、死刑執行のための薬物が入手困難となり、その代用のための新たな執行のプロトコルによって死刑執行が失敗する事例が多発したことなどがある。また、死刑廃止運動も、より説得力のある死刑廃止の論理を戦略的に用い、様々な死刑廃止運動のアクターが協力することによって活発化した。このようなアメリカの状況と比較して、日本ではそもそも死刑事件の審理のあり方についての議論が不十分である。また、代替刑に関する議論などについてもさらに行われるべきであろう。

３　コメントと質疑応答

以上のような話題提供を受けて、石塚伸一会員より指定討論者としてコメントを頂戴した。

ここ 30 年の第一審における死刑判決の数を見てみると、最初の 5 年は年間 5 件程度、その後の 20 年は 10 件程度、ここ 5 年は 5 件程度である。日本の犯罪は認知件数で見ても減り続けており、凶悪犯についても同様である。つまり、犯罪社会学的に言えば、死刑の抑止力は否定されたといえる。それでは、死刑を廃止することはできるのだろうか。2020 年までに何かが行われるべきである。死刑を廃止することも選択肢の一つであるし、終身刑を導入するということも同様である。アメリカは、厳罰主義の流れの中で死刑判決・執行が減少した。これに対して絶対的終身刑は増えた。アメリカにとっては絶対的終身刑を今後どうするかということが、次の政策課題である。日本も、絶対的終身刑を導入することによって、再審事件にも影響が出てくる可能性があるし、現在の無期懲役刑と終身刑との間の違いも明確になるだろう。日本の恣意的な死刑や無期懲役の運用のあり方が公平性に反するということも明らかになるだろう。

質疑では、以下のような点についての議論が行われた。①絶対的終身刑も欧州人権規約違反とされている。例えばポルトガルは、終身刑になりそうな人物については司法共助の協力をしないという留保条項を持っているそうである。絶対的終身刑についても、司法共助や犯罪人引渡しなどの問題の障壁になる可能性がある。これから絶対的終身刑の導入についての議論をしない方が良いのではないか。②最新の内閣府の死刑に関する世論調査については方法が変わったが、改善したという評価で良いのか。日弁連などで独自の世論調査を行う可能性はあるのか。現在なお誘導的な質問になっており、正しい世論を反映するものになっていないのではないか。③現在の犯情中心主義の量刑の突破口はどこにあるのか。犯情中心主義を克服しなければ、終身刑を導入しても根本的な解決策にはならないのではないか。④死刑の存廃論においては、被害者遺族の意見が最も重

視されるべきではないのか。⑤被害者遺族については、精神的ケアなどの方が重要なのではないか。このことは加害者に対しても同様に言えるのではないか。

［参考文献］

後藤貞人、2013、「死刑事件の弁護」後藤昭・高野隆・岡慎一編著『実務体系現代の刑事弁護 2・刑事弁護の現代的課題』第一法規出版、119 頁
黒原智宏、2015、「宮崎家族 3 人殺害事件――死刑事件における動機の解明と処罰感情の評価」法学セミナー721 号、23 頁
笹倉香奈、2015、「アメリカ合衆国における死刑制度の現状」自由と正義 66 巻 8 号、23 頁
同、2016、「死刑事件の手続」法学セミナー732 号、46 頁（同誌の特集「死刑の論点」の各論稿をも参照）

テーマセッションC
法務総合研究所研究部における最近の調査・研究

野坂明宏（法務総合研究所）
冨田　寛（法務総合研究所）
髙橋　哲（法務総合研究所）
守谷哲毅　（法務省保護局）
新海浩之（法務総合研究所）

企画趣旨

野坂明宏（法務総合研究所）

法務総合研究所研究部では，刑事政策全般に関して，総合的な調査・研究を行っており，その成果物として，毎年犯罪白書及び研究部報告を発刊し，研究者にもさまざまな形で利用いただいている。

また，平成24年に犯罪対策閣僚会議で決定された「再犯防止に向けた総合的対策」においても，再犯の実態や対策の効果等に関する調査・研究が要請され，当研究部でも様々な研究を行っている。

今回，当研究部の最近の調査・研究の成果を発表することにより，その活動をより広く知っていただくとともに，意見を交わし，今後の調査・研究の充実・発展に生かしていきたい。内容は以下のとおり。

第1は，平成27年版犯罪白書の概要についてである。犯罪白書は，我が国における犯罪の動向や犯罪者の処遇の状況について，統計資料に基づいて説明するものであるが，その主たる部分は「ルーティン」と呼ばれ，長年にわたる蓄積により，我が国の犯罪情勢と犯罪者処遇の推移を概観できる貴重な資料である。

犯罪白書には，ルーティン部分のほかに，独自の調査に基づき，時宜にかなったテーマについての特集も作られている。そこで，第2として本年の特集「性犯罪者の実態と再犯防止」について報告する。

さらに，第3は，窃盗事犯者に関する研究についてである。窃盗は，他の罪名と比較して再犯に及び者の割合が高いものとして知られている。そこで，窃盗事犯者とその再犯に着目した調査を行った結果，窃盗事犯者の特性や問題性はさまざまであることが確認できた。早期の段階で，その特性に応じた適切な指導や働き掛けが必要であると考えられる。

第4は，青少年の立ち直り（デシスタンス）に関する調査についてである。近時，犯罪者の立ち直り要因の研究が注目を浴びている中，法務総合研究所でも，少年院出院者に縦断的調査に協力してもらい，何らかの知見を得ようとしている。

なお，各報告中，用語の厳密な定義や詳細な数値に関しては犯罪白書等を参照されたい。また，意見にわたる部分については，各報告者の個人的見解である。

Ⅰ 最近の犯罪動向と犯罪者の処遇

冨田　寛（法務総合研究所）

本報告では，本年11月13日に公表された平成27年版犯罪白書に基づき，最近の犯罪動向や犯罪者処遇の概況を紹介する。

1　犯罪の動向

(1)　刑法犯

刑法犯の認知件数は，平成14年（戦後最多の約369万件）をピークとして，その後は毎年減少しており，平成26年（176万2,912件）はピーク時から半減となった。特に刑法犯の過半数を占める窃盗の認知件数（89万7,259件）が戦後最少を記録した。他方，詐欺の認知件数が近年増加しており，特に特殊詐欺は，認知件数（1万3,392件）・被害総額（約562億円）共に前年より1割以上増加している。また，詐欺の被害総額（約846億円）が，平成に入って初めて窃盗の被害総額（約815億円）を上回った。

刑法犯の検挙人員は，平成16年（戦後最多の約129万人）をピークとして，その後は毎年減少している（平成26年は81万9,136人）。一般刑法犯（刑法犯全体から自動車運転過失致死傷等を除いたもの）の検挙人員について見ると，平成26年の検挙人員は，戦後最少の25万1,605人であった。年齢層別では，少年の割合（19.4%）が最も高く，次いで，65歳以上の高齢者（18.8%）であった。少年の割合が20年間で半減しているのに対し，高齢者の割合は約4.8倍となっており，検挙人員の高齢化が進んでいる。もっとも，各年齢層の人口比で見ると，平成26年は，少年（触法少年を含む）が514.2，成人が193.8（高齢者では143.2）であり，依然として少年の方が顕著に高い。

(2)　特別法犯

特別法犯の検察庁新規受理人員は，平成12年から毎年減少しており，平成18年からは昭和24年以降で最少を更新し続けている（平成26年は約42万人）。例年，特別法犯全体の約8割を道交違反が占めているところ，道交違反の送致事件の取締件数が平成12

年から毎年減少しており，特に酒気帯び・酒酔いは20年間で10分の1以下となっている。

覚せい剤取締法違反の検挙人員は，平成13年から減少傾向にあるものの，毎年1万人を超える状況が続いている（平成26年は1万1,148人）。年齢層別では，29歳以下の検挙人員が減少傾向にあるのに対し，40歳代及び50歳以上の検挙人員は増加傾向にある。なお，平成26年における同法違反の検挙人員のうち，前に覚せい剤取締法違反で検挙されたことがある者（同一罪名再犯者）の占める比率は65.0%，暴力団構成員等の占める比率は55.0%であった。

いわゆる危険ドラッグに関しては，平成26年1月の新たな包括指定により指定薬物の対象が拡大されたほか，同年4月からは，改正された医薬品医療機器等法（旧薬事法）が施行され，指定薬物の単純所持・使用等についても処罰対象となった。同年における危険ドラッグに係る犯罪の検挙人員は840人（前年比664人増）であるが，そのうち326人が指定薬物の単純所持・使用等の検挙人員であった。

ストーカー行為罪の検挙件数は，平成24年から著しく増加しており，平成26年（598件）は平成23年の約3倍であった。ストーカー事案については，刑法等の他法令による検挙件数も，平成24年から著しく増加しており，平成26年（1,917件）は平成23年の約2.4倍であった。

サイバー犯罪に関しては，不正アクセス行為の認知件数が，平成24年から増加しており，平成26年（3,545件）は平成23年の約4倍であった。依然として国内からのアクセスが多くを占めるが，平成26年は，アクセス元不明が急増した。

2　犯罪者の処遇

(1)　検察・裁判

平成26年の検察庁終局処理人員は124万3,019人（前年比7.3%減）であり，起訴率は32.8%，公判請求率は7.9%，起訴猶予率は65.0%であった。一般刑法犯の起訴猶予率を年齢層別に見ると，高齢者の起訴猶予率が他の年齢層よりも高く，特に窃盗（高齢者62.5%，全年齢層51.0%）においてその差が大きい。

裁判確定人員の総数は，平成12年から毎年減少しており，10年間で半減している（平成26年は33万7,794人）。

(2)　矯正

入所受刑者の人員は，平成5年から増加し続けていたが，平成19年以降は毎年減少している（平成26年は2万1,866人）。もっとも，女子の入所受刑者は，平成19年以降も横ばいである（平成26年は2,122人）。罪名別では，男女共に，窃盗，覚せい剤取締法違反の順に高く，特に女子は，窃盗と覚せい剤取締法違反で全体の約8割を占める。高齢者の入所受刑者（平成26年は2,283人）は，20年間で約4.6倍となっており，特に女子高齢者の増加が顕著である。

平成26年における出所受刑者の人員は，2万4,651人であり，年齢層別に見ると，高齢者の割合は，満期釈放者（15.7%）の方が仮釈放者（8.1%）よりも高い。また，帰住先別では，仮釈放者は，父・母のもとの割合（36.4%）が最も高く，次いで，更生保護施設等（30.2%），配偶者（12.6%）の順であったのに対し，満期釈放者は，適当な帰住先のない「その他」が過半数（53.1%）を占めている。

(3)　更生保護

出所受刑者の仮釈放率は，平成17年から低下し続けていたが，平成23年からは毎年上昇している（平成26年は56.5%）。男女別では，女子（72.9%）の方が，男子（54.9%）よりも高い。また，高齢者の仮釈放率（40.1%）は，全体と比べて低い傾向にある。なお，覚せい剤取締法違反による出所受刑者の仮釈放率は，平成21年から上昇し続けている（平成26年は62.8%）。

3　再犯

一般刑法犯の検挙人員のうち，再犯者の占める比率（再犯者率）は，平成9年から上昇し続けている（平成26年は47.1%）。再犯者の人員は，平成19年から減少し続けているが（平成26年はピーク時の平成18年から20.6%減），それを上回る勢いで，初犯者が大幅に減少しており（平成26年はピーク時の平成16年から46.9%減），初犯者と比べると，再犯者の減少幅が小さい。

入所受刑者の人員のうち，再入者の占める比率（再入者率）は，平成16年から上昇し続けている（平成26年は59.3%）。再入者の人員は，総数では平成19年から減少傾向にあるが，女子の再入者は，平成11年から増加傾向にある。犯行時の就労状況や居住状況について見ると，平成26年の再入者のうち，無職者は72.2%，住居不定の者は23.3%であり，入所度数を重ねるにつれて，無職者や住居不定の者の割合が高くなる傾向にある。なお，高齢者や覚せい剤取締法違反の再入者率（各71.7%，73.5%）は，全体の再入者率と比べても高い。

平成22年出所受刑者のうち平成26年までの5年以内に再入所した者の累積人員の比率（5年以内累積再入率）は，満期釈放者（48.6%）の方が，仮釈放者（28.1%）よりも相当高く，満期釈放者の場合，5年以内に再入所した者の過半数が2年以内に再入所している。罪名別では，覚せい剤取締法違反と窃盗は，満期釈放者・仮釈放者共に，他の罪名よりも5年以内累積再入率が高い。また，詐欺の満期釈放者は，覚せい剤取締法違反と窃盗の満期釈放者に次いで，

5年以内累積再入率が高かった。2年以内累積再入率の推移を見ると，総数と満期釈放者では，平成18年以降わずかながら低下傾向にあるのに対し，仮釈放者では，平成23年以降わずかながら上昇しているが，依然として満期釈放者(平成 25 年出所受刑者 26.7%)の方が仮釈放者(同 11.2%)よりも高い。年齢層別では，年齢層が上がるにつれて高くなる傾向にあり，平成25年出所受刑者では，29歳以下の若年者層が 11.5%であったのに対し，高齢者層は24.9%であった。

平成26年における保護観察終了人員の取消・再処分率は，仮釈放者では 4.8%，保護観察付執行猶予者では31.0%であり，いずれも前年より若干上昇した。仮釈放者・保護観察付執行猶予者共に，無職者の方が有職者よりも取消・再処分率が高い傾向にある。

II 性犯罪者に関する研究

髙橋 哲(法務総合研究所)

1 はじめに

平成27年版犯罪白書においては，国民が身近に不安を感じ，社会的関心の高い犯罪の一つである性犯罪に着目し，「性犯罪者の実態と再犯防止」と題した特集を組んでいる。本特集では，各種統計資料に基づき，強姦や強制わいせつを中心とした性犯罪の動向を分析するとともに，性犯罪者の再犯防止に向けた各種施策や取組を紹介しているが，本報告では，当所において実施した特別調査に焦点を当て，その要点を紹介する。

2 方法

(1) 調査期間

平成20年7月1日から同21年6月30日まで

(2) 調査対象者

全国において性犯罪を含む事件で懲役刑の有罪判決を受け，上記期間に裁判が確定した者1,791人を対象とした。ここで，「性犯罪」とは，強姦，強制わいせつ，わいせつ目的略取誘拐，強盗強姦及び都道府県のいわゆる迷惑防止条例で禁止されている痴漢，盗撮等とし，「性犯罪者」とは，確定判決の罪名に性犯罪が含まれる者とする。

(3) 手続

調査の対象となった性犯罪事件に係る刑事確定記録等に基づき，対象者の基本的属性や事件の概要及び裁判内容等の調査を行ったほか，裁判確定から5年間に再び有罪の裁判が確定した者を対象に，当該再犯の内容等に関する再犯調査を行った。

3 結果

以下，(1)性犯罪者を複数の類型に分類してその特徴等を検討した結果，(2)性犯罪者の再犯の実態や再犯要因に関して検討した結果，(3)性犯罪を反復する者の犯行態様等について検討した結果の三つについて紹介する。

(1) 類型別の特徴に関する調査結果

性犯罪者を七つの類型に分類し，その類型別に，年齢層，婚姻状況，就労状況，性犯罪前科の回数，初回の性非行・性犯罪時の年齢層等の特徴を概観した。分類に当たっては，性犯罪の罪名，被害者の年齢，共犯の有無及び犯行態様によって，いずれか一つの類型に該当するようにしており，例えば，被害者に13歳未満の者を含まず，罪名に強姦を含み，共犯による犯行がある者であれば「集団強姦型」，罪名が条例違反のみで犯行態様に痴漢を含む者であれば「痴漢型」に分類される。全体の傾向と比較した場合の各類型の特徴は次のとおりである。

ア 単独強姦型

犯行時の年齢が 29 歳以下の者の割合が約5割と高いほか，教育程度が中学卒業の割合が半数弱を占める。前科のある者の割合は約4割であるが，性犯罪前科のある者はそのうちの約半数であり，性犯罪以外の前科のある者の割合が約2割と比較的高い。

イ 集団強姦型

犯行時の年齢が 29 歳以下の者の割合が約8割と高く，平均年齢が25.0歳と類型別では最も低い。教育程度では，中学卒業の割合が約7割と高い。また，初回の性非行・性犯罪時の年齢及び累積人員比率を見ると，他と比べて若い年齢層で急激に上昇しており，24歳までに半数の者が初回の性非行・性犯罪に及んでいる。性犯罪前科のある者の割合は 2.4%と7類型中最も低い一方で，性犯罪以外の前科のある者の割合は約3割と高い。また，性非行以外の非行による保護処分歴のある者の割合も 36.1%と最も高い。

ウ 強制わいせつ型

犯行時の年齢が「29 歳以下」，「30～39 歳」，「40歳以上」の区分でそれぞれ約3割と比較的幅広い年齢層の者が犯行に及んでいる。平均年齢は36.8歳であり，既婚の者の割合が約4割と高い。性犯罪者の有職者率は，他の罪名の者と比べて高い傾向にあるが，中でも，本類型は有職者の割合が約8割と顕著に高い。

エ 小児わいせつ型

犯行時の平均年齢が41.9歳と最も高く，40歳以上の者の割合が45.1%，65歳以上の者も1割以上を占めている。教育程度は中学卒業の割合が約5割と高い。初回の性非行・性犯罪時の年齢及び累積人員比率を見ると，他と比べて緩やかに上昇し続け，34

歳までに半数の者が初回の性非行・性犯罪に及び，それ以降も，各年齢層において初回の性犯罪に及ぶ者が一定数ずついる。前科のある者の割合は約4割だが，性犯罪前科のある者の割合は 14.6%と低く，性犯罪以外の前科のある者の割合が 23.6%と比較的高い。

オ　小児強姦型

犯行時の平均年齢は36.2歳で，教育程度が中学卒業の割合が56.1%と高いほかは，他と比べて目立つ特徴は認められない。性犯罪前科のある者の割合は約1割と低く，性非行による保護処分歴のある者はいない。

カ　痴漢型

犯行時の年齢が40歳以上の者が約半数を占め，平均年齢は41.4歳と小児わいせつ型に次いで高い。ただし，痴漢型では，初回の性非行・性犯罪時の平均年齢(33.1 歳)から犯行時の平均年齢(41.4 歳)までの経過年数は約8年と，他の性犯罪者類型と比べて最も長い。また，教育程度が大学進学の割合が約3割と高い。前科のある者の割合は9割を超え，性犯罪前科のある者の割合は85.0%と最も高く，複数回の性犯罪前科のある者の割合も約7割と最も高い。一方，保護処分歴のある者の割合は 6.7%と類型別では最も低い。

キ　盗撮型

平均年齢は37.4歳で，婚姻状況が未婚の者の割合が約6割，教育程度では大学進学の割合が約4割と高い。性犯罪前科のある者の割合が 64.9%と高く，また，複数回の性犯罪前科がある者の割合は46.8%と痴漢型に次いで高い。

(2)　再犯の実態と再犯要因に関する調査結果

全対象者のうち，調査の対象となった性犯罪事件の裁判確定から5年が経過した時点において服役中等の者を除いた1,484人の全再犯率は20.7%であった。性犯罪再犯率は13.9%であり，いずれかの再犯を行った者のうちの約7割を占めている。類型別に再犯率を見る際には，そもそも実刑に処せられた者の割合や5年経過時点における服役中の者の割合に偏りがあるほか，再犯が可能であった(社会内でその機会があった)期間に長短があることを考慮に入れる必要があるが，全再犯率では，痴漢型が最も高く，次いで，盗撮型，小児わいせつ型，強制わいせつ型，小児強姦型，単独強姦型の順となっており，集団強姦型が最も低い。性犯罪再犯率に限っても同様の傾向が認められる。また，性犯罪再犯に及んだ者の中でも類型によって再犯までの期間に長短がある。

そのほか，性犯罪再犯と関連する要因を探るため，年齢，就労状況，前科，調査対象事件中の性犯罪の内容等と性犯罪再犯との関連について分析した。分析に際しては，執行猶予者と出所受刑者とでは，再犯可能期間，各集団に占める罪名構成，調査対象者の特性等が異なることから両者を分けて検討した。以下は，あくまで当該要因と再犯との間の二変量の関係を検討したものではあるが，執行猶予者と出所受刑者の双方において「性非行による前歴・保護処分歴，性犯罪による前科・前歴のいずれかがあること」，「被害者に面識のない者を含むこと」，「犯行時の婚姻状況が未婚であること」と性犯罪再犯との間に有意な連関が認められた。そのほか，執行猶予者においては「初回の性非行・性犯罪時の年齢が 29歳以下であること」，出所受刑者においては「犯行時に無職であること」，「(非接触型の性犯罪の一つとみなすことのできる)公然わいせつによる前科のあること」，「犯行時に執行猶予中等であること」に該当する者が，そうでない者と比べて性犯罪再犯率が有意に高いという結果が得られた。

(3)　性犯罪を反復する者に関する調査結果

性犯罪を複数回行う者の中には，同様の犯行態様の性犯罪を繰り返す者もいれば，異なる犯行態様の性犯罪に及ぶ者も存在する。そこで，特別調査では，調査対象となった事件に強姦又は強制わいせつを含む者のうち，性犯罪前科のある者に着目し，そのうち調査のために必要な資料を入手できた232人について，その性犯罪前科に係る事件の概要及び裁判内容等に関する調査を行った。前科の内容を見ると，性犯罪前科のみある者の割合は約6割，性犯罪前科以外の前科もある者は約4割であった。また，性犯罪を繰り返す者の性犯罪事件の内容の推移を見るために，今回の性犯罪より前に2回以上の性犯罪前科のある者について，今回と同一類型の性犯罪前科のある者の割合を見ると，強制わいせつ(痴漢)型で100.0%，小児わいせつ型で84.6%と特に高かった。性犯罪前科のある者を遡及的に調べたものであることから，結果の解釈には慎重であるべきだが，前記3(1)(2)の結果も踏まえると，性犯罪者は必ずしも性犯罪ばかり繰り返しているわけではなく，性犯罪以外の犯罪に親和性が高い者がいること，その一方で，性犯罪を反復する者の中で見ると，同種の態様の犯行を繰り返す者が一定数おり，その多寡は類型によって異なる可能性が示唆される。

4　おわりに

平成27年版犯罪白書特集では，実態把握に資する基礎資料の提供に主眼が置かれているが，今後は，時間経過に伴う性犯罪の犯行態様の同一性や変化の様相とそれらを規定する要因の検討，介入による動的リスク要因の変化と再犯との関係についての詳細な検討，群間のベースライン特性を十分に調整した上でのプログラムの構成要素と再犯との関連の検討といった研究の進展が望まれる。性犯罪は，被害者

の人格や尊厳を著しく侵害する犯罪であり，暗数も多いとされていることから，その再犯防止を図ることは極めて重要な課題であり，本調査の結果が，性犯罪者に対する再犯防止対策を考える上での一助となることを期待する。

III　窃盗事犯者に関する研究について
―　平成26年版犯罪白書の特集から　―

守谷哲毅（法務省保護局）

1　はじめに

窃盗は，一般刑法犯認知件数の多くを占めるなど，国民が最も被害に遭いやすく，身近に不安を感じる犯罪の一つである上，窃盗事犯者の5年以内累積再入率は5割を超え，覚せい剤事犯者と並んで高く，窃盗を繰り返す傾向も認められる。

過去に法務総合研究所が行った研究等により，窃盗事犯者の再犯リスク要因等をある程度明らかにしているものの，窃盗は手口，動機，背景事情等が多種多様であり，それぞれの問題性に応じた再犯防止対策を実施することが必要と考えられるところ，これまで，対策を検討するために必要な実態把握までは至っていなかった。

そこで，法務総合研究所においては，窃盗事犯についての再犯防止対策の前提となる実態把握に資する基礎資料を提供することを目的として，平成26年度から窃盗事犯に関する研究を実施しており，その研究の一部を，平成26年版犯罪白書の特集として発表している。本日の発表においては，当該研究において行った特別調査の結果について，前科のない万引き事犯者の結果を中心にその概要を紹介したい。

2　方法

窃盗事犯者の実態や特性等の詳細を明らかにし，再犯防止対策を検討するための基礎資料を提供すべく，特別調査を実施した。調査は，全国を対象として，平成23年6月中に窃盗により有罪裁判が確定した者2,421人を対象とした。全対象者に関して，平成23年6月中に有罪判決の確定した事件について，裁判書等の資料に基づき，対象者の基本的属性や調査対象事件の概要及び裁判内容等のほか，再犯の有無に関する調査を実施した。全対象者の中から，調査対象事件について罰金に処せられた者，前科がなく主たる犯行の手口が万引き又は侵入窃盗であった者については，前記の調査に加えて，刑事確定記録等を用いて，属性や生活環境，犯行の詳細等のほか，再犯の有無・内容等の詳細に関する調査を実施した。

3　結果

前科のない万引き事犯者についての実態と再犯状況を中心に報告する。

(1)　実態

調査対象者のうち，前科のない万引き事犯者の総数は546人であり，男子が317人(58.1%)，女子が229人(41.9%)であった。年齢層別に見ると，男子は29歳以下の若年者(犯時少年を含む)が28.1%と多いのに対し，女子は，50～64歳の者が29.7%で最も多く，50歳以上の者が過半数を占めた。

犯行時の居住状況では，男女共に，住居のある者が多いが，男子は，女子と比べて，住居不定や単身居住者，交流のある近親者もいない単身居住者の各割合が顕著に高い。

犯行時の婚姻状況について見ると，男子は，女子と比べて，婚姻歴がない者の割合が顕著に高く，未婚者や配偶者と離死別した者が約7割を占めているほか，犯行に至った背景事情においても，男子は，「家族と疎遠・身寄りなし」や「近親者の病気・死去」といった家庭的要因を背景とする比率が高かった。

次に，犯行時の就労状況について見ると，男子は，無職者(学生・生徒及び主婦・家事従事者を含まない)が6割以上を占めるのに対し，女子は，主婦・家事従事が約4割を占める。犯行時の経済状況では，安定収入のない者の割合は，男子(38.9%)の方が女子(9.4%)よりも高く，資産のある者の割合は，女子(64.8%)の方が男子(42.7%)よりも顕著に高い。借金・債務がある者の割合は，男子(36.5%)の方が女子(24.7%)よりも高かった。

犯行に至った動機・背景事情を見ると，男子は，30歳以上の年齢層で「空腹」を動機とする者の比率が高く，また，「住居不安定」，「収入減」，「就職難」，「辞職・退学」といった経済的要因のほか，「無為徒食・怠け癖」といった性格的要因を背景事情とする者の比率が高い。女子は，64歳以下の年齢層で「盗み癖」を，50歳以上の年齢層で「ストレス発散」を動機とする者が少なくなく，また，男子と比べて，「配偶者等とのトラブル」や「親子兄弟等とのトラブル」といった家庭的要因を背景とする者の比率が高い。

心身の状況について見ると，検挙時の疾患の有無では，検挙時に身体疾患又は精神疾患(その疑いがある旨の診断を含む)のあった者の割合は，女子(23.6%)の方が男子(13.2%)よりも高く，特に精神疾患の割合は，女子(17.5%)の方が男子(8.2%)よりも顕著に高い。

過去に精神疾患の既往歴がある者の割合も，女子(19.2%)の方が男子(10.5%)よりも高い。診断名では，男女共に，鬱病等の気分障害(男子14人，女子

26 人)が最も多いが，次いで，男子はアルコール依存症(7人)が多いのに対し，女子は摂食障害(11 人)が多かった。

以上のほか，若年者の特徴としては，犯行に至った動機・背景事情において，男女共に，「換金目的」や「不良交友」の比率が高く，また，男子の若年者においては，「無為徒食・怠け癖」を背景事情とする者の比率が最も高かった。また，女子高齢者の特徴としては，前記の女子特有の問題性に加えて，他の年齢層と比べ,犯行に至った背景事情において，「近親者の病気・死去」や「家族と疎遠・身寄りなし」の比率が高かった。

前歴の有無では，男女共に，窃盗前歴のある者が大半を占めるが,その割合は女子の方が高い。また，窃盗前歴のある者のうち，窃盗の微罪処分歴を有する者の割合は，女子(86.6%)の方が男子(70.5%)よりも高かった。窃盗前歴の手口は，男女共に万引きが圧倒的に多い。

(2) 再犯の状況

前科のない万引き事犯者のうち，再犯（窃盗に限らない）に及んだ者の割合(再犯率)は 27.1%であり，窃盗の再犯に及んだ者の割合(窃盗再犯率)は 24.9%であった。

女子高齢者の窃盗再犯率は 37.5%と各年齢層の中で最も高く，また男子高齢者よりも高かった。

各要因と再犯の有無との２変量の関係を見ると，窃盗前歴の有無では，窃盗前歴のない者の窃盗再犯率が最も低く，窃盗前歴の回数が増加するにつれて窃盗再犯率が高くなっている。窃盗再犯率は，窃盗の微罪処分歴のある者(28.9%)の方が微罪処分歴のない者(17.4%)よりも高い。また,男子の再犯率は，少年時に前歴のある者(43.3%)の方が成人後の前歴しかない者(24.8%)よりも高かった。

男子の窃盗再犯率は，交流のある近親者もいない単身居住者(34.3%)の方が，同居人のいる者(19.3%)や交流のある近親者がいる単身居住者(23.5%)よりも高く，また安定収入のない者(31.6%)の方が安定収入のある者(18.4%)よりも高かった。男子の再犯率は，安定就労の者(15.1%)の方が無職者(31.2%)よりも低い傾向にある。

これに対し，女子の窃盗再犯率は，配偶者と離死別等した者(39.1%)の方が，婚姻歴のない者(17.0%)や婚姻継続中の者(23.9%)よりも高かった。

動機・背景事情では，男子の窃盗再犯率は，「生活困窮」や「空腹」に該当する者(各 34.0%，37.7%)の方がこれらに該当しない者(各 18.9%，20.3%)よりも高く,また男子の再犯率は，「無為徒食・怠け癖」や「不良交友」に該当する者(各 38.1%，45.5%)の方がこれらに該当しない者(各 24.0%，25.4%)よりも高かった。

これに対し，女子は，前記の各動機・背景事情と窃盗再犯率又は再犯率との間に有意な連関は認められず，むしろ「近親者の病気・死去」に該当するか否かで有意差が認められた。とりわけ女子高齢者の窃盗再犯率は，「近親者の病気・死去」に該当する者(77.8%)の方がこれに該当しない者(29.8%)よりも高かった。

窃盗前歴の有無では，窃盗前歴のない者の窃盗再犯率が最も低く，窃盗前歴の回数が増加するにつれて窃盗再犯率が高くなっている。窃盗再犯率は，窃盗の微罪処分歴のある者(28.9%)の方が微罪処分歴のない者(17.4%)よりも高い。

4 おわりに

窃盗事犯者による再犯を防止するための方策として，以下の四点について指摘できる。

一点目は，刑事処分の早い段階での処遇等の重要性である。特に万引き事犯者については，高年齢化が顕著であるところ,窃盗事犯者が高齢化する中で，高齢者の資質や特性から，その問題性の改善や社会復帰に係る指導等が一層困難となっており，犯罪傾向の進んでいない，より初期の段階における適切な指導・処遇が極めて重要となっている。

二点目は，窃盗事犯者の特性等を踏まえた処遇の在り方である。窃盗事犯者の実態と再犯状況を見ると,その問題性に応じて，「生活困窮型」，「社会的孤立型」，「精神疾患型」，「若年者」及び「女子高齢者」といった類型を認めることができる。ここでの類型化は，性別，年齢，生活状況，心身の状況，動機・背景事情等に着目し，留意すべき問題性その他の特性等の観点から複数の類型に概念化したものであるが，類型ごとに共通する問題性等を考慮した上で，窃盗事犯者に対する処遇を効果的に行う必要がある。

三点目は，窃盗事犯者に対するプログラムの必要性である。現状としては，窃盗に特化した統一的な処遇プログラムはなく，各刑事施設の創意工夫によって窃盗の再犯防止指導が行われているのが実情であるが，これまでの取組の成果も踏まえつつ，認知行動療法に基づいた標準的なプログラムを開発するとともに，前記の窃盗事犯者の特性や問題性に応じた類型ごとのプログラムを追加することについても検討していくことが望まれる。

四点目は，関係機関間の連携強化である。窃盗事犯者に対しては，就労支援や住居確保のための対策が重要であるが，それらの対策を円滑に進めるためには，関係機関間での連携が必要となる。また，窃盗事犯者を起訴猶予処分とする場合においても，事案に応じて，更生緊急保護の円滑な活用を含めた検察庁と保護観察所，自治体等との連携強化が求められる。加えて，精神疾患型のように医療的措置を講

じる必要のある者に対しては，自治体や地域包括支援センター，医療機関等との多機関連携が今後一層重要になってくるものと思われる。

IV　青少年の立ち直りに関する調査
—パイロット調査の結果から—

新海浩之(法務総合研究所)

1　目的

「再犯防止に向けた総合対策」は，その重点施策の一つに「再犯の実態や対策の有効性等に関する総合的な調査研究の実施」を掲げ，従来型の犯罪や非行の原因・要因を明らかにしようとする研究に加えて，「刑務所出所者等のうち，再犯をしなかった者について，更生することができた要因等の調査研究を検討する。」とされたことから，法務総合研究所では，少年院を出院した少年の立ち直りに寄与する要因を探索的に探ることにより，更生への働き掛けを検討するための基礎的な資料を提供するため，本研究を立ち上げた。本調査は，27 年から２か年の計画で実施中のものであるが，本報告ではこれに先立って平成 26 年度に行われたパイロット調査で得られた結果の一部を報告する。

2　対象・方法

(1)　対象

パイロット調査においては，平成 25 年１月１日から同年３月 31 日の間に全国の少年院を出院した者(872 人)のうち，出院時に継続調査に同意した者計 374 人を対象とした郵送調査を行った。その結果，社会で生活していた 72 人(19.3%)が回答し，さらに出院者中，一定時期に少年院及び刑事施設への再入所等が確認された者 55 人について，同意を得て郵送調査と同一の質問紙を実施した。これらの中には，平成 25 年の出院時には郵送調査への明示の同意をしていなかった者も含まれる。結果的に，質問紙調査には，計 127 人の出院者が回答した。

また，全国の満 16 歳以上の少年 800 名を対照群として選定し(層化二段無作為抽出法による)，そのうち 260 人(男子 120 人，女子 140 人)から回答があり，回収率は 32.5%であった。

(2)　調査項目

調査項目は，①犯罪・非行行為や日常生活において直面した問題，向社会的行動，生活における充実感等調査対象者の立ち直りの状態を把握するために用いる項目，②調査対象者の属性や人格，他者との関わりや対人行動に対する考え方といった価値観及び態度等の個人的要因に関する項目，③本人の家族や交友関係，就学・就労状況といった環境的・社会的要因に関する項目であり，本人の心理的要因等の構成概念を測定するための尺度には，可能な限り過去の先行研究によって一定の妥当性及び信頼性が検証されているものを用いた。また，面接調査においては，質問紙調査の項目に加えて，④立ち直りに関する調査対象者の主観的プロセスを詳細に検証するための半構造化インタビューを行った。

3　結果

第一回目の郵送調査に回答した少年院出院者の男子(106 人。「出院者」という)のうち，調査実施時点（対象者が出院してから１年半あまり経過していることになる）に社会で生活していた者(「在社会者」という。60 人)，調査実施時に再入院していた者(「再入者」という。46 人)及び一般青少年の男子(120 人)の三群について，質問紙調査の尺度得点の平均を比較した。更生意欲，内的統制傾向，目標指向性のいずれにおいても，在社会者の得点が再入者に比較して有意に高かった。また，ロールモデルとして向社会的な活動に参加している友人を持っているとの自覚においても，在社会者の方が再入者よりも得点が高かった(第１図)。

第１図　尺度得点の比較１

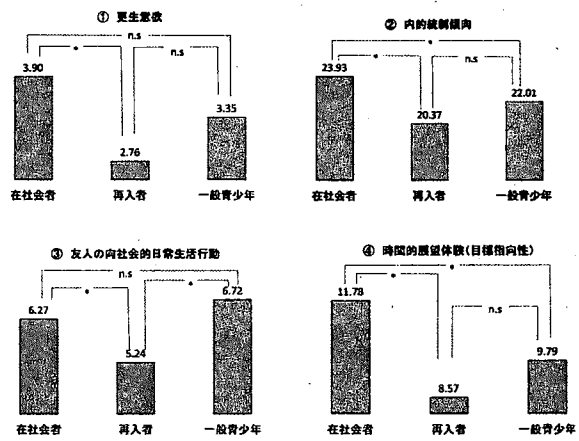

逆に，自己統制の低さや，友人の非行行動，友人からの非行同調圧力においては，再入者の得点が在社会者及び一般青少年に比較して有意に高く，再入者の問題点が際立つ結果となった。一方で，在社会者と一般青少年の間の差はいずれも有意ではなく，これらの点において，調査時点では，社会で生活している出院少年と一般青少年の間に差が認められなかった。(第２図)。

第2図　尺度得点の比較2

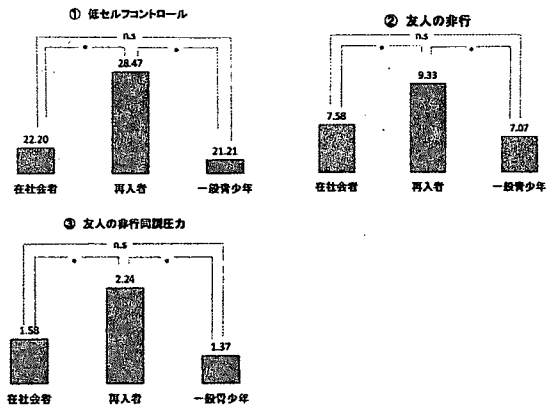

さらに，これらの尺度得点及び本人の「年齢」を説明変数とし，少年院出院者が郵送調査実施時に社会で生活しているか否かを決定する要因を探るロジスティック回帰分析を行ったところ，第1表のとおりの結果が得られた。内的統制傾向（オッズ比(OR)=1.19，p<.05）及び友人の向社会的日常行動(OR=1.39，p<.05)が社会での生活を継続させるものとして有意な要因となったが，もっとも顕著だったのは，更生意欲得点(OR=5.00，p<.001)であった。全体として，本予測はかなり説明力が高いもの(Nagelkerke R^2=.62，AUC=.91)であった。

第1表 出院者の在社会に影響する要因を探るロジスティック回帰結果

要因	回帰係数	標準誤差	Wald	オッズ比
内的統制傾向得点	0.18	0.08	5.33	1.19 *
友人の向社会的日常生活行動	0.33	0.17	3.97	1.39 *
友人の非行同調圧力	-0.27	0.30	0.79	0.76 n.s
時間的展望体験（目標指向性）	0.16	0.10	2.44	1.17 n.s
更生意欲	1.61	0.47	11.66	5.00 ***
年齢	-0.31	0.22	2.00	0.74 n.s
定数	-6.65	4.76	1.95	
-2対数尤度	78.559			
Cox-Snell R^2	0.464			
Nagelkerke R^2	0.621			
AUC	0.910			

* p<.05
*** p<.001

4　考察

心理尺度の得点では，多くの場合，在社会者と一般青少年の間に有意な差が認められなかった一方で，再入者との差は顕著であった。また，時間的展望体験中，目標指向性得点では，むしろ少年院を出院した在社会者の得点が一般青少年よりも有意に高かったことが特徴的であり，これは，在社会者が一般青少年に比較して，自己の努力の必要性をより強く認識し，目標に向かう傾向が強いことが示唆されたとも考えられる。また，法律違反を行った場合にもうそのようなことを行わないと決意する更生意欲をより強く持つことの重要性は少年院出院者中，再入者と在社会者を区別する要因を調査したロジスティック回帰分析の結果でもみられ，在社会者となる確率を5倍に引き上げる，という結果であった。これら分析の結果は，マルナ(Maruna, 2001=マルナ, 2013)が，元犯罪者の語りの分析から，改善更生群は犯罪持続群と比較して，過去の経験の中から，自分の肯定的な側面を捉え人生におけるより高次の目的を見いだしており，何らかの使命感や目的意識を持っていたとしている研究や更生意欲の重要性を述べたボトムズらの研究(Bottoms and Shapland, 2011)とある程度の整合性が見られ，本研究における尺度選択がおおむね妥当であったと認められるものであった。

5　おわりに

本報告は，本調査のパイロット調査部分の一部の結果を紹介したものであり，確定的な結論を述べるのは尚早である。問題点としては，調査回収率の低さがあげられるほか，犯罪・非行からの「立ち直り＝離脱」という構成概念の定義の難しさ(Maruna, 2001=マルナ, 2013; Laub & Sampson, 2001; Kazemian & Farrington, 2010)についても指摘すべきである。今後研究を進めていくにしたがって定義を考え直さなければならないだろう。

また，本報告は，一度の質問紙調査の回答に基づく横断的で，量的な分析である。今後は，出院者の面接調査(61 件)の結果について質的な分析を行うほか，複数時点での調査に基づき，対象者個人の時間的な変化と離脱についての関係も探索する必要がある。

文献

Bottoms, A., & Shapland, J. (2011). Steps towards desistance among male young adult recidivists. In S. Farrall, M. Hough, S. Maruna, & R. Sparks (Eds.), *Escape routes: Contemporary perspectives on life after punishment* (pp. 43- 80). Routledge.

Kazemian, L., & Farrington, D. (2010). The developmental evidence base: Desistance. *Forensic Psychology,* 133- 147.

Laub, J. H., & Sampson, R. J. (2001). Understanding Desistance from Crime. *Crime and Justice,* 28, 1- 69.

Maruna, S. (2001). *Making good.* American Psychological Association Washington, DC.（シャッド・マルナ. (2013). 津富宏, 河野荘子監訳. 『犯罪からの離脱と「人生のやり直し」 元犯罪者のナラティブから学ぶ.』明石書店.）

テーマセッションD

「性犯罪規定の問題点－他国ではどう考えられてきたのか、日本と何が違うのか」

コーディネーター
矢野　恵美（琉球大学大学院法務研究科）
報告者
島岡　まな（大阪大学大学院高等司法研究科）
佐藤　陽子（北海道大学大学院法学研究科）
ソ・ウニョン（大韓民国憲法裁判所）
齋藤　実（獨協大学法学部）
矢野　恵美（琉球大学大学院法務研究科）

企画趣旨

矢野　恵美（琉球大学大学院法務研究科）

性犯罪規定は、その国の文化や性に対する考え方、男女の社会におけるあり方（現在では性的多様性も含む）を色濃く反映している。現在の日本の刑法は1907年（明治40年）に公布、翌年に施行されて以来、根本的な改正のないまま今日に至っている。性犯罪規定については、姦通罪の削除、強姦罪の法定刑の引き上げ、集団強姦罪の創設等が行われたのみである。削除された183条の姦通罪が有夫の婦とその相手方の男性のみを処罰していたこと、尊属を被害者とする犯罪が散見され、法定刑が非常に重かったこと等からもわかるように、当時はまだ日本国憲法は存在せず、国民は平等ではなかった。全ての国民が平等とされ、性に関する考えや社会状況が100年前とは大きく異なる今、性犯罪規定の根本的な見直しが求められている。これは同時期に制定された（1896年）民法の婚姻適齢が男女で異なることからも査証されるだろう（民法第731条）。国連女性差別撤廃委員会からは、親告罪であることをやめる、強姦罪の法定刑をさらに引き上げる、近親姦や配偶者強姦を別途規定する、身体の安全及び尊厳に関する女性の権利の侵害を含む犯罪として性犯罪を定義すること等が求められている[1]。

このような状況の中、日本国内では、2014年10月から法務省において性犯罪の罰則に関する検討会が開かれ、2015年11月2日から、法制審議会－刑事法（性犯罪関係）部会が開催され、日本の性犯罪規定は大きく変わる可能性が出てきた（法制審議会での議論の前提となっている内容[2]については、島岡報告で取り上げている）。

そこで、本テーマセッションでは、性犯罪規定について、子どもが被害者の場合にも焦点をあてつつ、
①性犯罪規定の中心となる規定の射程範囲
②非親告罪化
③地位に違いがある場合の性犯罪
④子どもが被害者の場合の保護
等について、比較法の観点から、各国の現状、どのような議論があり、どのような改正がなされてきたか等を考察し、海外ではこの問題にどう対応してきたのかを見ることによって、今後の日本の性犯罪規定の進むべき方向を考えようと企画した。

対象国は、日本の法律が大きな影響を受けているドイツ、フランス、近隣国であり、またかつては日本の法律が大きな影響を与えていた韓国、さらに社会における男女平等が進んでいると言われる北欧諸国（フィンランド、スウェーデン）とした。

[1] 女性差別撤廃条約についての日本の第6回（CEDAW/C/JPN/6）に対する女性差別撤廃委員会の最終見解
[2] 諮問第101号

フランス刑法における性犯罪規定
――「性犯罪の罰則の改正に関する諮問の概要」の問題点を中心に――

○島岡　まな（大阪大学大学院高等司法研究科）

１　目的

本報告の目的は、国連女性差別撤廃委員会から非親告罪化、法定刑の引き上げ、近親姦や配偶者強姦罪の創設、保護法益の見直し等を再三求められながらも、1907 年（明治 40 年）に公布、翌年に施行されて以来、根本的な改正のないまま今日に至っている現行刑法典の問題点を、フランス刑法典を参考として、検討することである。

特に、2014 年 10 月から法務省において開かれた「性犯罪の罰則に関する検討会」の議論を踏まえ、2015 年 10 月に法制審議会に付された「性犯罪の罰則の改正に関する諮問 101 号」の問題点を中心に検討する。

２　性犯罪の罰則の改正に関する諮問 101 号

要綱(骨子)の概要は、以下の通りとなっている。

①性犯罪の非親告罪化：強制わいせつ罪及び強姦罪の非親告罪化。

②強姦罪の構成要件の見直し：行為者及び被害者の性別を問わず「性交等 」(膣性交、肛門性交、口淫)を重い処罰の対象とする。

③監護者であることによる影響力を利用した性交等に関する罰則の新設：18歳未満の者を現に監護する者(例:父母等)であることによる影響力を利用して，性交等わいせつ行為をした場合も，強姦罪・強制わいせつ罪と同様に処罰する。

④強姦等の法定刑の引上げ：強姦罪の法定刑を「３年以上の有期懲役」から「５年以上の有期懲役」に、強姦致死傷罪の法定刑を「無期又は５年以上の懲役」から「無期又は６年以上の懲役」に引き上げる。これに伴い，集団強姦罪(4年以上の有期懲役），集団強姦数死傷罪(無期又は6年以上の懲役)を廃止。

⑤ 強姦と強盗とを同一機会に行った場合の罰則の整備 ：強姦行為と強盗行為とを同一機会に行った場合は，その先後を問わず「無期又は7年以上の懲役」とする。

３　フランス刑法からみた性犯罪改正に関する要綱(骨子)の問題点

１の性犯罪の非親告罪化については、歓迎すべきことである。日本では、親告罪であることにより、性犯罪自体の被害に加えて更なる心理的負担を被害者に負わせてきたからである。しかし、フランスでは、日本のように性犯罪被害者に対する社会的偏見が少なく、被害を泣き寝入りする土壌が少ないため、もともと親告罪ではないが、被害者の告訴が活発に行われている。さらに被害者保護団体がフランス全土で活発に活動し、被害者の同意を得て「私訴原告人」となることもできる。

２の強姦罪の構成要件の見直しについては、客体が男女双方に中立化された点や、女子に対する膣性交から行為態様を一定程度拡大した点は評価できるものの、以下の点で問題が大きい。

「性交等」の定義が、「相手方の膣内、肛門内若しくは口腔内に自己若しくは第三者の陰茎を入れ、又は自己若しくは第三者の膣内、肛門内若しくは口腔内に相手方の陰茎を入れる行為」となっているが、身体に挿入するものを「陰茎」に限定する立法例は、他の先進諸国に例を見ない。明治時代の家父長制度の下で重視された「男系の家の血統維持」に不可欠な家以外の血統の排除を目的とする 177 条強姦罪の背景にあった家父長制（男性中心主義）が、「男根中心主義」とも言うべき形に姿を変えて残存している印象をもつ。欧米先進諸国に 30 年以上遅れての改正の内容がこのように保守的なものでは恥ずかしいだけではなく、実際に捕捉できる被害の範囲が狭すぎるという実害もあるため、再検討を強く希望する。

フランス刑法の強姦罪（第 222-23 条）は、性器の結合だけでなく、口や肛門などへの性器・手・異物の挿入などもすべて処罰する。

同様に、３の監護者(父母等)の地位利用形態の処罰も成立範囲が狭すぎて、問題がある。

フランス刑法では、①被害者が 15 歳未満の未成年者の場合、②尊属または養親その他被害者に対して権限を有する者による実行の場合、③職務上付託された権限を有する者による実行の場合、④被害者の性的傾向や性自認を原因として実行された場合、⑤配偶者または内縁のパートナーにより実行された場合等、多くの加重事由が規定されている。

４の法定刑の引き上げは、歓迎すべきことである。保護法益が財産である強盗罪の下限より、保護法益が女性の性的自己決定権である強姦罪の下限の方が低いということは、立法当時の女性の地位の低さを想起させるが、21 世紀の現在まで改正されなかったこと自体が異常なことだからである。

しかし、フランス刑法に比べると、強盗罪と強姦罪の法定刑が同じになったというだけでは不十分である。フランスの暴行を伴う加重窃盗（311-4 条）罪は５年以下の拘禁又は７万５千ユーロ以下の罰金で処罰される軽罪であるのに対し、強姦罪は１０年

以上１５年以下の懲役で処罰される重罪である。

５の強盗強姦罪については、フランス刑法に同種の規定がないため、省略する。

４　その他のフランス刑法上の性犯罪規定の特徴

１）フランス刑法における性犯罪の保護法益は、「人の身体的・精神的完全性」である。

２）「性的攻撃罪」という上位概念の下に、重い類型である強姦罪とその他の性的攻撃罪が規定されている。

３）暴行・脅迫等の手段は、心理的強制を含むなど非常に緩やかに解釈されている(被害者の意思に反した行為であるか否かが決定的である)。

４）被害者の脆弱性、加害者の悪質性が顕著な場合を加重事由として類型化することにより、日本における暴行・脅迫要件に当たるものを緩和し、加重事情が伴う状況における性的攻撃罪の事実上の推定機能（傍点筆者、以下同様）を持たせている。

５）未成年被害者の場合の公訴時効は成人に達して以降 20 年である。

主な参考文献

島岡まな，2014，「フランスにおける性刑法の改革」『性暴力と刑事司法』(信山社) 178-195

島岡まな，2014，「フランス刑法における性犯罪の類型と処罰について」『刑法雑誌』54 巻 1 号 49－62

島岡まな，2015,「性犯罪の重罰化」『法学セミナー』60 巻 3 号 39－43

樋口亮介，佐藤陽子ほか，2015,〈特集〉「性犯罪規定の比較法的研究」『刑事法ジャーナル』45 号 4－171　等

ドイツにおける性犯罪規定

○佐藤　陽子（北海道大学大学院法学研究科）

Ⅰ．ドイツにおける性犯罪規定の構造

四段階の保護

ドイツにおける性犯罪は、年齢に応じた四つの保護層に区別して規定されている。14 歳未満の児童は、絶対的な保護の対象であり、特別な条件なく保護される（176 条）。これに対して、16 歳未満の規定は、強い依存性がある場合や、相手方と性的自己決定能力に差がある場合などを処罰対象とする（174 条、180 条、182 条）。他方、18 歳未満を対象にした規定は依存関係を実際に利用した場合や、対価と引き換えに性的行為を要求した場合などを処罰対象とする。また、親子関係、祖父母孫の関係など、類型的な依存性が高く、絶対的に性的コンタクトが控えられるべき類型も定められている（174 条、180 条、182 条）。一方、成人も保護範囲に含む規定については、いわゆる脆弱者保護の規定とすべての人との関係で問題になる一般規定（177 条）がある。脆弱者用の規定としては、抗拒不能者に対する性的濫用の罪がある（179 条）。また、大人でも強度の依存関係が生じるような場合を特別に類型化した規定もある（174a～174c 条）。

Ⅱ．日本における強姦罪・強制わいせつ罪に該当する規定の内容と改正経緯

１．現行の規定（概要）及び改正の経緯

（１）ドイツ刑法 177 条は､性的強要罪を規定する。強姦に関する規定は、性的強要罪と独立した固有の規定ではなく、性的強要罪の加重類型の一つの例として扱われる。

（２）性的強要罪および強姦は、行為の主体及び客体に男女の差がない。

（３）加重類型としての強姦は、性交類似行為を含む。また、性交類似行為の文言の中心は､「身体への挿入」ではなく､「特別な品位の貶め」にある。それが認められるのは、一般的に、被害者が人間の尊厳を無視して単なる客体に引き下げられたときである*1。

（４）ドイツの性的強要罪の基本的な部分が、ほぼ現在の形になったのは、第 33 次刑法の一部改正法（1997 年 7 月 5 日）である*2。それ以前の規定は、強姦と性的強要を区別し、また強姦は男女間の性交しか問題としていなかった。立法者は、望まない肛門性交や口淫も性交と同様に、当事者の性的自己決定権と人間の尊厳を侵害するという認識に基づいて、それらを同じように処罰できる規定を志した。それにより、男女の差のない規定となり、また性的強要と強姦を明確に区別しない、現在の大枠に落ち着いたものである。

また、それまでは、強要の手段として暴行・脅迫しかなかったものが、状況の利用という第三の類型が加えられた。立法趣旨は、主に、暴行・脅迫がなくても、被害者が性的行為に驚いて硬直したり、行為者との体格差等から抵抗をはじめからあきらめたような場合の処罰の間隙を埋めることにあったが、この目的は必ずしも達成されていない。また、この改正により、条文の「婚姻外」という言葉が削除され、夫婦間強姦が処罰の対象となった。

２．性的強要罪であることの意味

ドイツの条文で特に重要なのが、それが性的強要罪として構成されている点である。強要とは、行為者が他人に一定の行為を強制することである。手段と性的行為の強要は明確に別のもの、段階的なものと理解されている。

強要の手段である 1 号の暴行は、意思を抑圧する手段でなければならない。被害者に向けた肉体的強制または精神的強制としての暴行である*3。2 号の脅迫は、条文の文言上、生命や身体に対する現在の危険を及ぼす旨の脅迫に限られる。他方、他の種類の脅迫（たとえば解雇の脅し）は、240 条（強要罪）の問題となる。3 号の被害者が保護なく行為者の影響にさらされる状況の利用における状況とは、通説・判例によれば、客観的な事前判断に基づいて、被害者が行為者の起こりうる強要的な暴行作用に対して、抵抗しても成功する見込みはないし、逃げることによって回避することも、第三者の助けによる回避も期待できない状況である*4。判例・通説が立法趣旨に反してこのように厳格に解するのは、本号が他の号と同じ法定刑で規定されているからである。

Ⅲ．子どもが被害者となる場合の扱い

１．公訴時効

ドイツ刑法 78b 条 1 項 1 号によれば、性犯罪（ただし、180 条 1 項 2 項を除く）に関しては、満 30 歳まで公訴時効は停止する。これは、特に、児童の性的虐待がその児童が依存している環境でおこなわれることが多いことから、依存性が解消した後に告訴について考える十分な時間を与えるためのものである*5。

２．裁判での配慮

刑事手続きと過料手続きに関する指針は、児童が

被害者の裁判を迅速に進めるべきこと、児童・少年が被害者として証言するときには、裁判の公開をしない又は制限することなど、一定の配慮を規定している。

Ⅳ．その他、ドイツの特徴

非親告罪

ドイツの性犯罪は、少年に対する一部の罪を除いて非親告罪である。性犯罪の非親告罪化はすでに1876年に行われた。これは、処罰すべき行為が処罰できない状況に実務家からの不満が噴出したためであるが、とりわけ当時、性犯罪は「良俗に対する罪」だったため、社会的法益が親告罪であるのは妙であるとの理解から削除がなされた*6。夫婦間強姦が処罰対象に入ったときに、被害者の意思を尊重できるような制度を導入すべきかが議論になったが、これは否定された*7。

*1 Vgl. *Jörg Eisele*, in: Schönke/ Schröder, Strafgesetzbuch Kommentar, 29. Auflage, 2014,§177, Rn 20a.
*2 Vgl. BT-Drucks. 13/ 7324 S. 5.
*3 *Eisele*, a.a.O.,§177, Rn 5 などを参照。
*4 BGHSt, 50, 359 などを参照。
*5 BT-Drucks. 18/ 2601 などを参照。
*6 Vgl. Drucksache des Reichstags Nr. 54 von 1875/ 76.
*7 Vgl. BT-Drucks. 13/ 4543 S. 4 und 8.

韓国における性犯罪規定

○ソ・ウニョン（大韓民国憲法裁判所）

１　性犯罪をめぐる法体系

韓国では1990年代から性犯罪対策への関心が高まった。従来、韓国において性犯罪を規律する法律は、1953 年に制定された「刑法」のみであり、強姦罪などの性犯罪に対する刑事手続上の特別な配慮はなかった。

そこで、韓国では1994年、性暴力犯罪についての特別法を制定し、2007 年には児童性犯罪について特別法を制定することとなった。現在、性犯罪について構成要件とその処罰を定める法律は、「刑法」、「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」、「児童・青少年の性保護に関する法律」の三つである。特別法では、刑法では不十分であった構成要件を追加し、性犯罪被害者を保護する様々な方法について定めている。

本報告は、これらの三つの法律で定められている性犯罪は何であり、どのように処罰されているのか、刑事手続において性犯罪の被害者をどのように配慮しているのか、韓国では親告罪はなぜ廃止されたのか、公訴時効はどのように適用されるか、などについて紹介する。

近年、性犯罪者に対しては、刑罰のほかに身元公開、GPS を利用した位置追跡、化学療法(薬物注射)、児童性犯罪者の就職制限など、様々な制裁が導入されているが、本報告では詳しく扱わないこととする。

２　刑法

韓国刑法は第32章に「強姦と醜行(わいせつ)の罪」という題目の下で、強姦罪と強制猥褻罪をはじめ、性犯罪について定めている。これとともに、第31章の「略取と誘引の罪」で売春を目的とした人の略取・誘引も処罰するとしている。

刑法は1953年の制定以来、1995年に第32章の題目を「貞操に関する罪」から「強姦と醜行の罪」へと改正した以外には、あまり変わらなかった。だが、2012 年、ⅰ)親告罪の廃止、ⅱ)強姦罪の客体を「婦女」から「人」へと拡大、ⅲ)類似強姦罪の新設など、重要な改正が行われた(2013.6.19 から施行)。

刑法では、強姦罪、類似強姦罪、強制わいせつ罪をはじめ、未成年者や保護監督している者といった、力関係に差があるときの構成要件、強姦と傷害や死亡が結合した加重類型も規定されている。また、未遂犯と常習犯を処罰することも定めている。

３　性暴力犯罪の処罰等に関する特例法

刑法を改正するよりは、性犯罪について規定する別途の法律を制定したほうが、より効果的に性犯罪に対応できるという認識の下に、1994 年「性暴力犯罪の処罰及び被害者保護等に関する法律」が制定された。

ところが、犯罪の処罰と被害者の保護が、ひとつの法律で一緒に定められていることは、行政に混乱が生じるという指摘があった。そこで、犯罪の処罰については法務省が、被害者の保護については女性家族省がそれぞれ法案を作成・発議し、「性暴力犯罪等の処罰に関する法律(以下、「性暴力処罰法」という。)」と「性暴力防止及び被害者保護等に関する法律」が 2010 年 4 月 15 日、ともに制定された。

性暴力処罰法では、刑法の強姦罪等のみならず、淫乱物についての罪や売春のための人身売買にか

かわる罪も含めて、「性犯罪」を定義している。そして、刑法上の個別犯罪を結合して法定刑を引き上げており、盗撮、痴漢行為など、刑法によって処罰されなかった犯罪についても規定している。

なお、未成年者に対する性暴力犯罪の公訴時効は成年になった日から起算し、DNA などの証拠があった場合には時効が延長され、被害者が 13 歳未満の子供あるいは障害者である場合、性犯罪の被害者が死亡した場合には告訴時効を廃止した。

一方、性暴力処罰法では、加害者の処罰だけでなく、刑事手続における被害者の保護についても定めている。性暴力犯罪事件は、担当の警察と検察が捜査を行い、性犯罪を専門的に扱う裁判部が審理するのをはじめ、被害者弁護士の支援(国選弁護士も選任できる)、供述の録画・保存及び証拠としての利用、非公開審理、中継装置による証人尋問、専門家の意見照会、付添人の同席、必要な場合には供述助力人のサポートなど、多様な方法によって、被害者の二次被害を防止するための努力が続けられた。

4　児童・青少年の性保護に関する法律

児童性犯罪については、2007 年に「青少年の性保護に関する法律」が制定され、初めて青少年を対象として買春行為をした者の身元公開を規定した。2010 年には、法律名が現在の「児童・青少年の性保護に関する法律」となり、児童・青少年に対する性犯罪の処罰、刑事手続における特別扱い、通報及び救急措置、加害者の身元公開及び就職制限などについて定めている。

この法律では、子供に対する強姦罪など、刑法上の犯罪はもちろん、子供売春、児童ポルノの製作、斡旋、運搬、所持することやそれらの行為を斡旋、場所を提供する行為にも刑罰を科している。

児童・青少年被害者のためにも、上記の性暴力処罰法にある方法と、被害者の保護、相談、治療についての事項を規定している。

韓国において、子供に対する性犯罪の処罰は、とても厳しい状態である。この法律はさらに、加害者の身元公開と就職制限についても定めているが、ここでは詳しく論じない。

5　まとめ

韓国における性犯罪の処罰及び被害者の保護は、性犯罪について議論が本格的に始まった 1990 年代と比べると、 少なくとも法律の面からは大きな成果があったといえる。しかし、刑罰が厳しすぎて、加害者の社会への復帰がさらに難しくなっていること、他の犯罪とのバランスの問題、厳罰と性犯罪の減少との関係が明らかではないこと、などの指摘も存在する。これらの指摘については、本報告で触れなかった各種の処分(身元公開、電子足環、就職制限、個人情報登録、薬物療法など)との関係も含めて、今後の課題にしたい。

フィンランドにおける性犯罪規定 - 近時の性犯罪規定改正を中心に -

○齋藤　実（獨協大学法学部）

1　はじめに

フィンランド刑法の性犯罪規定について、近時の刑法改正を中心にして報告をしたい。性犯罪規定は、主に 3 回の改正を経て現在の姿になっている。まず、1999 年改正では、強姦罪・加重強姦罪の非親告罪化、強姦罪規定の類型化及びジェンダーニュートラル化がされた。次いで、2010 年改正では、公訴時効の起算点の変更がされ、さらに、2014 年改正では、非親告罪規定の徹底化及び性交概念の定義化がされている。以下では、主な改正点について述べる。

2　1999 年改正について

強姦罪と加重強姦罪が、非親告罪化されたことに大きな意義がある。すなわち、フィンランドでの性犯罪は（日本以上に）顔見知りによる犯罪が多く、そのため、告訴をしにくい、あるいは、たとえしてもその取消しをするなどのケースが後を絶たなかった。また、警察の性犯罪に対する対応も、告訴がない（あるいは取消される）ことを想定して、たとえ性犯罪を認知しても捜査を十分に行わないケースが報告されていた。このような背景から、親告罪はむしろ被害者にとって有益ではなく非親告罪化するべきとの議論が高まり、起訴する権限を規定する刑法 20 章 11 条、は強姦罪及び加重強姦罪規定を非親告罪とした。非親告罪としたことで、統計上の変化も出てきている。改正前の 1994 年から 1998 年と、改正後の 1999 年から 2002 年までの、①認知件数、②送検件数、③有罪件数及び④有罪件数の、1 年あたりの平均件数を比べると、①（1994 年～1998 年）421 件→（1999 年～2002 年）545 件、②164 件→309 件、③59 件→89 件、及び④54 件→71 件、と変化した。

また同年の改正では、性犯罪に関する規定を、強姦罪、加重強姦罪及び性的行為の強要罪等の 3 つに分類した。さらに、加重強姦罪を 4 つの行為態様に分け、「被害者に重傷、深刻な病気、死に瀕した状態が生じた」（第 20 章 2 条 1 項 1 号）、「2 人以上の者が共同して犯罪を行った場合又は特に深刻な精神的肉体的被害が生じた場合」（同 2 号）、「特に野蛮、残酷あるいは屈辱を与える方法で犯罪を行った場合」（同 3 号）、「銃、刃物、又は人を死に至らしめる道具を使いあるいは激しい暴行による脅迫が用いられた場合」（同 4 号）と規定した。

3　2010 年改正について

性犯罪に関する公訴時効は、強姦罪 10 年、加重強姦罪 20 年と規定されている。もっとも、性犯罪の被害者が未成年の場合には、その保護をする必要性が叫ばれるようになり、性犯罪の被害を受けた者が 18 歳未満の場合には、公訴時効の起算点を 28 歳にする旨の改正された。これにより、強姦罪は 38 歳まで、加重強姦罪は 48 歳まで、公訴時効にかからないことになる。

4　2014 年改正について

1999 年改正により既に強姦罪及び加重強姦罪は非親告罪化されたものの、他方で、不起訴件数や起訴の取下げ件数の増加は増加した。具体的には、改正前の 1994 年から 1998 年と、改正後の 1999 年から 2002 年までの、①警察で性犯罪でないとされた件数、②不起訴件数、及び③起訴取下げの件数、を 1 年あたりの平均件数で比べると、①17 件→56 件、②55 件→128 件、③3 件→15 件と増加したことから、非親告罪化をさらに進めることの重要性が認識されるようになった。そこで、セクシ

ャルハラスメント罪を規定し、セクシャルハラスメント罪以外の性犯罪については、全て非親告罪化することとした（改正 20 章 11 条）と規定された。

なお、セクシャルハラスメント罪は、「他の人を触ることにより、他者の性的自己決定権を侵害する性的行為をした」（第 20 章 5 条 a）ことを実行行為とされており、いわゆる「セクハラ」とは内容が異なる。

5　おわりに

フィンランド刑法が制定されたのは、フィンランドがロシアに統治されていた 1889 年であり、当時の刑法はかつての統治国であったスウェーデンの影響を色濃く残していた。その後、1970 年代になり刑法改正が進み現在ではほぼ改正作業が終了し、制定当時の面影を残す規定は 5%程度である。性犯罪規定についても、他の規定同様に改正が進み、特に、1980 年代に発生した女子殺害事件（ヤンム事件）を契機として、改正が相次いだ。

その中でも、非親告罪化はフィンランドでも長く取り上げられたテーマであり、2014 年改正で一応の結論を得るに至った。また、近年では、公訴時効の起算点を見ても明らかなように、子どもの性犯罪被害者に対して大きな注意が払われてきている。

日本でも、性犯罪が非親告罪となる見通しが立ってきているが、フィンランドでの非親告罪化をしてきた経緯は参考になる。さらに、日本ではまだ改正の見通しは立っていないが、子どもが性犯罪の被害にあった場合の公訴時効の起算点についての議論は、日本でも十分に考慮するべきであろう。

スウェーデンにおける性犯罪規定

○矢野　恵美（琉球大学大学院法務研究科）

1　性犯罪規定の動向[3]

スウェーデンの現行刑法は 1965 年に施行されている（1962 年法律第 700 号）が、性犯罪に関する部分は大幅に改正されている。1965 年当時は、性犯罪規定は第 6 章に「道徳に対する犯罪」として規定され、同意のある同性愛、子孫・兄弟姉妹との性行為も処罰対象となっていた。第 6 章第 1 条強姦罪第 1 項は男性を加害者、女性を被害者とし、行為は性交（日本の「姦淫」）であり、現在の日本の刑法第 177 条とほぼ同じであった。1984 年の改正では、章の名前が「性犯罪」に改められ、性の中立化（ジェンダー・ニュートラル化）がなされ、それに伴って強姦の概念も拡大した（以下、「レイプ」と訳す）。その後、「女性に対する暴力」が注目され、1998 年には「女性の安全法」が成立し、刑法の第 4 章第 4 条 a 第 2 項に DV 罪が作られた。ここでは、84 年になされた性の中立化に反し、あえて男性から女性への暴力を明記した。その後、2005 年の改正では、さらにレイプの概念は拡大した。

2　ポイントとなる制度

スウェーデンの性犯罪対策を考える際に、明記されるべきは、被害者補佐人（被害者国選弁護人）の存在である[4]。被害者補佐人は、捜査の最初の段階から選任され、その後の流れを説明し、取調にも同席可能で、その後の裁判、附帯私訴、場合によっては犯罪被害者庁への申請まで援助する。1988 年当初は、深刻な性犯罪のみに選任可であったが、数度の改正を経て、2001 年には、「法定刑に拘禁刑のある犯罪」（被害者弁護人法第 1 条第 3 項改正）に選任可能となった。後述するように、性犯罪を非親告化する際には、被害者補佐人の存在が必要となろう。

3　性犯罪規定の中心となる規定の射程範囲

1 で述べたように、現行刑法施行時の強姦罪の内容はほぼ日本の強姦罪と同じだった（日本の準強姦のうち、人を意識不明とした原因が加害者にある形態のみ強姦になる）。1984 年改正では、「他人に性交又は性的関係を強要した者」となり、現在は、「傷害、その他暴行、若しくは犯罪行為の脅迫によって人に性交を強要し、又は侵害の種類及びその他の事情を考慮すると性交と同等のその他の性的行為を実行、若しくは許容させた者は「強姦（レイプ）」の罪として、2 年以上 6 年以下の拘禁に処せられる。」と規定されている[5]。多少の時間の継続は必要とされているものの、人間の身体の穴に何かを入れることのみならず、自慰行為をさせる等もレイプとみなされる[6]。ちなみに、ヨーロッ

---

[3] スウェーデンにおける性犯罪規定の訳文（1965 年、1984 年、2005 年）は、拙稿「スウェーデンにおける犯罪被害者・加害者対策」齊藤豊治他編『セクシャリティと法』（2006 年）東北大学出版会 319 頁－356 頁を参照ください。その他、拙稿「北欧における性犯罪規定とその対策」罪と罰（2013 年）21 頁－37 頁。

[4] 被害者補佐人法については、拙稿「犯罪被害者の法的地位」法学研究（慶應義塾大学法学研究会）（2007 年）507 頁－536 頁を参照ください。

[5] ちなみに強盗罪の法定刑は 1 年以上 6 年以下の拘禁刑であり、下限はレイプ罪の方が重い。

[6]参考：第 6 章第 1 条第 2 項～第 4 項

第 2 項　他者が意識がない、睡眠中である、深刻な恐怖をかかえている、酩酊状態もしくはその他の薬物の影響をうけている、病気である、身体に損傷を負っている、精神的に混乱している、もしくはその他の状況に鑑み、特別に危険な状況にあることを、不当に利用し、性交もしくは第 1 項に

パにおけるレイプの認知件数を比較すると、スウェーデンの認知件数は、ヨーロッパの平均の 5 から 7 倍である。これは、スウェーデンのレイプの射程範囲が非常に広いからであると理解されている[7]。

4　非親告罪化

スウェーデンでは 1983 年に性犯罪の非親告罪化がなされた。これは、家庭内の犯罪を犯罪化する流れの中で行われた。この後、1988 年に 2 で述べた犯罪被害者補佐人制度ができるが、これは性犯罪被害者である女性が刑事手続を 1 人で乗り切ることの困難さに注目してのことであった。

性犯罪を親告罪にしていることは、被害者の利益とされているが、それは「性犯罪の被害にあうことは恥ずかしいことで、他人に知られたくないことである。」という考えに基づいており、実際に周囲の人間や、司法関係者さえもが、被害者に良かれと思って告訴を思いとどまらせ、泣き寝入りをさせてしまうことにつながっている。また、加害者が暴力団関係者であれば、告訴を思いとどませるよう脅迫がなされたり、加害者が顔見知り以上であれば、自分の告訴で相手を犯罪者にするのかという無用の自責の念を感じさせることとなる。とは言え、現実に、性犯罪被害者が刑事手続を 1 人で戦い抜くのは容易なことではなく、捜査の最初から支えとなってくれる犯罪被害者補佐人制度が不可欠であると考える[8]。

5　地位に違いがある場合の性犯罪

第 6 章第 3 条には依存的立場にある者に対する性的搾取（利用）の罪が規定されている。ここでは外見的に依存的な関係があればよく、暴行・脅迫が不要であることはもちろんのこと、被害者の同意の有無も無関係である。第 1 条には該当しないものなので、2 年以下の拘禁刑である。代表的なものは、教師と生徒、上司と部下、施設の職員と被収容者、スポーツクラブの監督と選手、刑務官と受刑者等である。挙証責任が転換しているわけではないが、被告側が真に恋愛関係であったことを説明する必要がある。

6　子どもに対する性犯罪の扱い

15 歳未満の児童に対するものは、「児童に対する強姦（レイプ）」の罪として 2 年以上 6 年以下の拘禁に処せられる。また、15 歳以上 18 歳未満の者に対するもので，かつ当該行為者の子孫、当該行為者の養育下にあるか若しくは同様な関係にある児童、又は当局の決定に基づき当該行為者が保護若しくは監督の責任を負っている児童に対して行なう者も同じである。これも 3 条同様、暴行・脅迫が不要であることはもちろんのこと、被害者の同意の有無も無関係である。

公訴時効に関しては、1995 年の法改正で、被害者が 18 歳（成人）になるまで停止する（第 35 章第 4 条）。ちなみに隣国ノルウェーでは、被害者への大規模な調査を経て、2015 弁から、18 歳未満が被害者の場合の公訴時効は撤廃された。スウェーデンではこの問題につき、被害者がようやく勇気を出して警察に来た時に、もう時効だからと門前

規定されている性交と同等にみなされる性的行為を行った者についても第 1 項が適用される。
第 3 項　犯罪が起きた際の総合的状況から判断して重大さが少ないとされた場合は、4 年以下の拘禁刑に処される。
第 4 項　加重レイプ罪は 4 年以上 10 年以下の拘禁刑に処される。
犯罪が重大かどうかを判断する際、特に、暴力もしくは脅迫が特に深刻な類のものであったか、もしくは複数人が関与しているか、加害者が特に野蛮で配慮に欠ける行為をしていたかが考慮される。

[7] *European Sourcebook of Crime and Criminal Justice Statistics 2014*

[8] 性犯罪の罰則に関する検討会でも、被害者の立場から賛否両論があったが、否定派の根拠は、現在の社会における性犯罪に関する考えからきているように思われる。

払いすることが最も良くない。

証拠収集、立証が難しいことは証拠収集・立証ができないこととイコールではないし、法改正とは別の問題であると考えられた。そのために被害者の門を閉ざすべきではないと考えられている。被害者の話を聞く、性犯罪を許さないと言う姿勢を示すことが重要で、被害者の話を丁寧に聞き、熱心に捜査をしても証拠を集めることができなかった場合、それをまた丁寧に説明することが重要であると考えられている。また、昨今では PC 等に記録が残っていることもあるし、加害者が長年罪の意識を抱いていて、自白することもあるとのことである。

この他、子どもの被害者のためのワンストップセンターである「子どもの家」を置き、子どもの性被害の事件化につとめている。ここでは子どもの取調に関する研修を受けた警察官だけが子どもの話を聞き、取調には検察官、被害者弁護人又は児童特別代理人、被疑者国選弁護人が別室で待機する。予め質問を提出し、追加質問も可能であるため、伝聞排除法則の例外となっており、取調の様子は全て録画され、それが法廷で見せられ、子どもが法廷に行くことはない。法定刑に拘禁刑を含む犯罪が 18 歳未満の者に対してなされた場合、①保護権者が当該犯罪の被疑者になりうる場合、又は②保護権者が当該犯罪の被疑者になりうる者との関係に基づいて、当該児童の権利を擁護することができない場合がありうると思料される場合には児童特別代理人が付く。犯罪被害者庁があり、国家による被害補償金は家庭内の犯罪に積極的に支払われており、加害者に補償金が渡ることがないように、地方自治体が補償金を管理している。子どもの性犯罪被害に対し、様々な手立てがなされている。

7　まとめ

法制審議会で性犯罪規定の抜本的改正が議論されていることは非常に意義がある。しかし、子どもが性犯罪被害にあった場合には、今回の改正にとどまらず、様々な観点からの対応が必要であり、日本ではまだ大いに議論の余地があるように思われる。

テーマセッションE

主観的健康度と再犯予防

コーディネーター・司会：東本愛香
（千葉大学社会精神保健教育研究センター）
司　会：新海浩之（法務総合研究所）
報告者：大宮宗一郎
（千葉大学社会精神保健教育研究センター）
田原佑樹、角掛雄一、柴田英憲（宮城刑務所）
帯施龍一（千葉刑務所）
豊田一成（千葉刑務所）
富澤智史（千葉刑務所）
指定討論者：後藤弘子（千葉大学）

1　本セッションについて

監獄法が改正され,「刑事収容施設及び被収容者などの処遇に関する法律」が施行された。「処遇の個別化」が掲げられているが、プログラムの内容や実施、および効果検証などの課題も多いのが現状である。本セッションでは、刑事施設と大学との共同研究で行われた受刑者への調査および取組みについての報告、および施設におけるプログラム実施の現状や課題についてディスカッションすることを試みた。特に、近年着目されている再犯・再加害行為への保護要因を中心に考えていくこととした。

近年、再犯リスクに関するアプローチは、非構造的な臨床的予測から、静的で不変的な要因である保険数理的に数値化された予測に移行し、そして HCR-20 に代表される構造化されたアセスメントツールによる評価や管理に焦点を当てたものへと変遷してきた。近年では、さらに個人の長所や解決等の保護要因に焦点をあてる問題解決型に焦点をあて、構造化されたリスク要因のアセスメントツールと、構造化された保護要因あるいはストレングスのアセスメントツールとの組み合わせによるアセスメントとマネジメントに主眼をおいたものへと移りはじめている。例えば、Debats(1999)は、対人交流に積極的にかかわることが人生に意味を加えるものとし、また、人生の目標に関する保護的効果は、社会参加などとも関連していることも報告されている（Rutenfrans&Terlow,1994; Borowsky, Hogan, & Ireland,1997）。さらに。肯定的な人生の目標をもつことにより、長期にわたる行動的な変容がさらに維持できることが期待され、人生の目標が治療プログラムの動機付けおよび参加に役立つとしている報告もある（Sivaraman，2003）。そして、Battista & A l mond（1973）による Life regard Index の調査では，人生の目標を実現していると考えられる者，自分の人生が意味あるものとする者には再犯が少ないとする報告などを総合すると、主観的な幸福感が問題行動の再発の保護要因となり得ることが推測される。我が国の研究においても、こころの健康が対人関係における社会的スキル、問題解決スキルと関連するという示唆が出されており（玉瀬、角野；2005，山之内、元村；2013）、ストレス量をうまくコントロールしていくことで主観的健康感が高くなることが考えられ（杉澤ら,1995；五十嵐ら,2006）、ストレス対処の緩和要因として，主観的健康度の適応的役割が注目されている（鄧ら，2011）。このようなことから、再犯防止において、問題解決能力の視点、主観的健康度・主観的幸福感に着目した視点が有益であると考えた。全報告を通して、収容者のリスクを低減することのみに囚われた再犯防止だけではなく、主観的健康度を含めた、肯定的な要因にも注目した再犯防止について討議を行った。そのためには、統計的な分析も必要であるが、臨床的な視点からの応用も求められることが再確認された。

2　報告

1）　長期刑事施設研究におけるこころの健康度への注目

大宮宗一郎（千葉大学社会精神保健教育研究センター）

千葉大学社会精神保健教育研究センターでは、2012 年より刑事施設と共同研究協定を結び、メンタルヘルスに着目した効果的な処遇プログラムを提供するために、受刑者の特徴とこころの健康度を明らかするとともに、施設の特徴を活かしたプログラムの策定と実施、効果検証にも取り組んでいる。先行研究からは、受刑者が一般人口に比べて複雑な身体的・精神的なヘルスケアのニーズが高い（Retherford & Duggan, 2009）ことや、メンタルヘルスとの犯罪の関連や、犯罪者への介入時にメンタルヘルスを含む受刑者の多様な脆弱性へ対応することの必要性が指摘されている（Ministry of Justice Analytical Series, 2013）。このように海外では、犯罪と受刑者のメンタルヘルスの関連についての研究が実施されているが、日本ではこのような視座に注目した研究が十分になされているとは言い難い状況である。

そこで、本研究では、受刑者のメンタルヘルスを明らかにすることを目的とした調査を行った。調査の対象は、2012 年の調査時点で千葉刑務所に収容されていた、男性の長期刑受刑者 780 名（平均年齢 50.2±13.4 歳、IQ 平均 82.9±16.5）

である。使用した尺度は、The Subjective Well-being Inventory (SUBI; Nagpal & Sell, 1985)である。この尺度は、心の健康状態（主観的満足感）を「心の健康度（陽性感情）」と「心の疲労度（陰性感情）」の両側面から測定する 40 項目 3 件法の自記式尺度である。

調査の結果、受刑者のこころの健康度は、32.37 と自身の生活を振り返る必要はないが、充実している水準ではない一方で、こころの疲労度は 45.86 と精神的・身体的な疲労の可能性が想定される水準にあることが明らかとなった。また、受刑者の属性と心の健康度の下位項目の関連について分析すると、年齢が高くなり、執行日数が長くなるほど、近親者の支え、社会的な支えが低下する傾向がある一方で、IQ が高いほど、近親者の支えや社会的な支えが高くなる傾向がみられた。受刑者の加齢に伴い近親者も歳を重ね、場合によっては近親者が亡くなってしまうことで受刑者の孤立感が高まっていることが推測され、その一方で、IQ が高い者ほど、自分から近親者や社会とのつながりを求めることで、孤立することを防げている可能性があった(下図参照)。

こころの健康度・疲労度と執行日数・懲罰

	こころの健康度	人生に対する前向きの気持ち	達成感	自信	幸福感	近親者の支え	社会的な支え
年齢	-.120**	-.054	.135**	-.030	-.031	-.283**	-.253**
IQ	.119**	.040	.003	.176**	-.002	.151**	.155**
執行日数	-.095*	-.007	-.071	.046	.049	-.165**	-.110**
懲罰	-.044	.030	-.036	-.063	-.009	-.038	-.008

	こころの疲労度	精神的なコントロール感	身体的な不健康感	社会的つながりの不足	人生に対する失望感
年齢	.133**	.060	.117**	-.144**	.188**
IQ	.122**	-.042	.166**	.212**	.068
執行日数	-.038	.055	-.122**	.109**	-.033
懲罰	-.199**	-.180**	-.137**	-.097**	-.083*

*p<.05 **p<.01

また、刑期分類（有期・無期）による心の健康度について分析したところ、有期刑の者に比べて無期刑のこころの健康度が有意に低く、出所の可能性の有無が心の健康度に影響している可能性が示唆された。さらに、懲罰を問題行動として再犯に類似する指標と捉え、その回数とこころの健康度について分析した結果、0～4 回の群に比べ、5 回以上の群でこころの疲労度が高いことが示された。しかし、「懲罰回数が多いことで、こころの疲労度が高いのか」「こころの疲労度が高いから懲罰回数が多いのか」までは、明らかにできないため、今後、精査する必要がある。

本調査を通じて、初犯長期受刑者の心の健康度が明らかになった。この結果は、メンタルヘルスに着目した介入の必要性を統計的に裏付けると共に、受刑者の保護要因に注目した介入を検討する一助となったと考えられる。

2)　長期累犯受刑者のこころの健康度に係る現状と課題

田原佑樹・角掛雄一・柴田英憲（宮城刑務所）

2014 年、宮城刑務所では千葉刑務所に続いて千葉大学社会精神保健教育研　究センターと共同研究を締結した。

宮城刑務所の特徴として、初犯受刑者収容施設（A 級）の処遇重点事項である、①施設の自律性を養わせ、できる限り自治活動を取り入れること、②更生意欲を培わせ，収容期間中の目標を自ら立てさせることという事項と異なり、①厳正な態度を持って接すること、②保安及び警備を厳重にすること、③被収容者間の人間関係，特に反社会性集団の派閥関係に留意した処遇をすることを特に重視して処遇していく施設である。そのことの必要性については、累犯受刑者収容施設（B 級）の収容者における暴力団組織構成員の多さがあげられる。さらに、精神障害者（覚せい剤後遺症，統合失調症等）、高齢受刑者（疾病者）、好訴性のある者、異常行為により施設設備器具等を損壊する者、激情型で暴力性が強い者、偏った思考や行動上の問題を抱える者、他者の健全な生活環境を妨げる者などが多く収容されており、指導に困難を感じる職員が多い。また、受刑者としては、受講することに対する周囲の目を含めた抵抗感を示す者が多いのではないかと考えられる。

そこで、実際の現状把握を目指し、受刑生活に関するアンケート（法務省作成）および World Health Organization Subjective Well-being Inventory (WHO-SUBI)を 795 名（年齢平均 50.29±13.11 歳、IQ 平均 82.10±13.65）に実施した。

こころの健康度は 31.94 と、31 点未満が問題ありとされているため、受刑者のこころの健康度は低いといえる結果であった。こころの疲労度は、46.18 と 43-48 点までの人は精神的にも疲れている可能性があるとされているため、受刑者は、こころの疲労度を感じている状態であった。また、懲罰回数とこころの疲労度に相関がみとめられる（r=-.126,　p<.01）、また下位項目の精神的コントロール感（r=-.109,　p<.05）、人生に対する失望感（r=.-089,　p<.05）に相関がみとめられた。また、受刑生活に関するアンケートでは、意識にとしては、自身の変化の必要性を感じているが、自身の出所後の「再犯のない生活」の意識には至っていないことが推測される結果がみられた。

千葉刑務所と宮城刑務所の WHO-SUBI 平均値には有意な差は認められなかった。このことから、施設の収容者の状況としての難しさはあるものの、プログラム対象となる者のセッティングに課題として挙げられることに配慮していくことで、プログラムによる変化の可能性を期待できるのではないかと考える。そのためにも、所内の「人間」、「環境」、「設備」それぞれを円滑に動かしていく、施設内の協力体制が不可欠だと考える。

3）長期受刑施設における「被害者の視点を取り入れた教育」の実践

帯施龍一（千葉刑務所）

千葉刑務所では「被害者の視点を取り入れた教育」を、施設職員と大学研究者との協力関係の下実施している。特に、従来の「被害者の視点」のみならず、今後の生活や広義の意味での「他者の視点」を考えられるような取り組みを行っている。従来の「被害者の視点を取り入れた教育」の内容を一部改変し、問題解決法などを取り入れた、認知行動療法ベー

スのプログラムとした前 12 単元のグループワーク形式で実施している。最後の単元では「なりたい自分」をことばと画で書く課題を行う。指導者の手応えとして、安定した受刑生活の維持、目標設定の獲得、自発的な発言の増加、人間関係を含め「学ぶ」意欲の向上、練習を通じての自信、達成感の獲得がみられた。データとしての手応えとして（N＝35）、平均年齢：53.52 歳（SD=10.73）、ＩＱ相当値：平均 82.27（SD=10.58）、無期 12 名、有期 23 名を分析した結果、こころの健康度における得点増加に有意差が認められた(t (34)＝2.81, p＜.05)。また、下位項目の変化について調査したところ、幸福感、社会的な支え、精神的なコントロール感に変化がみられた。指導者の手応えのみならずデータとしての変化がみとめられた。さらに、無期刑と有期刑の差異が影響する可能性が示唆されたため、今後も N を増やして検討を加える必要があると考える。

２） 長期受刑施設におけるコミュニケーション・トレーニングの導入

豊田一成（千葉刑務所）

千葉刑務所では、長期受刑者の精神的な健康度と問題行動、対人関係スキルとの関連に焦点を当て、プログラム等の取り組みを行っている。その一環として、生活改善と円滑な社会復帰や就労を支援することを目的に「コミュニケーション・トレーニング・グループ」を開始した。施行プログラムを経て、本プログラムの実施者の受講後の変化について検討した。本グループにおいては、「人間関係」として、安定した受刑生活の獲得、心情の安定を目指すとともに、気持ちを伝えることの練習を行うことを目指した。コミュニケーションが成り立つためには、お互いが相手を受け入れる気持ちになることがまず必要であり、コミュニケーションが成り立ってはじめてできることが伝えることであると考える。

とくに、①長期刑受刑者の生活改善（健全なものの見方や考え方を身に付ける）、②出所後の就労生活や社会生活へのサポート（望ましい対人関係の構築）、③対人関係の基礎を再構築するための下地作り（自己理解、他者理解への促進）を重視した。全 10 単元、月 2 回の実施、18 名の結果（平均年齢 45.7±10.93 歳、IQ 平均 82.4±11.74）、指導者の手応えとしては、気付きを生かした成功体験が喜びとして感じられ、心的変化と行動的変化をもたらしたと考えられた。さらにデータとしては、こころの健康度における、Pre から Post にかけての得点増加に有意差が認められた(t(17)=4.00, p＜.01)。また、こころの疲労度における, Pre から Post にかけての得点増加にも有意差が認められた(t(17)=2.42, p＜.05)。さらに、社会的スキルを測る尺度である Kiss-18（対人関係の社会的スキル評価尺度）の結果から、高度なスキル以外の初歩的スキル、感情処理のスキル、攻撃に代わるスキル、ストレスを処理するスキル、計画のスキルに大きな変化が認められた。

就労は、孤立や社会不適応を防止できる可能性をもっているが、長期受刑者にはこの課題は大きくのしかかると考える。協力雇用主の望む人間像として、コミュニケーションの意味づけ、意義を理解して社会につなげていくことが重要である。社会復帰の真の安定のためには、他指導も含めた連続性を持って継続されるべきであり、プログラムの効果検証を踏まえたプログラムの改訂や効果的な実施体制の整備はもちろんのこと、プログラムおよび教育担当職員以外の職員に対する理解の向上が求められる。さらに、受講者の動機付けを高める工夫、指導にのらない者への対応など慎重な検討を要する。刑期も長く、プログラム終了後も受刑死活は続くため、受講者のモチベーションの維持、指導内容の反芻させる必要もあると考える。課題は少なくないが、外部講師の協力を得ながら、指導を安心して取り組める体制の意義は大きい。

３） 長期受刑施設における「暴力防止プログラム」の実践と展望

富澤智史（千葉刑務所）

千葉刑務所では、千葉大学社会精神保健教育研究センターとの共同体制により、暴力事犯者及び暴力の問題性が高い者を対象とした「暴力防止プログラム」を開始した。

DV や児童虐待による事件は社会問題化しており、暴力事犯者による受刑者が 2 割を超えているという現状において、平成 23 年、一部刑務所においてプログラム試行開始し、その後施行庁を拡大させている。平成 26 年度は、千葉刑務所含む全国 14 施設においてプログラムが本格始動した。

暴力防止プログラムの目的は、①暴力を振るうことなく施設内及び社会内で生活できるよう，非暴力への動機付けを高める、②暴力へと至る自己のパターンを認識させるとともに，そこから抜け出し，暴力以外の手法により，将来の望ましい生活を達成するための方法をあらかじめ準備させる、③暴力を振るうことなく生活するための具体的なスキルについて，刑事施設在所中から実践を通じて身に付けさせるということである。プログラムの初めには、まず、とっさの対処法について理解することにつとめる。続いて，認知行動療法の基本理論について、さらに DV や児童虐待といった問題について理解をすすめる。これらの問題が見られない者に対しても指導を行い、自身の暴力の問題を客観的に捉えることができるような構成である。プログラムの後半では、危険な場面や、リスクに対する理解と、その具体的な対処法について学ぶという流れである。千葉刑務所では、本件が暴力事犯（殺人、傷害、傷害致死、暴行、逮捕及び監禁、逮捕等致死傷、強盗、強盗致死傷）である者として本プログラム対象となるものがほとんどを占める。

本プログラムの効果を検証するため、16 名（8 名×2 グループ）の対象者（平均年齢 50.3±9.7 歳、IQ 相当値平均値 85.3±9.7）に 40 項目から心の健康度及び心の疲労度を測定する尺度であり、11 の下位尺度から、心の健康度、心の疲労度を評価することができ、どのようなアプローチが可能かを検討できる WHO-SUBI と、18 項目から対人関係を円滑に運ぶために必要な 6 種類のスキルを測定する尺度であり、対人関係における社会的スキルを把握することができる Kiss-18（対人関係の社会的スキル評価尺度）を実施した。プログラ

ムの実施は、週に1回、全17回である（その他にPreとPostのテストを設定）。

Pre-test の結果から、当所における暴力防止プログラムの受講対象者の特徴として、重大事件をじゃっ起した加害者であるということへの自責感を抱き、刑期 10 年以上という長期受刑生活による閉塞感により、こころの健康度が低くなっているが、対人関係におけるスキルは維持されているということが考えられた。

受講後の変化として、WHO-SUBI の結果からは統計的に有意な結果は得られなかった。しかし、Kiss-18 の結果には変化が認められた。

対人関係の社会的スキル評価尺度（Kiss-18）

	Pre		Post	
	平均値	SD	平均値	SD
初歩的スキル	7.45	3.08	9.82	1.88
高度なスキル	8.55	3.98	11.45	1.51
感情処理スキル	7.55	4.08	10.82	1.08
攻撃に代わるスキル	8.09	3.27	11.00	1.00
ストレスを処理するスキル	8.09	3.59	11.36	1.43
計画のスキル	8.91	3.94	12.73	1.35

高度なスキルの他は、受講後に有意に変化しており、「初歩的スキル、感情処理のスキル、ストレスを処理するスキル、計画のスキルについては、有意水準 5%以下、攻撃に代わるスキルについては有意水準1%以下で改善が認められた。

指導中、暴力という問題を身近に捉えることができるよう、本人の日常生活に沿った内容や受刑生活に照らし合わせたエクササイズの実施による効果の重要性を感じる場面が多かった。特に、「暴力防止」という言葉に対する強い抵抗や違和感を抱えているといった受講者の反応に対し、受講者に本グループのセカンドネームを考えさせるといった働き掛けを行うなお、自身の問題として考えさせる工夫が有益であった自身の変化や成長のためのグループ、まさに「自分のグループ」という意識の向上につながり積極的な意見や自発的な発言が増加した。また、プログラムの内容を通して、「我慢」や「攻撃」以外の新たな対処スキル（問題解決法、アサーションなど）を獲得することによる効果がデータからもみてとれる。

今後引き続きプログラムを実施していき、こころの健康度を高めることと対処方法を増やしていくことの関連にも注目して、指導を行っていくことも検討していきたい。

また、初犯であり長期受刑者を収容する施設での本プログラムにおいて、暴力防止プログラムの動機付けを高めることで、事件に至った要因や自己の問題性を考えさせる働き掛けを継続していくことが必要であると考える。さらに、同じ殺人であっても、無理心中を図ったが生き残った者と、強い怒りや恨みから殺害した者、強盗殺人などは、暴力という力を利用して相手を殺害しているものの、その性質は異なると考えられる。このような個々の犯罪の性質を踏まえた指導を、指導者側が行っていくことも求められる。

施設全体としては、どのタイミングでプログラムを実施するのかという課題があり、矯正施設では受刑者の問題性等に合わせた様々なプログラムが行われているが、プログラムを充実させるだけではなく、より大きくの外部の機関の協力や援助が必要となり、意識と知識と技術の向上が望まれる。

3　指定討論

（千葉大学　後藤弘子）

受刑者の把握のために、統計的なデータで初犯、累犯について分析すること、また、千葉刑務所においては各プログラムの効果検証を数値的に丁寧に検討していること、それを、それぞれのプログラムにおいて取り組んでいることについての意義が大きい。これをどのように実務レベルに反映させていくかが課題である。

たとえば、累犯施設の場合、報告にもあるように暴力団組織構成員が多くを占めることから、「人間関係をつくることができること、コミュニケーション能力がある程度あること」が組織の一員として生きてこられていることにつながり、強いては事件につながっていることも考えられる。逆に、初犯施設収容者の場合、コミュニケーション能力の低さが、問題解決を妨げ事件に至っていることも考えられる。そのような点を考慮しながら、臨床、研究の双方が進められることが望ましいのではないか。さらにプログラムが有効であるからこそ、どのようにその効果を維持していくのかも課題であると考える。

4　質疑応答・討議

プログラムの効果検証、特に認知行動虜法ベースのプログラム提供という視点から、知的能力の低い受講者を含んだグループ構成になる場合の工夫や効果について検討する必要性を助言いただいた。プログラム実施者の工夫として、エクササイズを多くするなど経験しながら身につける工夫をしているとともに、やはり認知行動療法という「考え方」を扱うプログラムであることを前提とした場合、グループ構成として考慮する点として、知的能力の幅については配慮しなくてはならないことを議論した。累犯受刑者収容施設の課題として上げられている、「他者の目」、「他者からの影響による揺り戻し」について、独居房の活用の可能性が指摘された。さらに、プログラム受講終了後の課題が指摘された。特に累犯受刑者収容施設での今後の実施も鑑み、受講後はプログラムメンバーとの関係のような関わりが「断たれる」状態になるなかで、どのようにその効果やモチベーションを維持することができるのかについて議論がなされた。現状報告として、プログラム受講者が少しずつ増えていくことにより、同じメンバーではないがプログラムにより「気づき」が促され、問題解決能力の高まった者との関わりがサポートになり得ているという可能性について紹介されるとともに、今後、処遇カウンセラーなどの役割も含め、フォローアップ体制の検討の必要性が話題となった。

テーマセッションF(ラウンドテーブル)

刑事政策学の復権
――法学教育における刑事政策の意義と展望――

コーディネーター:石塚伸一（龍谷大学）
司会:本庄　武（一橋大学）
話題提供者：渡邊一弘（専修大学）
土井政和（九州大学）
上野正雄（明治大学）
齊藤雄彦（横浜地方検察庁）
中村治郎（東京弁護士会）
菅原直美（奈良県弁護士会・心理カウンセラー）
コメンテーター：岩井宜子（専修大学）
安西　敦（香川県弁護士会）
古川隆司（追手門大学）

１　趣旨

本ラウンドテーブルは、第15期の目標のひとつである「刑事政策と少年法を司法試験の受験科目に組み入れ、実務法曹のミニマムスタンダードとする」ことに向けた取組みの一環である。

２．法学教育における刑事政策の位置づけ

全国の法学部では刑事政策・刑事学・犯罪学・少年法等の講義科目が開設され、刑事政策を研究する学者・実務家がこれを担当してきた。担当者には、刑事政策の研究・教育・実務に専心する専業刑事政策研究者、刑事政策とそれ以外の刑法・刑事訴訟法等の刑事法科目を研究する第１種兼業刑事政策研究者および刑事政策以外の刑事法科目を主たる担当科目としながら、片手間に刑事政策を教える第２種兼業刑事政策研究者がいる。

刑事政策等の科目が法学部で開講されている最大の理由は、かつての高等文官試験以来、法曹になるための司法試験の法律選択科目に「刑事政策」が採用されていたことにあった。しかし、2000年の司法試験改革により、選択科目は廃止されてしまう。その後、司法改革と法科大学院制度導入を経て 2006年から新しい司法試験が実施されることになり、選択科目制度が復活した。新制度では旧来の法律選択科目(労働法等)に新しい科目(租税法・環境法等)を加えた８科目の選択科目となったが、刑事政策だけが新司法試験の科目から外されてしまった。なお、行政法は、必須科目に「格上げ」された。

法学部・法科大学院では、司法試験合格率が大学評価の決定的要素となったことから、実定法科目の教育が重視されるようになり、専業刑事政策研究者の後任ポストが、他の実定法科目の研究者や実務家に置き替えられる例も見られるようになった。

３．刑事政策への社会の期待

他方、法律実務の現場に目を転じると、21世紀に入る前後から、刑事施設内処遇や社会内処遇に関する基本法の全面改正、犯罪被害者保護・ファミリーバイオレンスなど重要な個別領域での法制度の構築、刑の一部執行猶予制度など新たな制度の誕生、刑事司法と福祉の連携の進展に伴う社会法領域との密接な連携の必要性など、刑法や刑事訴訟法を学ぶだけでは十分に対応できない事態が頻出するようになっており、刑事政策分野を学修した法律家の養成の必要性は、以前よりも高まっているように思える。

４．話題提供

そこで今回のラウンドテーブルでは、議論の端緒として、法科大学院での刑事政策教育の現状及び法曹三者および隣接領域の研究者の立場から見た刑事政策教育の意義を確認することに主眼を置いた。

まず渡邊一弘会員に、法学教育における刑事政策の現状を整理していただいた。渡邊会員によれば、①現状では理論刑法学の専門家が法科大学院で刑事政策教育を担っている例があり、科目が開講されていればよいかという問題があるが、他方でこのことは実証研究を行わない特別刑事法の解釈論が専門の「刑事政策」学者の専門性とは何かという問題を提起している。また②刑事政策を選択科目に導入しない理由として、刑法・刑事訴訟法の教育及び司法試験の中である程度カバーできるという説明があるが、現状ではそうなっているとはいいがたいが、③刑事政策の試験は一行問題になりやすく新司法試験の出題傾向にそぐわない面がある。半面で、④現状では刑事政策的色彩を有した刑事分野の応用的科目が多彩に展開されており、試験科目化はこの展開を妨げる面があることから、刑事政策教育の重要性と試験

科目化することの関連性を改めて吟味する必要がある、との指摘がされた。

次に土井政和会員から、①法科大学院教育の中で刑法や刑事訴訟法の範囲で扱えない重要な問題があり、それを刑事政策が担っていること、②刑罰論と処遇論に重点を置いた授業の実践例の紹介、③学問としての刑事政策学には固有の意義があり、研究者養成に意識的に取り組む必要があること、④事実学として知識を試すのではなく、規範学として実務と理論を問う出題を行うことは可能であることが指摘された。

上野正雄会員からは、①裁判員制度、被害者参加制度により裁判官にとっての刑事政策学習の必要性は高まっているが、現状では OJT で知識を得つつ、自分で勉強しているにとどまること、②司法試験の科目化を図るうえでは、知識問題ではなく論理的に考えていけば解答に辿り着ける問題である必要があること、単なる実務追随科目になっては意味がないこと、他の選択科目とのバランスにおいて出題範囲を確定するといった課題があることが指摘された。

齊藤雄彦氏からは、①検察庁として、「検察の理念」（2011 年）において矯正保護との連携を謳い、2012 年からは最高検内部に刑事政策専門委員会を設置しているほか、各高検・地検で勉強会や講演会を実施していること、②新任時、3，4 年目、10 年目でも刑事政策の研修が実施されていること、③これらの背景には入口支援や刑の一部執行猶予制度の導入などで再犯防止の取組が重要になっていることがあること、④そのため、司法試験の科目とするべきかはともかく、法科大学院で深い講義をすることは重要であることが指摘された。

中村治郎氏からは、死刑問題に取り組む弁護士としての立場から、①かつて司法試験における刑事政策の口述試験で犯罪白書に掲載されている統計についての質問を受けた経験があるが、そうした出題には問題があること、②法曹三者はもとより裁判員等になる一般市民、刑事立法に関わる議員にも刑事政策の科学的知識が不可欠であることが指摘された。

菅原直美氏からは、治療的司法に関心を有する若手弁護士の立場から、①法曹としての進路が決まる以前の立場性のない法科大学院の時代に刑事政策を学ぶ必要性が大きいこと、②それにより情状弁護の参考となる発想力が養われること、③単に教育を受けるだけでなく試験を意識して勉強することには意味があることが指摘された。

5　討論

討論の冒頭で三人の方にコメントをいただいた。岩井宜子会員は、元司法試験委員の立場から、①選択科目廃止の理由は体系性に欠けるということであったが、刑事政策分野も法律化が進展しているのであるから、法律的色彩の強い分野をひとまとめにして条文を活用することが考えられること、他方で、②犯罪とは何かを問うためには犯罪原因論の重要性も見逃せないことを指摘した。

安西敦会員は、付添人活動の経験から、①行為の重さではなく要保護性に応じて処遇が決まる少年法の場合、刑事政策の必要性はとりわけ高いが、家裁の裁判官の実態把握が十分でないという問題があること、②国選付添人制度が拡大したため、少年事件はポピュラーな事件となり、学習の必要性が高まっていることについて指摘した。

古川隆司会員は、司法福祉論の立場から、①法律家は福祉を活用しようとするが、判断の成り行きを知らずに判断を行おうとする傾向があり危険であること、②法律家は全体を俯瞰する視点を持つ必要があることを指摘した。

その後、フロアーを交えて多様な議論が行われた。以下では一部を紹介する。

研究者養成に関しては、①まずは刑事政策をしっかりと教えられる人材の養成を行うべきである、②現状では刑事政策で就職するのは困難である。大学にポストがなければ研究者は育たない。試験科目に入ることが重要である、との意見があった。

司法試験の科目としての適性に関しては、①法律的色彩の強い部分を必修とし、ついでに原因論も扱うという構成がよいのではないか、②メジャーな選択科目になるためには、この範囲をしっかり勉強しておけば大丈夫であるという安心感を与える必要がある、③試験委員の好みで出題がされるのであれば問題である、関連して、④スタンダードなテキストが必要である、との意見があった。

学習のニーズに関しては、①最近の法学部生には入学後すぐに予備校に行き、法律の知識しか重視しない者がいる。政策を担える人材の養成が急務である、②刑事事件を熱心に扱う弁護士でも刑事政策が本当に分かっているか疑問がある。弁護士の教育が必要である、③弁護士のリカレント教育として刑事政策を講義することが考えられる、④警察でも幹部になるに従って、刑事政策の知識が必要となる。現場の警察官への研修のニーズも高い、⑤法律家以前に一般市民のレベルとしてあまりにも刑事政策のことを知らなさすぎる。中学校で刑事政策を教えることで、一般市民の知識の底上げを図ることが重要である、⑥法教育として中学校・高校で講義することのニーズは高い、⑦政治家の中には刑罰改革に関心を示す層がある。政治家をターゲットとして、働きかけることが重要である、との意見があった。

熱心に議論してくださった報告者・コメンテーター・参加者に感謝したい。

自　由　報　告

人々は刑罰をどのように使いたいと思っているのか？
それは刑事政策とどのように関係しているのか？

○松原英世（愛媛大学）
岡本英生（奈良女子大学）

１．はじめに

本報告では、以下の諸点を実証的に検討する。

- 人々は厳罰化をどのように支持しているか
- 人々は刑罰をどのように使いたいと思っているか
- それは刑事政策とどのように関係しているか
- 人々は刑事政策をどのように認識しているか

刑事政策研究の視点はその制度や対象に集中しがちであった。本報告では、「一般の人々の認識」（刑罰・刑事政策への期待・認識）に注目することで、あるべき刑事政策を構想するための手がかりを提供する。

２．方法

- インターネット調査
- 無記名式
- 調査期間（回収期間）　2015/2/27～2015/3/2
- 調査協力者　全国の 20～69 歳の男女 3000 人
- 質問内容　刑罰動機、刑事政策

３．結果

１）刑罰動機

人々の刑罰動機は４因子構造を示した。

- 規範の伝達
- 応報感情の充足
- 犯人の懲らしめ
- 国家権力の示威

２）刑事政策

われわれが取り上げた 10 種類の刑事政策については、２因子構造を示した。

- 監視・重罰化
- 処遇による改善・更生

３）刑罰動機と刑事政策との関係

刑罰動機と刑事政策との関係を見るために共分散構造分析を行ったところ、次のような結果を得た。

- 監視・重罰化には、規範の伝達（.15）と犯人の懲らしめ（.40）が正の影響
- 処遇による改善・更生には、規範の伝達（.28）が正の、犯人の懲らしめ（-.51）が負の影響

４．今後の課題

全体としてのわれわれのモデルは、「パーソナリティー特性や価値観、社会状況の認識」が「刑罰動機」を規定し、それ（刑罰動機）が「刑事政策」を規定する、ことを想定している。今回はこの後半部分を検討したのであるが、今後は、前半部分も検討に加えながら（また、そもそもわれわれの想定モデル通りになるのかも含めて）、「人々の意識の中で刑事政策がどのように選択されるのか？」についてより詳しく見ていきたい。

文献

松原英世, 2009,「厳罰化を求めるものは何か」『法社会学』71:142-158.

松原英世・岡本英生, 2012,「犯罪に対する凶悪性判断と処罰感情に影響を及ぼす要因について」『愛媛法学会雑誌』38(3=4):1-17.

岡本英生・松原英世, 2015,「犯罪事件についての不安感に影響を与える要因について」『奈良女子大学心理臨床研究』2:35-38.

Pratt, J., 2007, *Penal Populism*, Routledge.

Vidmar,N. & D. T.Miller, 1980, "Socialpsychological Processes Underlying Attitudes toward Legal Punishment", *Law & Society Review* 14(3):565-602.

Tonry, M., 2008, "Why Are American Penal Policies so Harsh?", *Japanese Journal of Sociological Criminology* 33:11-28.

Zimring, F. E. & D. T. Johnson, 2006, "Public Opinion and the Governance of Punishment in Democratic Political Systems" *Annals of the American Academy of Political and Social Science* 605:265-280.

【付記】本報告は、JSPS 科学研究費（C： 25380088）の助成により行われた研究成果の一部である。

人々の刑事司法についての知識
――2014 年全国意識調査から――

○河合幹雄（桐蔭横浜大学）
○木村正人（高千穂大学）
葛野尋之（一橋大学）
木下麻奈子（同志社大学）
平山真理（白鴎大学）
久保秀雄（京都産業大学）

１　目的

厳罰と死刑の効果を信じる人々はどうすれば意見をかえるのか。本報告では、刑罰と犯罪抑止をめぐり、2014 年 3 月から 4 月に実施した全国意識調査の結果を分析する。犯罪状況、公訴時効、死刑執行方法、無期刑の仮釈放、世界の死刑制度、四大死刑冤罪事件などの知識を尋ねた質問から、それぞれに関する知識の程度を確認するとともに、量刑の現状についての知識を欠きながら日本の量刑は軽すぎると答える人々について検討する。またとりわけ、死刑については従来、死刑制度が支持される背景に、法制度や犯罪状況、刑罰がもたらす抑止効果等に関する「無知」があり、正しい情報を与えるとその支持が減るという仮説が提示され、検証が行われてきた。日本の世論についてそれが妥当するかについても、今回の調査結果から得られた若干の知見を示す。なお、調査の基本報告は、河合ほか 2015 を参照のこと。本研究は、JSPS 科研費（新学術領域）の助成を受けたものである（課題番号 23101003）。

２　方法

今回の質問紙票調査は、報告者 6 名からなる「死刑と犯罪防止」研究チームが主体となり、全国に居住する成人男女を対象に行われた。層化 2 段無作為抽出法を用いて、住民基本台帳から 2,500 名を調査対象として抽出し、1,461 名から有効回答を得た（郵送留置法、回収率は 58.4%）。設問の内容は、概略（1）回答者の一般的な人間観と社会観、幸福度、（2）犯罪状況と法制度に関する知識、体感治安、懲罰意識、（3）裁判員制度と死刑制度についての態度と知識、（4）個人属性とデモグラフィック要因から構成されている。

３　結果と考察

調査結果の単純集計から以下のような知見が得られた。

１．犯罪状況については広範な誤認が見られた。ただし、凶悪犯罪増加の認識は、犯罪不安とは連動していない。犯罪増加と信じる原因は、日常生活における小さなマナー違反についての経験の影響が考えられる。「問 35. 死刑判決の数を今より増やすべき」とする態度と「問 15.公共の場所でのマナー違反にいらだつことがある」との間に 0.1%水準で有意な相関が見られた（γ=0.238）（詳細は Kubo 2015）。

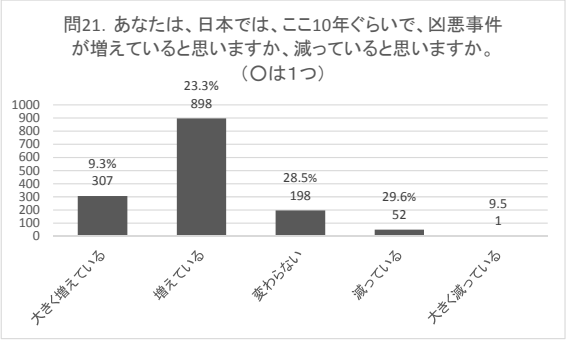

図 1　凶悪事件の増減についての認識

２．量刑については正確な知識をもたないと思われるが、日本の刑罰の現状については「軽すぎる」とする意見が大多数である。

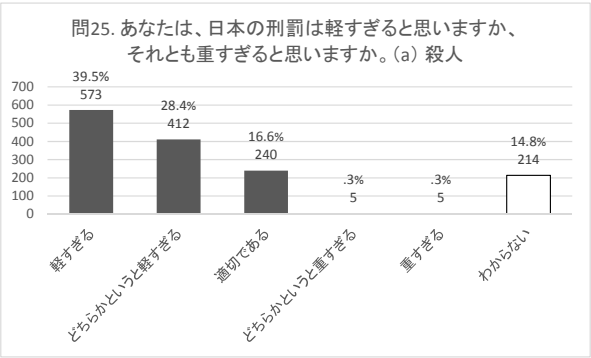

図 2　殺人罪の量刑についての認識

３．死刑制度の国際動向については、「わからない」が大多数。

４．死刑執行の方法が絞首刑であることを知っている者は半数に届かない。

自治体から許可を取って、住民票から抽出すると

いう本格的な意識調査をした結果、他の調査結果に比べても、人々は刑事司法についての正確な知識をもたないことが確認できた。

わからないはずの質問に対して、「わからない」と正直に答える人が多い一方、なぜか、凶悪事件の量刑については「軽すぎる」と答えられる自信の根拠を探らなければならない。犯罪状況についての認識は、ズレているとか不正確なのではなく、正反対になっている。凶悪犯罪が激減している事実を、まず人々に知らせることこそが私たちの社会に課せられた責務であろう。

死刑制度に賛成する意見の背景には、無知があるという命題の妥当性についてはどうか。統計データ等からその真偽が特定可能な諸事実に関する 8 つの設問を設け、死刑制度に対する態度に応じてその正答率に差があるかどうかを精査した（表 1）。

表 1　犯罪等の知識と死刑に対する態度の関係

		正答率（%）				
No.	Variables	全体	存置支持	廃止支持	どちらとも	sig.
問21	凶悪犯罪の減少	3.7	3.8	6.0	2.1	n.s.
問36	死刑廃止の世界的趨勢	5.7	5.1	13.9	3.8	***
問39	無期懲役刑の終身刑化	13.9	12.7	17.9	15.8	n.s.
問40a	公訴時効の廃止	52.5	55.8	53.6	40.4	***
問40b	長期収監と再犯率	62.8	67.6	53.6	51.4	***
問40c	死刑の執行方法	48.5	54.6	52.3	25.7	***
問40d	死刑の抑止効果（日本）	18.6	18.7	29.8	12.3	***
問40e	死刑の抑止効果（海外）	10.2	9.5	22.5	6.2	***

網掛け箇所は調整済み残差＞±1.96　　***p<.001

サンプル全体における正答率は、公訴時効に関する問 40a と、長期収監と再犯可能性の関係を示した問 40b を除くその他の項目について、50%を下回っている。凶悪犯罪の減少と無期懲役刑の終身刑化に関する項目を除くと、いずれも正答率と存廃態度とのあいだに 0.1%水準で有意な関係が見られた。死刑廃止の世界的趨勢、日本と海外における死刑の抑止効果については、死刑制度に反対する群において有意に正答率が高くなっており、その差も比較的大きいが、これらは死刑に反対する態度と親和性の高い知識であることに留意が必要である。逆に公訴時効の一部廃止、長期収監と再犯率、執行方法が絞首刑であることについては、死刑制度を支持する群の方がより正しい回答を与えている。

上記正誤問題の結果を合成した知識得点を用い、死刑制度に対する態度ごとの平均値の差を、分散分析によって示したのが表 2 である。

存廃態度（5 点尺度）に応じた知識得点の平均値は、おおよそ態度未決定、存置支持、廃止支持の順に正答率が上昇するような分布になっており、弱い廃止支持者と存置支持者(強弱とも)の関係を除き、統計的にも有意差が認められた。

表 2　死刑に対する態度と知識得点（分散分析）

		Games-Howell				
Attitudes	Mean	存置支持＋	存置支持－	廃止支持－	廃止支持＋	N
どちらともいえない	1.58	***	***	***	***	292
存置支持＋	2.39		*	n.s	*	537
存置支持－	2.16			n.s	***	464
廃止支持＋	2.30				*	106
廃止支持－	3.00					44
Total	2.16					1443
F	21.91	sig. 0.000				1443

* The mean difference is significant at *0.05 **0.01 ***0.001 level.

ただし、強い廃止支持者において最も得点平均が高いとはいえ、その値は 8 点満点中の 3.0 点となお低く、この群を含め、世論形成に際して市民が犯罪と刑罰に関する知識を十分に有しているとは言いがたい。設問の種類や難易度を含め、今後さらに緻密な検討を行う必要があるが、今回の調査結果からは、死刑廃止支持者が存置支持者に比して、若干ともより正しい知識をもっているにせよ、その正しい知識のゆえに死刑廃止を支持しているとは言い切れない。

さらに、新たな知識が得られたときに態度変化が生じるかどうかを検証するため、存置支持者を対象に、「仮に死刑制度を廃止しても、凶悪な犯罪は増えないことがわかった場合」を想定させ、重ねて死刑制度の廃止の是非を尋ねたが、存置支持者全体（N=993）のうち、「廃止すべき」と態度を転じたのは、14.1%に過ぎず、死刑存置の理由として犯罪抑止効果を最重要視している層に限った場合でも、ほとんど比率に差は見られなかった（14.0%）。逆に、仮に死刑に抑止効果があるなら、廃止支持の態度を改めるとした廃止支持者は 21.8%おり、抑止効果についての情報が、自らの態度と両立しない場合に、態度を合理的に変える傾向は、存置支持者よりも廃止支持者においてより強いと言える。

文献

河合幹雄・葛野尋之・木下麻奈子・平山真理・久保秀夫・木村正人，2015，「刑罰とりわけ死刑に関する全国意識調査基本報告書：2014 年 3 月調査」『桐蔭法学』22(1)：1-65.

木村正人，2015，「無知にもとづく懲罰意識？死刑をめぐる知識と世論」『高千穂論叢』50(2)：23-46.

Kinoshita, Manako, “People’s attitude toward punishment in Japan: Do pros of lay judge system oppose capital punishment, or not?” The fourth East Asian Law & Society Conference, 5. Aug. 2015 at Waseda University.

Kubo, Hideo, 2015, “People’s opinion about morality and punishment: An empirical test of Talcott Parsons” The fourth East Asian Law & Society Conference, 5. Aug. 2015 at Waseda University.

東日本大震災後の被災地における住民の地域安全活動について

○岡本　英生（奈良女子大学）
森　　丈弓（甲南女子大学）
阿部　恒之（東北大学大学院）
齊藤　豊治（大阪弁護士会）
山本　雅昭（近畿大学）
松原　英世（愛媛大学）
平山　真理（白鴎大学）
小松　美紀（吹田市立教育センター）
松木　太郎（神戸大学大学院）

1　問題

大規模災害後の被災地では，ライフラインが止まり，人々が避難や人命救助に気をとられるため，混乱に乗じた犯罪が発生しやすい。阪神淡路大震災（1995年発生）や東日本大震災（2011年発生）の被災地においても，震災の被害程度が大きい地域ほど犯罪が発生しやすかったことが明らかになっている（岡本，2013；岡本・森・阿部・斉藤・山本・松原・平山・小松・松木，2014）。このような大規模災害後の犯罪の発生を抑制する，あるいは被災者の犯罪に対する不安感を減らすための方策の一つとして，住民による地域安全活動があげられる。阪神淡路大震災後の被災地では，多くの地域で住民による地域安全活動（立ち番・見張りや夜間巡回や昼の巡回など）が行われ，犯罪への不安感を減少させるのに役立っていた（斉藤，2001）。災害の規模や場所が異なる東日本大震災の被災地における地域安全活動の実施状況はどうだったのか，また，その効果はあったのかなどについて，住民を対象とするアンケート調査を行ったので，その結果を報告する。

2　方法

調査協力者は，東日本大震災の主要な被災地である岩手県，宮城県，福島県，そして茨城県に住んでいる20歳以上60歳未満の男女2,800人である。性別と年代については各県の人口分布にもとづき比例配分した。

質問内容は，自分の住んでいる地域でどのような地域安全活動があったか（「立番・見張をした」，「夜回り（巡回）をした」「昼の巡回をした」「特定の区画への立ち入りを禁止し，あるいは特定の道路を遮断した」「マンションのドアが壊れたので，マンションの入口で出入をチェックした」「火災を防ぐため，危険箇所を点検した」「その他」についての有無の回答を求めた。重複回答を許している），それら地域安全活動の開始時期と継続期間，そして地域安全活動の効果（「犯罪への不安感を押さえるのに有効だったと思いますか」「犯罪の防止や発見に有効だったと思いますか」について1「あまり有効でなかった」＝1～「非常に有効だった」＝4の4件法での回答を求めた）について尋ねるものであった。また，震災被害の程度（震災により地域で「全壊または半壊した家やビルがあった」「亡くなった人がいた」「避難所に避難した人がいた」についての有無の回答を求めた）などについても尋ねている。

方法はWeb調査による。

調査時期は，2014年9月である。

3　結果

震災後，自分の住んでいる地域で何らかの地域安全活動があったと回答したのは，全調査協力者の17.3%にあたる484人であった。どのような地域安全活動があったかについての回答結果は，図1のとおりである。「夜回り（巡回）をした」が最も多く，次いで「火災を防ぐため，危険箇所を点検した」，3番目が「昼の巡回をした」と「特定の区画への立ち入りを禁止し，あるいは特定の道路を遮断した」であった。本報告では，これらのうち「夜回り（巡回）をした」（以下，夜回り）と「昼の巡回をした」（以下，昼巡回）について分析を行った。

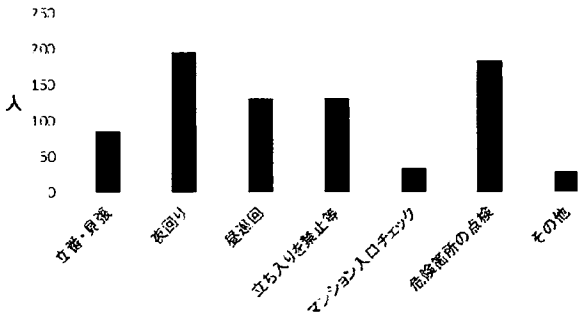

図1　ありと回答された地域安全活動の内容（重複回答）

震災被害の程度と「夜回り」や「昼巡回」の実施との関係を見たところ，震災被害の程度の指標である「全壊または半壊した家やビルがあった」「亡くなった人がいた」「避難所に避難した人がいた」いずれにおいても，それら被害があった地域は「夜回り」や「昼巡回」も実施されやすい傾向が見られた（いずれもχ^2検定で危険率 0.1%未満で有意差があっ

た)。

次に,「夜回り」と「昼巡回」の開始時期（図２）と継続期間（図３）について見た。「夜回り」については開始は震災後１週間以内から，終了は震災後２週間～３ヶ月間までの間が最も多く,「昼巡回」では開始は震災後３日位から，終了は震災後２週間～３ヶ月間までの間が最も多かった。

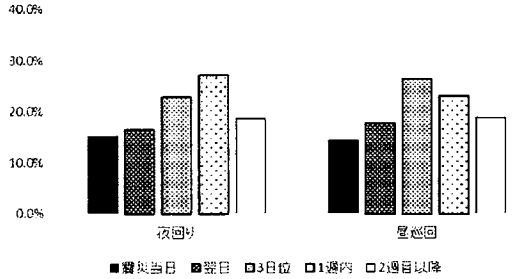

図2 地域安全活動の開始時期

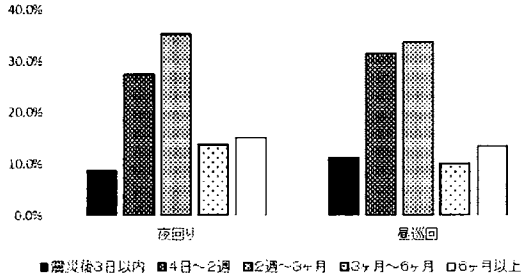

図3 地域安全活動の継続期間

最後に,「夜回り」と「昼巡回」の効果について見る。「夜回り」と「昼巡回」のいずれも，地域での実施があったと回答した者は実施がなかったと回答した者に比べて,「犯罪への不安感を押さえるのに有効」「犯罪の防止や発見に有効」の平均値が高くなった（t 検定で危険率 5%～0.1%未満で有意差あり)。

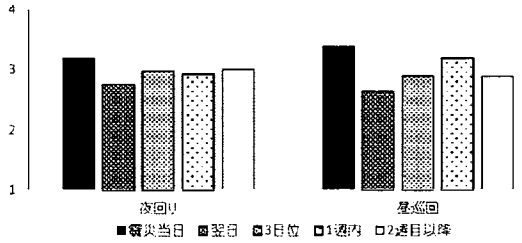

図4 地域安全活動の開始時期別での犯罪不安抑制の効果

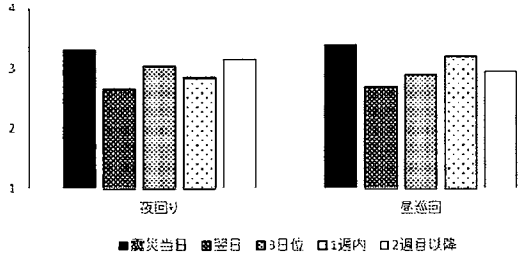

図5 地域安全活動の開始時期別での犯罪防止・発見の効果

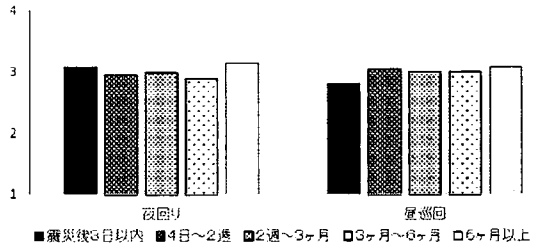

図6 地域安全活動の継続期間別での犯罪不安抑制の効果

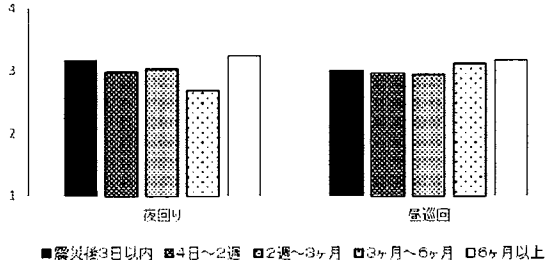

図7 地域安全活動の継続期間別での犯罪防止・発見の効果

さらに,開始時期と継続期間別での効果を見た(図４～７）ところ，１元配置分散分析で主効果に有意差が見られたのは，①従属変数を「犯罪への不安感を押さえるのに有効」，独立変数を「昼巡回」の開始時期にした場合，②従属変数を「犯罪の防止や発見に有効」，独立変数を「夜回り」の開始時期にした場合,そして③従属変数を「犯罪の防止や発見に有効」，独立変数を「昼巡回」の開始時期にした場合であった（いずれも $p<.01$)。多重比較の結果は，①では震災当日＞翌日（$p<.01$)，１週内＞翌日（$p<.05$)，②では震災当日＞翌日（$p<.05$)，③でも震災当日＞翌日（$p<.05$）であった。

4 考察

東日本大震災後の被災地での地域安全活動の状況が分かったが，興味深いのは，開始時期が震災当日といった早くから開始されると犯罪不安抑制や犯罪防止・発見に効果があることであった。ただし，継続期間の長さと効果については明確なことが言えなかった。

文献

岡本英生, 2013,「阪神・淡路大震災後の犯罪現象」斉藤豊治(編)『大災害と犯罪』法律文化社:41-55.

岡本英生・森 丈弓・阿部恒之・斉藤豊治・山本雅昭・松原英世・平山真理・小松美紀・松木太郎，2014,「東日本大震災による被害が被災地の犯罪発生に与えた影響」『犯罪社会学研究』39:84-93.

斉藤豊治(代表)，2001,『阪神大震災後の犯罪問題』甲南大学総合研究所叢書 63.

本研究は，JSPS 科研費 25285025 の助成により行われた。

家族内犯罪の経験とアイデンティティ管理

髙橋　康史（筑波大学大学院／日本学術振興会）

1　目的

本報告の目的は，家族内で起きた犯罪によって，「被害者の家族」および「加害者の家族」の 2 つの立場性を有する者（以下，家族内犯罪の経験者）が，いかにしてアイデンティティを管理しているのかについて，その対他関係の調整を描き出すことによって明らかにすることである．

犯罪者を家族にもつ人びとが有する社会的問題や犯罪者を家族にもつ人びとの主体的な「回復」をめぐる議論において，彼／彼女らがもつ被害者としての側面が強調される．たとえば，Rachel Condry（2007）は，セルフヘルプ・グループにおいて，彼／彼女らが自己に被害者性を見出すことによって，出来事への意味づけを行っていることを明らかにした．

しかしながら，「被害者でない者から被害者性を見出す場合」と「実際に犯罪の被害者である場合」とでは，被害者としての立場性は異なるものである．これまでの犯罪者を家族にもつ人びとをめぐる研究では，前者を前提に論じられてきている．

そこで本報告では，後者の場合の被害者としての立場性に注目して，家族内犯罪の経験者のアイデンティティ管理に関する事例の分析を試みた．

さらに，犯罪者を家族にもつ人びとのアイデンティティ管理に関するこれまでの研究は，犯罪者を家族にもつ人のアイデンティティの管理における自己と自己との関係の調整（以下，アイデンティティの対自的調整）に焦点化されてきた．

このような先行研究に対し，本報告では犯罪者を家族にもつ人のアイデンティティ管理における自己と他者との関係の調整（以下，アイデンティティの対他的調整）に注目を置く．なぜなら，家族内犯罪の経験者は，加害者家族支援の実務家である阿部恭子が指摘するように「加害者家族であるという自責の念から，被害者としての権利を主張することを躊躇する傾向がある」（阿部 2014: 115）ことから，社会や他者から被害者としてみなされるかという問題が孕んでいると考えられるからである．

2　方法

本報告では，家族内犯罪の経験者に対するインタビュー調査をもとに事例の検討を行う．調査協力者は，父親が母親を殺害した経験をもつ OH さんである．OH さんは，自分自身の経験を社会に伝える活動を，講演会およびメディアなどを通じて行っている．インタビュー調査は，2015 年 6 月から 10 月に計 2 回行った．なお，インタビュー調査の実施とデータの公表にあたっては，研究の主旨と倫理的配慮を説明したうえで，OH さんから書面での同意を得ている．

家族内犯罪の経験者によるアイデンティティの対他的調整を記述するにあたっては，家族内犯罪の経験者の「カミングアウト」（Kitsuse 1980）に注目する．

カミングアウトに関する研究においては，クレイム申し立て活動が主たる研究対象とされており，そこでは社会問題の構築主義的なアプローチが主流である．こうしたクレイム申し立て活動の議論においては，活動を行う者が社会を変えていこうとする「強い主体」（草柳 2004）であることが想定されていた．これに対して，家族内犯罪の経験者は，「加害者の家族」と「被害者の家族」という 2 つの立場性を有するが故に「曖昧な主体」（草柳 2004）となり得る可能性がある．そこで，いかに曖昧であっても自分にとって「問題」である何ものかについて語ろうとする言葉である「問題経験の語り」（草柳 2004: 76）に注目し，「1 つの要素によって自己規定する／されることそのものから距離をとろうとする姿勢」（草柳 2004: 84）を捉えることを試みた．

事例の検討では，講演会活動を行っている OH さんが，その活動を通じてどのように問題経験を語っているのか，そして，その活動を通していかにアイデンティティを管理しているのかを，加害者の家族および被害者の家族の立場性に注目しながら描き出した．

3　結果

OH さんの講演会活動における問題経験の語りに注目し，事例を検討した結果，彼は講演会活動において，加害者の家族としての問題経験と被害者の遺族としての問題経験を別けたうえで語っていた点が特徴として明らかになった．

第 1 に，加害者の家族としての問題経験である．OH さんは，社会や他者にとって，被害者の遺族の問題経験が「何となく想像がつく」ものであるものと加害者の家族の問題経験と対比させたうえで，「加害者と同罪である」という加害者の家族に対する社会の因習的な意味を引き受けていた．これに対して，

彼は加害者の家族としての問題経験に被害者性を提示する形ではなく，差別経験の文脈に位置づけることによって，加害者家族に対する社会の因習的な意味を変換しようとしていた．

第 2 に，被害者の遺族としての問題経験である．OH さんは，「被害者の望まない加害者の死刑」を語るときに限って，被害者の遺族としての立場を強調していた．彼は，実際に犯罪の被害者の遺族であるにも拘わらず，死刑制度が「被害者遺族の感情」を重視することを意識したうえで問題経験を語っていた．その内実を覗き見ると，彼自身は加害者の家族としての立場性を引き受け，加害者である父親を支えていたため，被害者側の立場を意識しなければならなかった．

以上の OH さんの事例は,次のような特徴を持つ．すなわち，彼が被害者の遺族としての問題経験を語るとき，加害者の家族としての立場性を強く意識しなければならなかったという点である．逆に，加害者の家族としての問題経験を語るとき，被害者の遺族としての立場性を意識する語りは確認されなかった．

4　考察

これまでの研究では，彼／彼女らが自己において被害者性等を見出すという対自的調整によってアイデンティティを管理していることが明らかにされてきた．これに対して本報告では，先行研究が実際に被害者としての立場性を有する場合を想定していないが故に，アイデンティティの対他的調整に注目が置かれていないということを指摘し，家族内犯罪の経験者の事例を検討する必要性を見出した．事例検討の結果，次の 2 つの点が示された．

第 1 に，被害者の遺族としての立場性が，対他的調整を実行可能にしていたという点である．活動に伴う差別経験が，活動を行う者の日常生活圏や親密圏に影響を及ぼしていた．一方で．被害者の遺族としての立場性を強調することが，活動に伴う差別経験の防衛策として機能していた．このことは，加害者の家族が実際に犯罪の被害者側の立場性をもたなければ，アイデンティティの対他的調整を行うことそれ自体が困難であることを意味すると考えられる．

そして第 2 に，他者からのまなざしを調整する実践が，最終的に自己に対するまなざしを調整する実践へと回収されてしまう過程としても OH さんの事例を受け取ることが可能であるという点である．なぜなら,加害者の家族としての問題経験を語るとき，被害者の遺族としての立場性を意識していなかったのに対して，被害者の遺族としての問題経験を語るとき，加害者の家族としての立場性を強く意識しなければならなかったからである．その結果，OH さんは自己に対してどのようなまなざしを向けるのかという問題に向き合わざるを得なくなる．したがって,彼／彼女らのアイデンティティ管理においては，自己に対してどのようにまなざしを向けるのかという対自関係の問題が常につきまとうのである．

こうした対自関係の問題の顕在化は，石川准が述べているような「ナルシズムへ向かう」（石川 1992: 230-1）ことを意味しているのではない．家族内犯罪の経験者の場合，社会における被害者側の立場性の強さが背景として存在していた．OH さんの事例からもわかるように，彼／彼女らは，被害者の遺族としての問題経験が受容されやすく，加害者の家族としての問題経験が受容されにくいという社会側の反応を認識することによって，アイデンティティティ管理の対自的調整を行わざるを得なくなるのである．

謝辞　インタビュー調査を快くお引き受け下さった OH さんに，お礼申し上げます．

文献

阿部恭子編著，2015,『加害者家族支援の理論と実践――家族の回復と加害者の更生に向けて』現代人文社．

Condry, Rachel, 2007, *Families Shamed : The Consequences of Crime for Relatives of Serious Offender*, Cullompton: Willan.

石川准，1992,『アイデンティティ・ゲーム――存在証明の社会学』新評論．

Kitsuse, John I., 1980, “Coming Out All Over: Deviants and the Politics of Social Problems,” *Social Problems*, 28(1), 1-13.

草柳千草，2004,『「曖昧な生きづらさ」と社会――クレイム申し立ての社会学』世界思想社．

夫婦間での暴力からDVへ

筑波大学大学院人文社会科学研究科　川村智樹

1　問題の所在

本報告の目的は、個別の家庭の問題としてあつかわれていた夫婦間での暴力が、いかにして女性一般がこうむりうる犯罪であるドメスティック・バイオレンス（以下「DV」）として問題化されてきたのかについて明らかにすることである。

1990年前半に日本で、親密な関係における夫から妻への暴力がDVとして社会問題化した。そこでは、DVの原因が男性支配の社会構造にもとめられていた。そのため、DVが個別の女性の問題ではなく、女性一般の問題として説明されるようになっていた。そのうえで、こうした理論枠組みにもとづきDVが犯罪として論じられていた。

DVが社会問題化する以前においてそれらの暴力は、個別の家族の問題として説明されてきた（戒能 2002: 7-8）。しかし現在においてもDVは、家族の問題としてもとらえられている。さらに、DVを犯罪としてあつかう議論は、DVが家族の問題に回収されるべきかどうかをめぐって展開されている（戒能 2002: 7-8など）。

ここから、DVが犯罪であるかどうかを議論するうえで家族に言及せざるをえない言説の磁場が形成されていることがうかがえる。

そこで本報告では、個別の家族の問題としてあつかわれていた夫婦間での暴力が、いかにして女性一般がこうむりうる犯罪であるDVとして問題化されてきたのかについて明らかにする。そのうえで、家庭内での暴力をあつかってきた弁護士、裁判所調査官、女性活動家、アルコール依存をあつかう臨床心理士、病理現象や家族問題をあつかう社会学者や法学者らのテクストを資料とする。

2　個別の夫婦の問題としての夫婦間での暴力

本節では、家庭内での暴力がDVと名づけられる以前の時期においては、そうした暴力が、個別の夫婦間の問題としてあつかわれていたことをしめす。

2.1　個人的要因に原因をもとめる視点

まず、弁護士や家裁調査官が先駆的に、統計資料や自身の実務経験にもとづき、家庭内での暴力が珍しい現象ではないことを示していた。そうしたなか、暴力被害にあっているにもかかわらず離婚にふみきることのない女性の存在も指摘されるようになった。そこでは、暴力の原因が妻や夫の個人的な要因にもとめられていた。

ここから、アルコール依存症をめぐる議論における暴力は、個別の夫婦の問題としてあつかわれていたことがうかがえる。

2.2　社会的・経済的要因に原因をもとめる視点

一方で、女性活動家や社会学者、法学者などによって暴力の原因を社会的・経済的要因にもとめる議論も展開されていた。そこでは、家庭内での性別役割分業や男性の暴力を容認する価値観が暴力の原因として指摘されていた。しかしこうした議論においても、暴力は夫婦間での葛藤や離婚といった問題と付随してとりあげられていた。そのため、そこでの暴力もまた個別の夫婦の問題としてあつかわれていたのである。

3　女性一般の問題としてのDV

本節では、DVという概念が導入されたことをきっかけに論じられるようになった、DVの特殊性をしめす理論的枠組が成立したことを確認する。そのうえで、DVを犯罪ととらえる議論について確認する。

1992年、様々な立場から女性問題にとり組んできた女性たちよって組織された「夫（恋人）からの暴力」調査研究会（以下「DV研」）によって、「『夫（恋人）からの暴力』（ドメスティック・バ

イオレンス）についての調査」がおこなわれた。この調査は、日本で初めてDVという用語をもちいて家庭内での暴力をとりあげた調査であった（「夫(恋人)からの暴力」調査研究会 1998: 10)。

このDV研のメンバーの一人で法学者の戒能民江は、DVをジェンダーの視点から個人的な暴力と国家の責任という私的領域での現象と公的領域での現象を結びつけて論じることとなった（戒能 1993)。

ただしそこでは、性をめぐる個別の出来事と社会構造とが単純に結びつけられていたわけではなかった。つまりそこでは、家族という言語的資源がもちいられることによって、個別の出来事と社会構造が結びつけられて説明されているのであった。

さらに、家族を言語的資源としてもちいて個別の出来事と社会構造を結びつける議論は、個別の女性被害者へのとり組みをつうじてDVという問題を論じる議論においてもたちあらわれていた。

そのうえで、こうした論理にもとづいてDVを犯罪としてあつかうことを推奨する議論が展開されることとなった。DVにかんする社会政策は、なによりもまず性をめぐる個人と社会構造の相互連関というDVの特性を視野に入れた政策でなければならないとされた。それは、現実に被害にあっている女性を保護し、加害者である男性に対してしかるべき処罰をかすこと以上の効果が期待されていた。すなわち、それまで民事不介入という名目のもと無視されてきた家庭内でのもめごとに，警察や裁判所といった国家の機関が積極的に介入することをつうじて，DV被害者の保護と支援を推進することが目指されていた（原田 1999; 戒能 2000など)．つまり、DVの犯罪化を実現するために家族へと介入することをつうじて、個別の女性の問題を女性一般の問題へと浮上させることが目指されていたのであったといえる。

4 結論

本報告では、個別の家庭の問題としてあつかわれていた夫婦間での暴力が、いかにして女性一般がこうむりうる犯罪であるDVとして問題化されてきたのかについて明らかにしてきた。それは、個別の夫婦の問題として論じられてきた夫婦間での暴力が女性一般の問題であるDVとしていい換えられるうえで、家族を言語的資源として個別の出来事とDVの原因とされる男性支配の社会構造が結びつけて論じられる過程であったとまとめることができる。要するに、夫婦間での暴力ではなくDVとして問題を構築するためには、家族を言語的資源としてもちいらざるをえない理論枠組みが形成されていたのである。ここから、DVが犯罪であるかどうかを議論するうえで家族に言及せざるをえない言説の磁場が形成されてきた一端をうかがうことができるのである。

[文献]

原田恵理子，1999，「妻への暴力根絶のために」『自由と正義』50(8): 134-146.

戒能民江，1993，「ドメスティック・バイオレンスと法」『法の科学』21: 132-8.

————，2000，「女性に対する暴力防止法の動向と課題」『労働法律旬報』1487: 30-9.

————，2002，『ドメスティック・バイオレンス』不磨書房.

「夫（恋人）からの暴力」調査研究会，1998，『ドメスティック・バイオレンス——夫・恋人からの暴力をなくすために〔新装版〕』有斐閣.

判例における「モデル被害者」についての研究
――強姦罪に着目して――

大和田未来（大妻女子大学　　）

1　目的

この報告の目的は判例における強姦罪被害者に関する記述を質的に分析することによって、強姦罪における被害者イメージを規定しうる属性についてどのような類型があるか明らかにすることである。

2　先行研究の検討

性犯罪とよばれる事件などにおいて、先行研究では、強姦罪についての裁判において、女性を「よい女性」と「悪い女性」といったように二分する視点が裁判の根底に存在している（角田 1991、辻村 2005）。また、福島や辻村、角田や若尾が指摘するように、強姦事件の裁判において、被害者の職業や過去の性的経験などが事実認定に影響を及ぼすことの問題性が指摘されている（角田 1991、福島 1997、辻村 2005、若尾 2006）。

しかし、抜け落ちている視点として、一般的にマイナスと思える事項があるにもかかわらず、強姦罪を認定しているとする、高松高等裁判所昭 47・9・29（高等裁判所刑事判例集 25 巻 4 号）をあげ、職業・経歴による差別についてコメントしているケースがある（福島 1997）。

3　研究内容

「被害者イメージ」を理解する上で、本報告では、上野の提唱した「モデル被害者」という概念を用い、強姦罪における「被害者イメージ」を「モデルレイプ被害者」とし、分析をすすめる。

4　研究の対象の選定及び分析の方法

本報告では、最高裁判所の判例を題材とすることとした。判例データベースの West law Japan を使用し、最高裁判所の判例のうち「強姦」のキーワード検索で対象判例をしぼり、被害者についての叙述がなされている２４件を本報告の分析の対象とした。

また、対象の２４件を KJ 法で要素分解し、どのような要素が判例で使用されていたかについて判例を質的データとして分析する。

5　判決文中における被害者を構築する要素の抽出
―強姦罪と強姦致傷罪の分水嶺―

まずは、「処女」というカテゴリーについて検討したい。

強姦致傷罪のうち、致傷と認定された事例には「処女」であるかどうかが争点になっているものがある。処女膜裂傷は致傷にあたる、ということについて、判例の中では、致傷と認定している。また、「既に多くの判例の存するところ（処女膜裂傷＝致傷）、今なおこれを変更すべきものとはおもわれない」、という言説があり、この判断が覆されている判例は掲載されていない。処女は「モデルレイプ被害者」を構築する要素の一つとする。

つぎに、全力で貞操を守った際の傷は「致傷」に相当という言説について検討する。

先にみてきたように、「処女」が「致傷」に当たるということ以外、逃げる際にできた傷に関して、「致傷」と認めている。強姦被害から逃げる際にできた傷に関して、これは、レイプによってできた傷ではない、ということが争点になっていた。

ここで、先行研究が指摘していたように、「貞操」を守ることは重要である、という要素がでてくる。

また、もう一つの重要な要素として、条文で規定されているどのような被害者でも強姦罪であったと認められる十三歳歳未満という年齢という要素である。

十三歳未満は無条件で「レイプ被害者」像を構築する要素にはなりえるが、「モデル」となるか否かは、「貞操の価値を認め」ているかどうかによって判断がなされていた。

ここで、「レイプ被害者」としては認められるが、「貞操の価値を認め」ないと判断があった場合について、「モデルレイプ被害者」としては認められない、という分断がここから明らかになった。

「モデルレイプ被害者」を構成する要素としては、「全力で逃げる必要性」また、「貞操の価値を認め」ていると判断されること、があげられる。

6　判決文中における被害者を構築する要素の抽出
―被害者の生死に着目して―

被害者を形容する言説に、「妻として」、「貞淑な主婦」、「手向かうすべのない婦女」、「婦女子」、「民宿の若妻」、「何の落ち度もない女性」、「農作業中の農家の主婦」、「当時２３歳の主婦」、「非業の死を遂げた被害者」、「ごく普通の家庭の母子」、「母親として」、「家族にとってかけがえのない存在」、「家計に負担をかけぬようアルバイトをしている娘」、「短大に電車で通学していた短大生」、「親孝行でもある自

慢の愛娘」、「人柄が良くだれからも好かれていた愛娘」、等の家族呼称が使用されている。

不幸にも被害者が亡くなっている事例においては、被告人を形容する記述も被害者の記述とともに存在し、被害者の落ち度を求める言説は、存在しない。

殺害された事実の言説だけでなく、殺害に付随する言説が存在しているということである。「抵抗されたので殺害した」「激しく抵抗されたため殺害した」という記述は被害者の記述とセットとなり、抵抗した結果殺害されることが明らかになっている。

死ぬまで抵抗する被害者は、「モデルレイプ被害者」にあたるといえ、ここでは被告人の属性に関する要素が浮上した。

最後に、被害者が被害から生き延びた「強姦」事件について確認したい。

「致傷」と認められた事例は、全力で逃げている事例である。ここでは、レイプされそうになった場合において、全力で逃げることをしなかったこと、どんな事情であれ、被告人の車に乗ったことは落ち度となっていることについての言説が存在し、全力で逃げられなかった場合に関しての言説は不在である。

全力で逃げない、と認定された場合、遡及的に「モデルレイプ被害者」像を構築しているといえるのではだろうか。

7　結論

本報告では「モデルレイプ被害者」を構築する要素はジグソーパズルのピースのようなものであり、「モデルレイプ被害者」という像は被害者本人の属性のみならず、「加害者」である被告人の属性ともかかわりながら「被害者」と「加害者」の属性の相互作用で構築されているものだということが明らかにされた。

性犯罪に関する裁判を行う法廷は性犯罪における「モデル被害者」と「モデル加害者」を構築するフーコーのいうところの小さな「カテゴリーの政治性をめぐる言説の闘争の場」となっていたこと―必ずしも被害者の「落ち度」だけが重視されているわけではなく、被害者の「落ち度」は加害者が社会的地位やそれにふさわしい態度をとったかどうかと対になって判断される― についても同時に明らかになったといえる。

つまり、「被害者認定」における関与者カテゴリーをめぐる政治性の存在があるということが本研究から明らかになったといえる。

文献

赤川学, 1999, 『セクシュアリティの歴史社会学』勁草書房
赤川学, 2006, 『構築主義を再構築する』勁草書房
福島瑞穂, 1997, 『裁判の女性学』ゆうひかく選書
小宮友根, 2011, 『実践の中のジェンダー』新曜社
性犯罪捜査研究会, 2008, 『性犯罪被害者対応ハンドブック〔再訂版〕』立花書房
品川哲亮, 2011, 『日本一やさしい法律の教科書』日本実業出版社
辻村みよ子, 2005, 『ジェンダーと法』不磨書房
土屋文昭, 2011, 「判例に関する覚書―民事判例の主論を中心として」『東京大学法科大学院ローレビュー』Vol.6 2011.9 : 218-233
角田由紀子, 1991, 『性の法律学』ゆうひかく選書
上野千鶴子. 1998, 『ナショナリズムとジェンダー』青土社
若尾典子, 2006, 「女性の自己決定権―買売春における性的自己決定権を考える」『セクシュアリティと法』pp.41-62

スペインにおける「プロジェクトオンブレ」の実践と若者の包摂

古賀　正義（中央大学）

本発表は、2014-15 にスペインで行った「プロジェクト・オンブレ」に関するフィールドワークを通して、若者に対する薬物等の依存問題に取り組む諸施設の予防・治療・回復の機能を検討するものである。

1．問題設定：「治療共同体」とは何か

2014-15 にかけて「プロジェクト・オンブレ」(Proyecto Hombre＝人間計画) に関するフィールドワークを行い、管理者・職員や入所者への聞き取り等を通して、薬物等の依存問題に取り組む諸施設の実践を包括的に検討した。

オンブレの諸施設では、薬物等を断つことに力点を置くのではなく、個人の生きる力を引き出し人生の再構築（自己物語化）を行うことに比重を置いている。普段の施設内の日常生活に即した「治療的教育」と呼ばれる実践を行うことで、生活上の文化資本であるハビトゥスを再構築し、排除されやすい依存症者たちの社会的包摂に、国（とりわけ、アルミ Allmi 社会復帰局）をあげて取り組んでいる。

治療共同体のプロジェクトは 1940 年代に民主化運動としてイギリスの精神医療施設で始まった活動に基づいており、その後 60 年代アメリカ西海岸におけるアルコール薬物依存者の自助組織で効果を上げ注目された。そして、ニューヨーク「デイ・トップ・ビレッジ」での実践（2008）によって世界的に評価されたのである。

ここでは、主に以下の 3 点が共通して行われる。①医師・カウンセラー・教師などさまざまな専門職者が共同で回復のための教育にあたる。②依存症者が自己の症状に気がつくだけでなく、スタッフ（依存経験者を含む）やメンバーとのワークをすることによって回復への仲間感覚を獲得する。③回復施設への入所と動機づけ→治療共同体での再教育訓練→社会での就学や就労の準備教育という 3 ステップを踏んで社会参加へ進む。

2．スペインの若者文化と飲酒・薬物依存

スペインは、2007 年以降、失業率の急激な上昇と経済危機に見舞われてきた。20 代の相対的貧困率もこれとともに上昇し、現在では 30%を超えるまでになっている。

もともと「ボテジョン」と呼ばれる若者の伝統的な薬物飲酒のパーティなども盛んにおこなわれる文化があり、加えてアフリカからの移民の薬物使用などもあって、大麻使用 33.6%などを筆頭に薬物依存大国になってしまったといわれる（図１）

図１　飲酒・薬物使用の実態

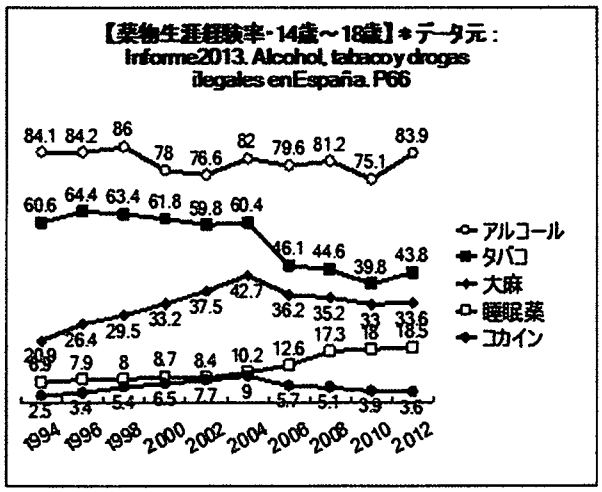

政府も青少年育成計画でこの問題を大きく取り上げ、小学生からの「予防教育」、ドロップアウトになりやすい軽度使用経験者への「心理スキル訓練」、依存傾向者への「回復教育」などに取り組んでいる。この結果、皮肉なことに、スペインは EU で最も薬物・依存症教育の進んだ国になったといわれる。

3．プロジェクト・オンブレの調査

しかしながら、オンブレに入所する薬物等の依存症者の社会的排除の実態は非常に深刻である。2012 年の調査によると、義務教育段階を途中でリタイアしてしまった者が全体の 52%にものぼっている。また、暴力的行為や薬物所持など、常習的

な犯罪に加担した経験がある者は 34%にものぼるという。

依存者の社会復帰全体を見通した行政機構としての「アルミ」は、オンブレと連携して、必要に応じて対象者を選別し送致する作業を担っている（刑務所等へ送致する場合もある）。これに対して、「オンブレ」は、通所型のデイケア施設や在所型のドミトリー施設を準備し、先の 3 ステップに即した回復・社会復帰プログラムを提供している。

（1） アルミでのインタビュー

「薬物を所有したか否かの刑期の話で終わるなかれ、必要なのは治療である」

“In this area this organization, it’s the only one that have the responsibility to manage and take care about the young offenders” 重篤な薬物等に依存する犯罪者と、軽度の依存者は法的に明確にインテークされ、異なる処遇を受ける。後者こそ、法廷で自白したことより以上に、治療による社会復帰を求められる若者たちなのであり、スクリーニングが重要になる。

（2） 通所施設でのインタビュー

「ここでは家族療法をしているのではない、家族みなで依存問題の理解を再構成しているのだ」

“Parents decided that they have a problem and they call us and we received parents”

軽度の依存者は個人での治療的な場の教育を受けるだけでなく、家族とともにあるいは家族成員が薬物依存について語り合う時間を与えられる。問題からの離脱が目的ではなく、家族を含めた、薬物等に依存する環境への問題理解こそ必要であるとされる。

（3） 在所施設でのインタビュー

「ここは仲間とセラピストが一緒に暮らす、情緒的で親密な生活の共同体なのである」

“I have to go to my emotional group, my own group with the therapist… and everybody must to make something; for example, for one month the responsibility is the garden, other colleague is in the laundry, another on is in the kitchen” 毎日の暮らしの中に、依存者の役割が割り当てられる。掃除、洗濯、水撒きなどの日常の活動を互いが分担して進める中で、対人関係の葛藤・問題を体験することが大切であるとされる。感情的な気分の変化を感じ取りコントロールする方法（スキル）を学んでいくことこそ、薬物を使うか否か自体よりも重要な「課題」である。社会参加への鍵は、薬物等に依存する各人の身体的状態や心理的要素を、この共同体に属する専門家の介入の中から「気づいていくこと」（アウエアネス）なのである。

4．結論と課題

共同体での生活における、①専門の視点から構築される重層的な支援プログラム、②生活の集団に参加することでの依存問題の意味への気づき、③専門家による生の生活を基盤とした介入の効果、など。

ドロップアウトした若者を包摂する方法論あるいは生の哲学として「治療共同体運動」は示唆に富んでいる。薬物等を断つことではなく、日常生活で生きられるハビトゥスの再構築をめざし、依存症者たちの地域社会での包摂をめざしている。

若者の自立をめぐる議論において、就労支援か対人不安解消かといった問題設定が当事者の問題理解を頭越しになされる愚があるように、治療的教育の意義を問いかけるこの実践には乗りこえるべき本当の包摂の課題が当事者にとって何であるかを考えさせる介入の方法論があるといえよう。

参考資料

オブライアン,W.B ほか 2008『薬物依存からの脱出—治療共同体デイトップは挑戦する』日本評論社

近藤京子 2014「経済危機の中の薬物問題と子どもたち」『児童心理』69 巻4号、p.62-69

高橋千恵 2014「スペインのプロジェクト・オンブレが支援する薬物依存者のプロフィール」『立命館産業社会論集』50 巻 2 号、p.147-161

古賀正義 2015「高校中退者の排除と包摂—中退後の進路選択とその要因に関する調査から」『教育社会学研究』第 96 集、47－67

Masayoshi,Koga 2015 “Educational and Therapeutic Treatment Program For Young Offenders “Proyecto Hombre”in Spain”, LSA（The Law and Society Association）Annual Meeting

ドイツ少年参審制度の検討
――市民参加と社会的教育専門性――

大塚英理子（龍谷大学 矯正・保護総合センター）

1．課題

（1）用語の定義

この報告の目的は、少年手続において市民参加は、「社会的教育専門性」と呼ぶことのできる、重要かつ独自の機能を果たし得るということを明らかにすることである。この社会的教育専門性とは、職業裁判官ではもち得ない、社会内での教育実践に根差した、社会的な視点を有する教育専門性のことで、造語である。社会的教育専門性は、社会性と教育専門性の両要素から成り立っている。

（2）少年手続における市民参加制度

市民参加については、日本の少年の刑事手続においては、重大事件を犯した少年の多くは裁判員裁判の対象となっており、市民参加がすでに行われている。しかし、そこで参加している市民とは、無作為抽出された市民で、さらには1回限りの参加である。そのことから、少年法や少年犯罪の特質に対する理解が不足したまま市民が判断に加わっているのではないか、との懸念が存在する。

このように市民参加制度の導入に伴う問題点が注目を集めている少年の裁判員裁判であるが、本来、少年手続において社会性は重要な視点のはずであり、市民参加によって少年の裁判に社会性がもたらされることは望ましいことである。しかし、現在の裁判員制度によってもたらされている社会性は、純粋な素人がもたらす「なまの社会性」と称することのできる性質のものであり、そのことから、上記のような懸念が示され、さらには裁判員制度の対象から少年事件を除外すべきであるとの意見も存在する。

また、家庭裁判所での保護手続には、現在まで市民参加制度は導入されていない。

それに対し、ドイツの少年参審制度は、少年を手続の対象としていることに基づき、成人の参審制度を修正している。ドイツ少年参審制度がどのような機能を果たすことを期待されて創設されたのか、歴史的な展開を検討することにより、市民参加によって、少年手続に必要だと考えられている社会的教育専門性を市民が担い、市民参加が少年手続をより相応しいものとしていることを、以下では明らかにする。

2．ドイツ少年参審制度創設の歴史的展開

（1）少年参審員の性質

現行のドイツの少年刑法である少年裁判所法 35 条は、「(少年参審員に）推薦された者は、教育的な能力があり、かつ少年教育において経験を有するべきものとする。」と定めている。こうした規定に基づき、実際に少年参審員として選出されている者の多くは、少年とかかわる活動を職業として、あるいはボランティアとして行っている者であり、ドイツにおいては、社会内での実務経験に基づく教育の能力・経験を有する市民が少年参審員として参加している。

さらに、参審員は任期制であり、期間内に複数回、正式の手続に参加することから、参審員としての経験が蓄積され、より良くその役割を果たし得るようになっている。

（2）少年裁判所創設に向けた議論

1890 年頃から、ドイツにおいては少年裁判所運動と呼ばれる、少年の刑法上の取扱いを修正しようという運動が始まった。少年刑法や少年裁判所が成立する以前は、少年であっても成人と同様の手続によって取扱われていた。刑の軽減等は認められていたが、訴訟手続は原則として成人と異ならず、少年に対する特別な配慮はなされていなかった。この時、刑事手続に対する市民参加制度はすでに導入されており、実施されていた。

少年裁判所運動の時代、ドイツで最初の少年裁判所創設に影響を与えた人物として、Freudenthal と Köhne が挙げられる。

Freudenthal は、1905 年にアメリカへと少年裁判所や少年刑務所についての調査旅行に行き、帰国後、様々な提言を行った人物である。Freudenthal は、アメリカの少年裁判官は少年問題の専門家、少年保護の中心的担い手であり、少年裁判所が少年保護の中心的な役割を果たすというあり方を学んだ。そしてドイツにおいてもアメリカの少年裁判所のように、少年保護についての中心的な機能を果たし得る少年裁判所を創設すべきだと提言した。

しかし、そのような少年裁判所を創設するにあたり、職業裁判官に過度な負担をかけることになるのであれば、参審員が参加する手続を始めるべきであるとも述べ、裁判官 1 人が少年裁判所の機能全てを担うのではなく、参審員と職業裁判官が協働

して少年保護の中心としての役割を担うドイツ少年裁判所のイメージを示した。Freudenthal がこのような構成の少年裁判所の創設に言及した理由としては、官僚裁判官制度を採るドイツと、法曹一元制度を採るアメリカという違いが挙げられるのではないかと考える。

Köhne は、特別な少年裁判所を創設することを要求し、職業裁判官は法律の専門家であることから正式な法律知識の担い手となり、そして少年教育に実際に携わっている人物から選ばれる参審員に対しては、社会内での実務経験に基づく子どもの教育・心理に関する知識の担い手となるべきである、という少年裁判所のあり方を提言した。

以上のように、ドイツにおいては、少年の特性を考慮した手続を実現するために、一般の参審制度に修正を加えた少年参審制度のあり方が提言された。

（3）少年参審制度の成立・発展

以上のような議論を経て、1908 年、ドイツで最初の少年裁判所が成立した。この時、少年裁判所は実定法上の根拠規定なしに、少年事件を一般の事件から選り分けるという行政的な手法によって実現した。そのため、特別な少年参審員の参加は実現しなかった。しかし、以後、少年保護や少年教育についての経験を有する特別な少年参審員の参加は行われるべきとの方向で議論が行われた。

その後、1923 年にドイツで最初の少年刑法である少年裁判所法が成立した。この法律には、少年参審員の資格要件についての規定は存在しなかった。しかし法案の理由書によると、少年裁判所は、少年係裁判官と、特別な経験を有する参審員によって構成されなければならず、参審員に求められる特別な経験とは、教育及び少年保護の領域についての経験であるとされた。

したがって 1923 年少年裁判所法では、Köhne が提言した、法的知識の担い手である職業裁判官と、社会内での実務経験に基づく教育の専門性、すなわち社会的教育専門性の担い手である参審員が協働する少年裁判所が実現したと評価し得る。

戦後成立した現行の 1953 年少年裁判所法は、1923 年少年裁判所法の下で実現した少年裁判所の参審員は有効であったということを認め、1923 年少年裁判所法を模範とし、再び、教育的な能力があり、かつ少年教育において経験を有する人物から少年参審員を選び出すべきだとした。したがって現行の少年裁判所法の下での少年参審制度は、Köhne が提言し、1923 年少年裁判所法で実現した少年手続に固有の市民参加制度という歴史を引き継いだものなのである。

3．結論

以上、ドイツの少年参審制度の展開を歴史的に概観することにより、ドイツ少年参審制度は、少年手続には社会的教育専門性が必要だと考えられ、参審員がその担い手となり得るよう、一般の参審制度に修正を加えることによって成立したことが明らかとなった。

日本の少年の刑事手続においては、裁判員は社会的教育専門性の担い手とはなり得ていない。したがって、裁判員が職業裁判官では担うことのできない社会的教育専門性の担い手となり得るよう、裁判員の要件としては、ドイツと同様に、教育的な能力及び少年教育における経験を有する者とすべきであり、さらに 1 回限りの選出ではなく、任期制とすべきである。

また、少年を対象とする手続に社会的教育専門性が必要であるのなら、刑事手続だけではなく、保護手続にも必要である。

日本の少年手続には、少年を取扱うに相応しい社会性が欠けている。社会的教育専門性を有する一般の人々が判断者に加わることにより、少年による行為の評価・理解が変わる。すなわち、事件の重大性に目が奪われがちであったものが、その背後に存在する少年の特性や生育歴にも目が向けられ、それらが行為に与えた影響も正しく考慮されるようになり、判断が変わっていくことが期待されるのである。

文献

Freudenthal Berthold, 1907, „Amerikanische Kriminalpolitik“ *Zeitschrift für die gesamte Strafrechtswissenschaft.*, Bd.27, S.121-141

Freudenthal Berthold, 1908, „Jugendgerichte.“ *Gerichtssaal*, Bd.71, S.403-416

Köhne Paul, 1907, „Entwurf zu einem Reichsgesetze, betreffend die Ahndung und Verfolgung strafbarer Handlungen, welche von jugendlichen Personen begangen werden.“ *Mitteilungen der Internationalen Kriminalistischen Vereinigung*, Bd.14, S.481-508

Klausa Ekkehard, 1972, „Ehrenamtliche Richter: Ihre Auswahl und Funktion, empirisch untersucht“, Athenäum Verlag

Sieverts Rudolf, 1953, „Das Jugendgerichtsgesetz von 1953 und die deutsche Jugendgerichtsbewegung“ in Simonsohn und Heinemenn, *Jugendkriminalität, Strafjustiz und Sozialpädagogik*, Suhrkamp Verlag, S.122-138

マフィアに加入する少年について
――現代イタリア少年司法の課題――

脇坂成実（早稲田大学）

未成年者の刑事裁判手続を定める 1988 年共和国大統領令 448 号(以下、1988 年大統領令 448 号)は、第 1 条 1 項において、未成年者の刑事裁判手続に関し、まず 1988 年大統領令 448 号が適用され、規定されていない場合には刑事訴訟法が準用される、とし、その適用は未成年者(minorenne)の人格及び教育上の要請に相応しい形で適用されるとする。そこで、適正手続の要請と教育上の要請の関係が問題となる。

19 世紀末から 20 世紀初頭にかけて産業化しつつあったイタリアでは、主たる産業である軽工業の担い手として、少年が動員された。1889 年ザナルデッリ刑法典の区分では、刑事責任無能力者(9 歳未満)、是非弁別能力を有さない者(9 歳-13 歳、少年矯正施設送致)、さらに 14 - 17 歳と 18 - 20 歳については責任を有するものとして扱われるが減刑され、前者に比べ後者については成人に近い量刑がなされた。1907 年に国立未成年者矯正施設規則が出され、①親権に反抗した堕落した未成年者、②14 歳未満で常習的な怠惰・浮浪・こじき・売春少年、③9 歳未満の触法少年(犯行時)及び是非弁別能力を有さない 14 歳未満の少年が対象となった。本格的な少年法案作成の取組みは、少年犯罪調査委員会(クアルタ委員会)に始まる。エンリコ・フェッリも委員として加わった当委員会が作成した少年法案は犯罪実証主義的性格が反映し、その特徴をまとめるならば「予防・個別化・刑罰代替策」である。しかし、クアルタ委員会が作成した少年法案は、カトリック教会の反対により、実現しなかった。1925 年に「全国母子保護事業」が設立され、①妊娠女性及び貧困もしくはシングルの母親に対する援助、②5 歳以下で貧困家庭の児童/身体的・精神的に異常な児童/18 歳未満で物理的・道徳的に放任され、逸脱した、あるいは非行を示す少年の養育がその目的とされた。続いて、ファシスト政府は 1930 年に新刑法典を発布し、少年に対する保安処分を定めた(Gibson 2004: Capitolo 5)。1934 年、未成年者裁判所法が公布された。戦後において、1934 年未成年者裁判所法第 13 条(未成年裁判所の公判準備手続の管轄権)に関わる憲法判例が蓄積された。1964 年 3 月 23 日憲法院判決において、少年の公判準備手続、特に予審の簡素化の合憲性が憲法第 24 条 2 項(防御権の保障)に照らして問題となった。続く 1973 年 4 月 30 日憲法院、1981 年 2 月 10 日憲法院判決でも 1934 年法は合憲とされたが、明確に違憲としたのは 1983 年 7 月 19 日判決であった。未成年者裁判所のみが少年の社会復帰を担うのではない、と判示した(Macrillò 2013: 31-34)。その後、1988 年に未成年者刑事裁判手続についての大統領令が出され、手続が整備された。

未成年者の刑事裁判手続は、予備捜査・予備審理・公判に分けられる。逮捕・検束・連行により、予備捜査段階にある未成年者に対して、検察官は人格を評価する(1988 年大統領令第 448 号第 9 条)。評価を専門家に依頼することができるが、公判に関わる責任能力の評価でなければならないとされる。予備捜査段階で「事実の軽微性」および「行動の偶然性」が明らかになり、さらなる手続の経過が未成年者の教育的ニーズの妨げになるときは、検察官は裁判官に対し、手続無根拠の判決を求める(1988 年大統領令第 448 号第 27 条、Lanza 2012: 312-319)。

予備審理段階では、予備捜査担当裁判官は未成年者の人格を評価する必要があると認めるときは、終身刑(1994 年に未成年者の終身刑に対して違憲判決が出されたため、「最高刑」と読み替えられる)か 12 年以上の懲役の場合は 3 年以下、それ以外の場合には 1 年以下の手続の中断を命じて、未成年者を司法行政機関業務に委託することができる。その際、観察、処遇、支援の適切な活動を、地方公共団体の協力の下になされる(1988 年大統領令第 448 号第 28 条 1 項、2 項)。委託時に、予備捜査担当裁判官は犯罪結果の回復、及び犯罪被害者との和解を促す命令を下すことができる(1988 年大統領令第 448 号第 28 条 2 項)。プロベーションは「未成年者の再教育に関する、また社会的に適切なモデルへの人格の発達に関する肯定的な予後の(prognostico)評価を内容とする」(1993 年 2 月 9 日破棄院判決)。1989 年委任立法令第 272 号第 27 条は、「介入計画」を定める。犯罪の重大性を有する場合(憲法院 1990 年 9 月 27 日判決)や措置時の年齢が 18 歳以上の場合(カターニア未成年者裁判所 1995 年 3 月 29 日判決)でも可能である。プロベーションは「事実の性質(未成年者の態度)」と「主観的性質(未成年者の人格の発達)」の 2 つの判断基準を用いて評価される(Pulvirenti 2012: 399)。そして、未成年者の「具体的な変容過程」(Losana 1994: 318)を評価しなければならない。すなわち、計画への「参加の質」(Di Nuovo-Grasso 2005: 388)が求められる。プロベーションが否定的評価、あるいは取消がなされた場合には、手続は再開される。公判段階では、未成年者の特殊性に鑑み、公判の非公開(刑事訴訟法第 472 条 4 項)、未成年者に対する証人尋問の例外(刑事訴訟法第 498 条 4 項、

1988年大統領令448号第33条3項)を定めている。未成年者に対する証人尋問では、当事者が申し立てた質問・異議に基づき、裁判長が行う。質問・異議の内容の選択は認められず、表現形式の選択のみ認められる。1988年大統領令448号の立法者意思が「尋問(esame)」の語を残したのは例外の範囲を最小限にするためである(Grasso 1994: 376)。

マフィア加入少年の処遇を考える上で重要なのはマフィア的感情の考察である。その定義は、「一元的思考、束縛的性質、及び我々が共有する精神生活の意味に関する自己言及的システムの利用により、社会関係における家族の母体や内部を拡大する考え方」とされる(Scuole di Formazione di Roma e Messina 2004: 7)。マフィア加入少年を「新しい逸脱」とする見解がある。新しい逸脱は疑似文化のサポートが伴っており、少年たちに共有され、動機づけとなり、偶然かあるいは一回限りではない犯罪を生じさせる。マフィア加入少年にとって犯罪行為は、マフィア的サブカルチャーの共有である。マフィア的サブカルチャーとは、行動の一般的ルールとしてのオメルタ、自分より弱い者への不正と強い者への支援、国家やその代表者の拒絶、市民生活を成り立たせる忠誠・誠実さ・連帯の原則の否認である、とする(Occhiogrosso 2011: 189－190)。ニーズの充足から検討する論者もいる。すなわち、マフィアは少年に、力の文化、入会に伴う儀式・神話・シンボル、加入することによる物質的・非物質的な財を提示して、要求の充足を図る。さらに自らを「反国家」と提示することで、少年の自由の要求の充足を図る、とする(Regoliosi 2004: 30 - 37)。処遇については、マフィアへの加入が母親・両親の価値と適合している「真正の」マフィア加入少年と、マフィアとのきずなが偶然的・部分的・手段的な「機会的」マフィア加入少年に分け、「真正の」マフィア加入少年に対しては家族の影響が変化の阻害要因になるため家族から分離すべきであるが、「機会的」マフィア加入少年の場合には、母親や家族の参加が必要とされる。処遇方法として、1)別の場所(luogo altro)としてのサービス空間の提供。そこでは、少年が持つ自己や成人像とは異なる経験がなされ、対談室のような公式の環境、人間関係の構築に役立つ非公式の環境が用意される。2)対話を容易にするための聞き取り、3)職員との(うちとけた)人間関係の構築に向けた支援、4)正面からマフィア的アイデンティティやその文化を攻撃するのではなく、代替的価値の考察を通じて批判的な修正を促すこと、5)少年の潜在能力の活用、6)経験の提供、具体的事実との出会い、口頭によるコミュニケーションを優先すること、を挙げている。また、職員は自らを通して信頼できる制度や国家の存在を少年に感じさせることが必要であり、少年の用いる言語コードと通常の社会のコードの調停も重要である(Regoliosi 2004: 37 - 42)。未成年者裁判所は、紛争当事者同士の「修復的調停」という新しい役割を担うことが期待される。そこでは未成年者裁判所は中立な第三者立場の調停者の役割を担うことが重視される(Occhiogrosso 2011: 202)。

〈参照文献〉

Di Nuovo S., Grasso G., 2005, *Diritto e procedura penale minorile, profili giuridici, psicologici o sociali*, con la collaborazione di Rosa, S. L. e Palermo, D., Giuffrè.

Gibson, M., 2004, *Nati per il crimine. Cesare Lombroso e le origini della criminologia biologica*, Mondadori Bruno.

Grasso, G., 1994, Sub Art. 240, in Romano, M. et al., *Commentario sistematico del codice penale* vol. Ⅲ.

Lanza, E., 2012, "Le indagini preliminari e le misure cautelari", in a cura di Pennisi, A., *La giustizia penale minorile: formazione, devianza, diritto e processo*, seconda edizione, Giuffrè, 311-354.

Losana, C., 1994, Sub art. 29, in Chiavario, M. (coordinato da), *Commento al codice di procedura penale-Leggi collegate*, vol. Ⅰ, Il processo minorile, Utet.

Macrillò, A., (a cura di), 2013, "I principi del processo penale minorile", Macrillò, A. et al., *Il processo penale minorile*, seconda edizione, Maggioli, 15-46.

Occhiogrosso, F., 2011, "Bilancio del processo penale minorile nei suoi primi venti anni", in Pè, A. e Ruggiu, A., *Il giusto processo e la protezione del minore*, Franco angeli, 187-203.

Pulvirenti, A., 2012, "Il giudizio e le impugnazioni", in a cura di Pennisi, A., *La giustizia penale minorile: formazione, devianza, diritto e processo*, seconda edizione, Giuffrè, 355-463.

Regoliosi, L., 2004, "Per un intervento socio-educativo nei confronti di minori coinvolti nel contesto mafioso", in Bracalenti, R. et al., *Mafia Minors*, Dipartimento Giustizia minorile, 27-42.

Scuole di Formazione di Roma e Messina, 2004, *Minori e Climinalita Organizzata: analisi del fenomeno e ipotesi di intervento*, Dipartimento Giustizia minorile.

観護処遇の「再誕生」
――少年鑑別所における処遇の経緯，課題及び社会的意義――

櫻井秀夫（千葉大学大学院）

1　目的

本年6月1日に少年鑑別所法（以下「鑑法」という。）が施行された。少年鑑別所としては，念願であった初めての独立法である。内容的にも，これまでの業務である「収容」と「鑑別」だけでなく，新たに「地域社会への援助」が加わり，少年鑑別所はこの三つの機能を有する施設として強化された。

しかし，大きく変わったのはそれだけではない。本報告では，従前から「鑑別」と並列して（旧少年院法で）法令化されていた「収容」機能が，鑑法では「観護処遇」として，初めて法律に書き込まれたことに注目する。

したがって，「観護」概念の現代的意義を明らかにすることが，本報告の目的である。それは，行政上・法令上の概念であることは言うまでもないが，社会科学の概念として，しかも，現実の事象を分析する方法以前に，分析すべき事象を提示する発見的な概念としての意義である。

2　観護とは

観護という用語は，終戦直後から旧省令や実務で用いられてきており，鑑法でも，少年鑑別所における在所者に対する処遇のうち，鑑別を除く全般を指す幅広い概念とされている。このように，鑑別を除く収容業務全般という消去法的な定義や位置づけは従来から変わっておらず，行政概念としても，その意味内容を特定されにくい性質であると言える。

そして，少年鑑別所なのに「鑑別ではない」，法務教官が行うのに「矯正教育ではない」という二重の除外により，その立ち位置は二重の周縁性を帯びているが，そこにこそ発見的な概念としての意義の源泉を見出すことができる。

3　先行研究

観護に関する先行研究の特徴は，そのまま観護の特徴としても当てはまる。つまり，それは①系譜の不在，②非専門的内部性，③規模の重要性である。

まず，①系譜の不在については，少年鑑別所の系譜をたどる研究の多くが，鑑別業務の系譜をたどっており，観護の系譜はさほど明らかではない。したがって，学術的にも実務的にも多くの疑問が残されたままとなっている。

次に，②非専門的内部性については，消去法的定義からも導かれる専門性の欠如により，観護実務に携わる者ではない外部研究者との接点に乏しく，一部例外的な研究（矢島 1986，高内 1993，武内 2015）を除き，専門的な分析対象とは扱われず，少年法の研究でも観護の措置については，その要件が主題であり，その処遇内容にはほとんど言及されていないと指摘できる。

また，業界誌内では一応，観護の話題や議論が掲載されるが，少年院の旧分類級のような施設の違いがなく，少年鑑別所は全国共通の法令等で運営されているにも関わらず，③在所者数等の施設規模が施設運営の在り方をかなり規定することにより，観護教官同士でさえも施設が異なると議論を共有できない状況が生じる。施設規模による格差は，運営方針もさることながら，拘置所モデルと教育モデルなどと称されるような対極的な様相を呈していた。

これら①，②，③の特徴は，観護に従事する法務教官が，対外的に（業界内にも）アイデンティティを表明しにくいという状況を結果的に作り出しており，それは観護という消去法的定義の性質と相まって，観護を語りえぬもの，語りにくいもの（語るに足らないもの）とする状況を生み出す。

このように，鑑別や矯正教育との関係のみならず，観護自体の構造によっても，その周縁的特性が生み出される状況にあるが，それを固定化してきたのが歴史的経緯である。

4　歴史的経緯

（1）初めての「誕生」

「観護」を，少年審判のための「収容」として位置付けると，その歴史は，大正少年法の仮委託制度により矯正院で行った分隔収容や矯正院出張所に行き着く。また，「鑑別」が戦前の少年鑑別所にその淵源を求めることができるのに対し，「観護」はその名称及び独立機関としての淵源をたどると，戦後に設置された少年観護所に行き着くこと。終戦直後に制定された少年法や旧少年院法において，「少年観護所」が初めて書き込まれるのである。

しかし，この「観護」や「観護所」という名称の由来は自明ではない。少年鑑別所への入所事由の多くが，家庭裁判所が決定する観護の措置であることから，戦後少年法で定められた「観護の措置」をその名称の由来と考えがちであるが，戦後少年法が制定される過程を細かく追っていくと，様相が異なってくる。

昭和23年5月10日までの制定過程では「少年監置所」や「一時保護所」等の名称案だったのが，同月20日の「矯正院法改正法案」で初めて「少年観護所」という名称で公的な舞台に登場する。一方，現在の観護の措置に当たる規定は，その時点では，そ

れまでと同様に「仮処分」という名称のままで，「観護の措置」という名称は，同年6月19日に提出された「少年法を改正する法律案」で初めて登場する。つまり，残された資料の時系列で限って言えば，同年5月10日から同月20日までの10日間に「少年観護所」が誕生し，それから1か月間の間に「観護の措置」が登場することから，「観護の措置」より「少年観護所」の方が先に登場していたということになる。

この少年観護所は，アメリカのディテンションホームを念頭に制定されたが，業務の場所，職員，そして，処遇規則等の法的構造が矯正院出張所を引き継いだものとなっており，現代の観護処遇の基本的スタンスは，この時期の処遇の在り方から説明できる。そして，理念ではなく，予算上の都合により少年鑑別所が附置され，その後，少年保護鑑別所及び現在の少年鑑別所へと統合されることとなる。

（2）表舞台からの撤退

戦後の混乱期を乗り越え，社会情勢のみならず施設運営も安定するに従い，観護処遇も保安一辺倒から教育的志向性が強くなり，治療教育的処遇や探索処遇と称される処遇が展開された。

もとより，審判前の在所者に非行を前提として問題点の改善を図る働き掛けを行う事は，収容目的に合致しないという議論はなされていたが，その一方で，少年鑑別所への収容による副次的効果が，健全育成を超え，非行からの更生に役立っていることも，矯正の内外を問わず，臨床的に認められていた。

しかし，「家裁月報」に判事補（当時）による論文（梶村 1980）が掲載されたことは重要であった。そこでは，審判前の少年に対して探索処遇や治療教育的処遇，そして審判後の保護処分を見据えた資質鑑別を行うことについて，厳しい批判が展開された。本報告ではその内容よりも，そのような言説が「家裁月報」という（社会構築主義的意味での）ステージで掲載されたことの意義，つまり，少年鑑別所の収容に内在的監督権を有する家庭裁判所から，観護処遇（及び鑑別の一部）に対する不適正の疑義が公に示されことが重要と考える。

健全育成を見据えた在所者への働き掛けは，内部的には，理論的に便宜供与的処遇として整理され始めた矢先であったが，実務上は，審判に資する資料作成だけを目的とする意図的行動観察としてのみ許容されることになっていく。それは名称どおり，処遇ではなく，行動観察の一種であり，この時期の職務研究等から観護や処遇に関する文献は激減していく。当然のことながら，少年鑑別所の存在意義は，対外的には鑑別を前面に押し出さざるを得ない状況であり，そして，「少年鑑別所における健全育成」という難問は未解決のままであった。

（3）観護処遇の法令化（「再誕生」）

今回の鑑法では，「観護処遇」が改めて取り上げられ，初めて法律で定められている。このように再び誕生するには，これまでの難問を不問にしたのではなく，それらを解消する行政的過程があった。それは，①施設間格差の是正・標準化，②権利義務関係を護る適正処遇の定式化，③学習支援に代表される育成的処遇の確立であり，これらの事項は全て相互に関連し合っているが，最も重要なのは，これにより法的に一定の枠組みを固めたことである。

つまり，健全育成と適正処遇の関係が整理され，二者択一や排他的比重の関係ではなく，「適正処遇を土台にした健全育成」，「適正処遇に健全育成を付加する処遇」として確立したのであり，そこに非行性の除去は含まれない。今後に議論の余地があるとしても，独立法の下で「少年鑑別所における健全育成」が法定化された意義は，その歴史において圧倒的に重要である。

4　考察

少年司法の表舞台に再登場した観護が帯びるその周縁的な位置から，現代の少年司法に対して，以下の重要な視点が浮かび上がる。それは，おとなによる理念的産物ではなく身柄としての「ありのまま」の少年像，教育や鑑別の前提としての適正処遇，教育権力に対する謙抑性，非教育機関における潜在的教育機能，非自己完結性による処遇の継続必要性，地域刑事政策の必要性，社会的排除/包摂論における施設（隔離）や他者像の見直し等である。しかし，これらは観護の位置や歴史に映る極めて凡庸な視点にすぎない。今後は，これら発見的な意義を，下記のような様々な分野で展開することが必要である。

（1）少年司法への観点
　ア　関連法における身柄拘束の重要性
　イ　観護処遇における方法論の確立
（2）地域刑事政策への観点
（3）社会理論への観点
　ア　教育概念の再考
　イ　地域の社会的排除/包摂における少年鑑別所収容（隔離）の意義
　ウ　「本質化された他者（少年像）」の解放

文献

梶村太市，1980，「少年の観護措置の要件（基準）を中心として」『家裁月報』32－8：1-62
高内寿夫，1993，「少年鑑別所における観護措置の意義―弁護士に対する意識調査をもとに―」『白鴎法学』1：115-145.
武内謙治，2015，『少年法講義』日本評論社
矢島正見、1986，「教育施設としての少年鑑別所を」『大正大学研究紀要』72：1－10.

BBS 活動の意義・成果とは

竹中祐二
（京都府立大学大学院　公共政策学研究科　学術研究員）

1　目的

報告者は BBS（Big Brothers and Sisters）会に所属し、更生保護ボランティアの活動に従事している。そこでは本来非行少年のいない、犯罪のない明るい社会の建設に寄与することを目的とされていたが、今では社会不適応少年との関わりにまで活動対象が広がっている。その結果、非行少年と関わることを回避して、子どもと関わるボランティアに従事したいという会員のニーズが存在することとなってしまっている。こうした状況を踏まえ、報告者の経験的理解を超えて、BBS 活動の現状を正しく把握する必要があると考えた。

BBS 活動に関する先行研究は、概して、マクロな歴史の振り返り、ボランティア性の強調、（決してケーススタディではない）活動紹介に留まっている。すなわち、学術的な観点から、「更生保護にいかに貢献しているか」について、個々の BBS 活動を分析する研究は行われていないと言える。

そこで本報告では、BBS 活動の事例報告を収集して分析し、幅広い形で行われている個々の活動が「更生保護」にとっていかに機能しているのかを説明する。そして、この分析を通じて、BBS 活動の目的を考察すると共に、（犯罪）社会学的観点から、更生保護のあり方の再検討に繋げたいと考えている。

2　方法

そこで、データとして、公益財団法人日立財団から助成を受けて毎年展開されているモデル活動について、それらの成果についてまとめられた、刊行済みのモデル活動事例集の中から、入手可能であったものについて分析を行うこととした。具体的には、平成 10～14 年度、平成 17～19 年度の計 8 ヶ年のものを対象とした。

モデル活動の報告記述の中から、「活動概要」、「活動種別」、「関係機関の参加の有無」、「非行少年以外の児童参加の有無」、「活動参加に対する（BBS による）主観的評価」という項目を設定し、一覧にまとめ、分析を行った。

3　結果

分析の結果、活動種別については、レクリエーションが圧倒的に多く行われていた。もっとも、その他の調理・工作、スポーツ、学習指導等においても、会員と少年との交流を図る狙いが持たれるなど、レクリエーション的要素が見られた。

関係機関の参加の有無について、BBS 会員のみでの事業実施は約 4 割であった。

非行少年以外の児童参加の有無について、対象少年以外に同年代の児童と関わる機会のある活動は、約 2 割に留まった。

活動成果への主観的評価について、活動の本来の目的の達成、少年自身の変化・成長、他者との関係における少年の変化・成長、BBS 運動に対する影響の 4 点に集約された。

4　考察

本報告では、BBS 活動が主として、対象少年と「交流を図ること」を目的としていることが確認された。

BBS 会員のみでの事業実施は約 4 割であったが、全国的な動向を見て、会員の多くが大学生であることに関係しているものと推測される。すなわち、（組織としてではなく）同じ会員の中に長期間に渡ってノウハウやスキルが獲得されていく訳ではないので、見守りが必要だと考えられているためではないか。

・一方で、保護観察対象者や児童自立支援施設入所児童について、日常の関わりの中で見せない姿を直接目にしたいという思いがあって、関係機関からの参加がみられるとも考えられる。

また、対象少年以外の児童の参加が少なく、対象少年の「ためだけ」の活動が多いことが確認された。対象少年の活動参加のハードルを避ける意味合いで、あるいは「ともだち活動」の延長線上でグループワークが行われるためではないかと考えられる。

活動への主観的評価について、活動本来の目的を大切にすることは、交流の機会を設けることを第一義的に考えるためではないか（感想のみに留まっているのも、このことに関連しているのではないか）。それと同時に、自らが「ボランティア」であることの意識から、少年の内面変容を促すことに対する謙抑性が働いているとも考えられる。

その一方で、「更生保護」ボランティアであるというアイデンティティがそうさせるのか、少年の変化・成長に対する意識も見られた。

BBS 運動に対する影響について、「対象少年のため」に活動を実施するのだという意識が希薄であることが推測される。その反面、今は十分に「対象少年のため」や「更生保護のため」に機能していなくとも、当該活動のさらなる発展や、その他の BBS 活動の展

開をもたらすステップとして、前向きに捉えられている点が確認された。

さて、BBS 活動の意義について、ここで犯罪社会学理論、行動科学モデルからの理解を試みたい。

非行少年との交流活動の展開の側面から見ると、交流の「機会」を設けることを一義的に考える観点からは、社会的絆理論による犯罪予防が想起される。また、そうした機会が数多く提供され、少年自身が参加する頻度を高くすることにより、学習理論・分化的接触理論の観点から、再非行予防が期待できるのではないか。

続いて、非行少年自身の成長・変化の面に着目すると、BBS 会員が「お兄さん・お姉さん」という立場から、同一化・社会化のモデルをより具体的に（会員自身が意識して）提供することは、上述の・また、そうした機会が数多く提供され、少年自身が参加する頻度を高くすることにより、学習理論をより強化することが期待される。他方、社会化の過程において「他者が自分のことをどう思っているのか」を気にすることは自己監視としてのセルフコントロール理論にあたるという理解も可能であろう。

また、今回の報告にあたり、更生保護のあり方の検討にも繋げたい。更生保護は、「更生」という当事者自身の変容が求められる側面と、社会復帰、すなわち社会の一員としての機会が提供される「保護」の側面、の両側面が必要となる。とりわけ後者においては、行動科学モデルを超えた、社会学的な犯罪学からのアプローチがよりいっそう求められるべきだと考える。

更生保護の実践においてはいずれか一方に偏ることなく、両方に対する目配りが必要であるが、一方で、更生保護に関わる「全ての者」によって、最終的に両側面からの働きかけが行われれば十分なのではないか。すなわち、「機会の提供」に特化することでも、BBS は十分に更生保護に貢献していると考えられる。ただし、非行少年のロールモデルとなることを自ら規範として課していること、あるいは更生保護という大きな枠組みが目指す目標を正しく理解した上では、活動展開にあたって、非行少年の変化についての目配りが必要なのではないだろうか。

同時に、非行少年に対する社会化・教化・感化といった垂直的で非対称的な関わりのみによらず、「お兄さん・お姉さん」であることの良さを活かした、「少年と同じ目線」で、その長所を発見することが、ストレングス視点やポジティブ・シフトの考え方とリンクするのではないだろうか。

最後に、今後の課題として、以下の 3 点を挙げておきたい。1 つ目は、分析内容の厳密性を高めることである。テキスト分析・内容分析等の手法を用いてより厳密な分類化を図る。また、適切な項目設定についてもより考察を深める必要がある。

2 つ目は、分析対象の厳密性を高めることである。より多くのサンプルを収集し、より一般化を図る。その際、再非行防止を目的としたグループワークから分析対象を拡大することも視野に入れねばならない。

3 つ目は、仮説の検証である。活動担当者に対するインタビュー調査、あるいは更生保護関係機関に対するインタビュー調査を実施して、これらの成果が実際に現れているか、あるいは活動の中で意識されているか、といったことを確認する必要があると考えている。

参考資料

松本勝編著, 2012,『更生保護入門[第 3 版]』成文堂.
日本 BBS 連盟編, 1998,『平成 10 年度 BBS モデル活動事例集』.
日本 BBS 連盟編, 1999『平成 11 年度 BBS モデル活動事例集』.
日本 BBS 連盟編, 2000,『平成 12 年度 BBS モデル活動事例集』.
日本 BBS 連盟編, 2001,『平成 13 年度 BBS モデル活動事例集』.
日本 BBS 連盟編, 2002,『平成 14 年度 BBS モデル活動事例集』.
日本 BBS 連盟編, 2005,『平成 17 年度 BBS モデル活動事例集』.
日本 BBS 連盟編, 2006,『平成 18 年度 BBS モデル活動事例集』.
日本 BBS 連盟編, 2007,『平成 19 年度 BBS モデル活動事例集』.
日本犯罪社会学会編, 2009,『犯罪からの社会復帰とソーシャル・インクルージョン』現代人文社.
日本犯罪社会学会編, 2011,『犯罪者の立ち直りと犯罪者処遇のパラダイムシフト』現代人文社.
日本司法福祉学会編, 2012,『司法福祉』生活書院.
岡邊健編, 2014,『犯罪・非行の社会学』有斐閣.
瀬川晃, 1998,『犯罪学』成文堂.
寺戸亮司, 2011,「保護観察対象者のストレングスに着目した処遇試論」日本犯罪社会学会編『犯罪者の立ち直りと犯罪者処遇のパラダイムシフト』現代人文社：78-101.
津富宏, 2011,「犯罪者処遇のパラダイムシフト　長所基盤モデルに向けて」日本犯罪社会学会編『犯罪者の立ち直りと犯罪者処遇のパラダイムシフト』現代人文社：62-77.

○謝辞
本報告は JSPS 科学研究費の助成を受けて行われた研究成果の一部です。
研究課題「BBS 活動についての犯罪社会学および社会福祉学的研究」（研究課題番号：25870616）

少年警察ボランティアの運用に関する研究

○藤原佑貴　（科学警察研究所）
宮寺貴之　（科学警察研究所）
久原恵理子（科学警察研究所）

1　問題と目的

少年警察ボランティア（以下，警察ボランティア）は，少年警察に協力して少年の非行防止や立ち直りを目的に活動する民間人である。従来は，非行防止を目的とした街頭補導等の活動を中心とし，中高年がそのほとんどを占めていた。しかし，少年との年齢差が大きいために，話が合わない，反抗される等の難しさが指摘されていた。そこで近年，警察ボランティアの大学生への委嘱が推進されると同時に，特に非行少年等に対する立ち直り支援活動が広く行われるようになってきた。

ところが，警察ボランティアの大学生の運用は，都道府県ごとに独自に行われている場合が多く，ボランティアが参加する立ち直り支援活動の運用とその実態は，ほとんど明らかになっていない。警察ボランティアの大学生は年々増加し，2000名を超えるまでになっており，効果的な運用を行うことが求められている。

そこで本研究では，ボランティアが参加する立ち直り支援活動の実態を明らかにすること，そして，効果の指標として少年の望ましい変化に焦点を当て，少年の変化に繋がるボランティアの運用について検討を行うことを目的とする。

2　方法

(1) 参加者

少年警察ボランティアの大学生の運用に携わっている，全国の警察職員112名（男性29名，女性82名，不明1名；平均42.4歳）であった。

(2) 手続き

個別に質問紙調査を実施した。調査内容は，立ち直り支援活動の種類，回数および参加人数（ボランティア，少年），1番重視している立ち直り支援活動の内容（1項目）および企画方針（12項目），学習支援と農業体験の概要，ボランティアが少年に関わりやすくなるための工夫（2項目：名前の周知（活動の際には，参加者が互いの名前をわかるようにする），事前情報（活動の前に打ち合わせを行い，学生に活動内容や少年の概要等を把握してもらう）），担当職員とボランティアとの関係性（4項目），ボランティアの少年との関わりの評価（3項目），少年の望ましい変化（7項目）等であった。

3　結果と考察

(1) 立ち直り支援活動の実態

①回数と参加人数

自身の所属で運用している大学生の警察ボランティアが，過去1年間に参加した立ち直り支援活動の種類について尋ねた。その結果，割合の高い順に，農業体験は68%，料理体験は58%，学習支援は56%，社会奉仕活動は42%，スポーツ活動は41%の参加者が該当すると回答した。無回答の者を除いた，各活動の過去1年間の回数および平均参加人数の中央値を図1に示す。なお，立ち直り支援活動の回数や人数についてはばらつきが大きかったことから，以下では中央値を報告することとする。

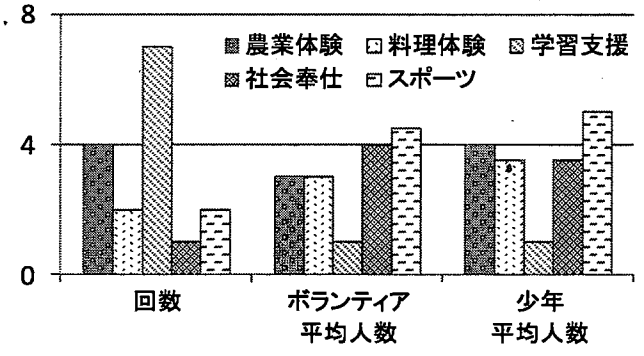

図1　過去1年間の立ち直り支援活動の回数および平均人数の中央値

また，自ら立ち直り支援活動の企画に携わっていると回答した72名に対して，最も重視している活動を尋ねたところ，多い順に，学習支援が40%，農業体験が39%，社会奉仕活動が7%と続いていた。以下では，重視している人数の多かった学習支援と農業体験について検討する。

②学習支援

過去1年間に立ち直り支援としての学習支援を企画・実施した54名に，その概要を尋ねた。

学習支援1回あたりの平均実施時間の中央値は60分であり，活動の実施場所を多肢選択で尋ねたところ，少年サポートセンターが最も多く（43%），次に警察署（24%），市区町村の施設（17%）と続いていた。

学習支援を実施する上で主に重視していることとしては，「少年に復学・進学への興味や意欲を持たせること」が最も多く（64%），「少年が学生ボランティアと話す機会を設けること」（60%），「少年に学習の機会を与えること」（40%）と続いていた。

③農業体験

過去1年間に立ち直り支援としての農業体験を企画・実施した73名に，その概要を尋ねた。

農業体験1回あたりの平均実施時間の中央値は2時間であり，活動の実施場所を多肢選択で尋ねたところ，少年警察ボランティアの私有地が最も多く（47%），地域の一般農家の私有地（34%），市区町村の敷地（19%）と続いていた。

農業体験を実施する上で主に重視していることとしては,「少年に共同作業や協調の大切さを感じてもらうこと」（68%），「少年に達成感を感じてもらうこと」（51%），「少年が学生ボランティアと話す機会を設けること」（34%）と続いていた。

④まとめ

以上の結果から，立ち直り支援活動の内容としては，学習支援および農業体験が比較的多く行われており,重視している活動としても多く選ばれていた。学習支援と農業体験のいずれの活動においても，少年が学生ボランティアと話す機会として捉えている者が一定数見られた。少年が，日常で接することはほとんどないであろう大学生と，活動を通じて関わることで，少年にとって良い刺激になることが期待されているものと推察される。

(2) 立ち直り支援活動の企画方針

立ち直り支援活動の中で1番重視している活動の企画方針について，欠損のなかった69名を対象に，探索的因子分析（最尤法）を行った。その結果，多くの少年を集めることに焦点を当てた「多数募集」と，少年1人1人に合った活動の企画に焦点を当てた「個別性」の2因子7項目が得られた。

次に，各因子を構成する項目の平均得点によって参加者を分けるため，クラスター分析（Ward法）を行った。その結果，参加者は「多数募集」が高い「多数募集型」（31名）と，「個別性」が高い「個別企画型」（38名）の2群に分けられた。

学習支援あるいは農業体験を重視している者における，各型の割合を検討するため，カイ2乗検定を実施した。その結果，有意差が見られ（χ^2=7.55, p<.01），学習支援で「個別企画型」（71%）の，農業体験で「多数募集型」（67%）の割合が高かった。

以上の結果から，活動を企画する際，活動内容によって企画の方針が異なることが明らかになった。学習支援を重視する者では少年1人1人に合った活動を企画することに焦点を当てる者の割合が高く，農業体験を重視する者では多くの少年を集めることを重視する者の割合が高かった。それゆえに，学習支援では特に少年に復学・進学への興味や意欲を持たせることを重視しており，農業体験では周囲の人々との共同作業や協調の大切さを感じてもらうことを重視している割合が高かったのだと考えられる。

(3) 少年の変化に繋がるボランティアの運用

立ち直り支援活動における少年の望ましい変化に影響する要因について，活動の企画方針を含めて検討するため，欠損のなかった61名を対象に，重回帰分析を実施した。分析にあたって，「企画方針」と，「ボランティアが少年に関わりやすくなるための工夫」における各項目および「ボランティアの少年との関わり」との交互作用項を投入する必要があった。そこで,多重共線性の問題を回避するため，「企画方針」を除き，標準化得点を使用した。「企画方針」については，「多数募集型」を0,「個別企画型」を1とした。

「企画方針」「ボランティアの少年との関わり」「名前の周知」「事前情報」をステップ1，交互作用項をステップ2とする階層的重回帰分析を行った結果，ステップ間で有意な重決定係数の変化が認められた。ステップ2における説明変数のうち，少年の変化を有意に予測していたのは，「企画方針」（非標準化係数 B=.51, p<.01），「ボランティアの少年との関わり」（B=.43, p<.01），「名前の周知」（B=.56, p<.001），「企画方針」と「名前の周知」の交互作用項（B=-.75, p<.001）であった。「事前情報」は，ステップ1では有意であったが，ステップ2では有意な主効果並びに交互作用は認められなかった。なお，いずれのステップにおいても多重共線性の問題は認められなかった(VIF<2.52)。「企画方針」と「名前の周知」の交互作用項については，「多数募集型」で，「名前の周知」を行うほど少年の変化が大きくなる様子が示された。

以上の結果から，ボランティアが少年と良い関わりを持つこと，少年1人1人に合った活動の企画を行うことが，より少年の変化に繋がることが示唆された。少年警察ボランティアの運用において，ボランティアの少年との関わりをサポートすることは重要であると言えよう。また，少年1人1人に合った活動の企画にはコストがかかるが，その分より少年の変化が見込めるものと考えられる。「多数募集型」では，活動の際に参加者が互いの名前をわかるように配意することが，より少年の変化に繋がることが明らかになった。

本研究の限界として，サンプルサイズが小さかったことが挙げられる。「事前情報」については，ステップ2で分析対象者が少なかったために有意にならなかった可能性があり，更なる検討が求められる。また，全ての項目が警察職員の自己報告であることも，本研究の限界の1つである。警察職員とボランティアの両者が活動をどのように捉えているのか，視点の違いを踏まえた分析を行うことが必要である。

刑務所の社会福祉士が行う福祉的支援の制約と可能性

○朴　姫淑（旭川大学）

1　目的

この報告の目的は、刑務所の社会福祉士が行う福祉的支援がどのような制約と可能性を持っているのかについて明らかにすることである。

刑務所に社会福祉士及び精神保健福祉士（以下、社会福祉士等）が配置されるようになったことは最近である。社会福祉士の配置の目的は、一部の受刑者の社会復帰を支援することである。これまで受刑者の社会復帰支援は、刑事政策の一環として、再犯防止を主な目的として行われてきた。刑務所における社会福祉士の配置は、刑事政策と福祉政策との連携のもとで行われる、受刑者の社会復帰支援の試みとして画期的だと思われる。

だが、刑務所で社会福祉士等が実際どのような支援を行っており、どのような課題に直面しているのかについては明らかではない。この報告では、社会福祉士等が配置されてから初期の段階で、刑務所の社会福祉士等が行っていた福祉的支援の実態を分析し、支援の制約や今後の可能性について考えたい。

2　方法

そこで、データーとしては、刑務所で働く社会福祉士等に対するインタビュー内容を主に使う。具体的に 2010 年から 2013 年まで行った、9 施設 10 人の社会福祉士等に対するインタビューである。

大半のインタビューは、刑務所見学と並行し、刑務所組織の中で社会福祉士等の上司の同席で行われた。社会福祉士等に対する単独のインタビューは 1 件のみである。こうした環境では、社会福祉士等の発言に自己検閲が働き禁欲的になる可能性を否めない。その一方、保安業務や矯正教育の担当者と社会福祉士等との認識の差異を確認する効果もあった。

社会福祉士等に対するインタビューのほか、出所者の社会復帰に関わる地域生活定着支援センターや更生保護施設、就労支援センター、少年鑑別所、少年院等に対する見学とインタビューを行った。

3　結果

当初、刑務所の社会福祉士の配置は、法務省矯正局の「地域生活定着支援の推進」事業として行われた。事業概要には、社会福祉士の職務として、①支援が必要な受刑者の選定、②当該受刑者の福祉ニーズの把握、③当該受刑者が行う福祉サービスの申請手続きに対する支援等を挙げている。

では、刑務所のなかで、社会福祉士等は実際どのような職務を担っているのだろうか。

刑務所の社会福祉士等は、1 施設当たり 1 人が一般的であり、各矯正管区の基幹刑務所には複数いる場合もあった。入職経緯については、ほとんどの人がハローワークの求人を見て応募したと答えており、犯罪者支援の経験がある人は 1 人しかいなかった。社会福祉士等の身分は、「国家公務員非常勤職員」であり、契約は 1 年ごとに更新することになっていた。社会福祉士等は、「処遇部企画部門」や「分類教育部」に配属し、所属部署職員とのミーティング以外に、刑務所組織の中で定例の会議に参加することはなかった。

社会福祉士等の勤務時間は、1 カ月 64 時間から 125 時間まで様々であった。報酬も時給 1,510 円から 2,410 円まで刑務所ごとに異なった。勤務時間が短い人は兼職が多く、自らの希望により働く時間を調整する場合もあった。性別には女性が多かった。

社会福祉士等が行う職務は、大きく三つあった。第一に、高齢者や障害者に対する社会復帰支援、第二に、専門性を生かした矯正業務補助、第三に、専門性とは関係のない事務補助である。

第一の社会復帰支援は、とくに、身元引受人のない出所者に対する支援であり、それには三つの形がある。まず、特定の要件を満たす対象者に対する「特別調整」として、保護観察所や地域生活定着支援センターと連携し、入所中に刑事施設退所後の受入れ先施設等を確保、退所後直ちに福祉サービス等を利用できる体制を整備することである。特別調整の実績は刑務所ごとにかなりの差があった。

次の社会復帰支援には、釈放時保護がある。それは、特別調整の対象ではないが身元引受人がない出所者に対する社会復帰支援である。地域生活定着支援センターが設置される前に入職した社会福祉士は、釈放時保護の仕事から始めた経緯がある。しかし、地域生活定着支援センターの開設後は特別調整が主な仕事となり、釈放時保護の職務は減ったという施設が多かった。ただし、刑務所全体では、社会福祉士等が釈放時保護に関わることが徐々に定着していく様子が覗えた。

三つ目には、労役場留置者に対する社会復帰支援があった。○○刑務所は、刑期が長い受刑者が多い L 級施設として特別調整の実績が少なく、社会福祉士が労役場留置者を支援していた。これは社会福祉士の職務を受刑者一般の社会復帰支援としてとらえ、刑務所独自で具体化した事例として評価できる。

第二の社会福祉士等の職務には、専門性を生かした矯正業務補助がある。まず、改善指導のなかで薬

物離脱指導の講義を担当した事例が 1 カ所あった。現在刑務所の教育や改善指導には外部講師が関わるケースが増えているが、所内の社会福祉士を活用するという発想はあまりないように見受けられた。また、福祉制度等について、刑務官から相談を受けるケースは徐々に増えていた。社会福祉士等は、日常的に受刑者に関わることはできないが、刑務官を通して間接的に受刑者を支援することになる。

第三の社会福祉士等の職務には、専門性とは関係のない事務補助がある。特別調整が始まる前には、刑務所側も社会福祉士を活用することに手探り状態だったため、事務補助的な仕事が与えられたという。しかし、特別調整実績が少ない刑務所では、依然として社会福祉士等が日常的に事務補助を行っていた。

調査結果、現在、社会福祉士等の職務は、社会復帰支援が中心となっているが、施設によって福祉視点からの矯正業務補助もわずかながら増えていることが見られた。しかし、大半の刑務所では、社会福祉士等を出所直前の社会復帰支援以外の矯正業務に関わらせることに躊躇があり、しかも、現在の勤務時間や人数では、それ以上を期待することは難しいだろう。さらに、社会福祉士等が専門性とは関係のない事務補助をしていることは、法務省の方針に従い配置はしたが、その活用については明確な方針がない施設もあることを示すのではなかろうか。

4　考察

4.1「社会復帰支援」に対する制度的制約

まず、現在、刑務所の社会福祉士等が行っている社会復帰支援は、矯正施設における位置づけがあいまいであると思われる。「特別調整」という用語からも分かるように、限られた対象者に対する「処遇」として行われており、受刑者のニーズに対応するとは言えない。支援期間も出所直前の半年間程度として短期的である。刑務所職員からは、一部の受刑者に対する「手厚い」支援が受刑者一般に対する公平性を損なうのではないかという懸念も読み取れた。刑務官のなかには、出所後の社会復帰支援を刑務所の機能として認めることに抵抗があるように見て取れた。

次に、社会復帰支援の仕組みとして刑務所と地域社会との連続性に欠けている。受刑者に対する矯正の成果は、究極的に受刑者の地域社会への再統合に繋がるのなら、刑務所と地域社会との継続的仕組みが必要だろう。現在の社会福祉士等の支援はあくまでも刑務所内で限定され、地域社会との連携に対して積極的な役割は期待されていない。

さらに、支援の根拠に対する共通的認識が不十分であるように思われる。なぜ犯罪者を支援しなければならないのか。社会福祉士は、犯罪者として社会から排除された人々を地域社会へ再統合するための根拠を求める。それは、犯罪歴を生活歴へ、犯罪者を社会的弱者へ再構築する過程である。多くの社会福祉士等が、自らの支援の根拠について、犯罪は個人の責任だけではなく社会的・家族的背景が働いていること、早い段階での介入がなかったため犯罪まで至ったという説明論理を持っていた。極端な場合、犯罪そのものを生きる術として認めてしまう危険性すらある。犯罪者の地域社会への再統合がもたらす地域社会への利益がより具体的に説明される必要があるのではないか。

4.2　支援方法における慣行的制約

実際、刑務所では、刑務所の様々な慣行により、社会福祉士等と受刑者との支援関係に制約がある。まず、社会福祉士等は受刑者情報には比較的自由にアクセスできるが、受刑者との日常的接触はできない場合が多かった。こうした条件では支援者が支援対象者の特性やニーズを総合的に把握することが難しい。

また、支援方法として最も重要である面接は、受刑者との 1 対 1 ではなく、刑務官の立会のもとで行われる。面接の形式について、意外と社会福祉士等にはあまり抵抗感がなかった。面接は、「相談」というより、出所後の問題解決のための本人への「意思確認」として位置付けられていた 。他の職員の立会がルールとなっているため、社会福祉士等が自由かつ頻繁に受刑者に面接するには限界があった。

さらに、他の職員との連携の状況はどうだろうか。確かに、社会福祉士等の存在は、刑務所の他の職員に徐々に知られているが、対等な形で職務の連携ができる状況までは至っていないと言える。社会福祉士等は、分類や医務職員以外には他の職員とごく限られた関係しか持っていなかった。とりわけ、非常勤職員という不安定な立場で、社会福祉士が支援の主導性を発揮するにはかなり難しいところがある。

以上のように、社会福祉士は、刑務所という制度的制約や刑務所の慣行による支援方法の制約にもかかわらず、矯正の中での福祉的支援の目標を見付け、成果を出す努力を続けている。現在は、再犯防止という目標が、矯正の中での福祉的支援の根拠となっているように思われる。しかし、再犯防止と受刑者の地域社会への再統合とはかなりのギャップがあるのではないだろうか。

文献

Petersilia, John. 2003. *When Prisoners Come Home-parole and prisoner reentry*, Oxford University Press: New York.

Travis, Jeremy and Visher, Christy. 2005. *Prisoner Reentry and Crime in America*, Cambridge University Press: New York.

刑事施設に収容された薬物事犯に対するプログラム提供の課題

○大宮宗一郎（千葉大学）
帯施龍二（千葉刑務所）
東本愛香（千葉大学）
五十嵐禎人（千葉大学）

1. 背景

法務省の報告によれば、刑事施設に収容されている男性受刑者の 25.1%、そして女性受刑者の 38.3%が覚せい剤取締法違反者である（法務総合研究所, 2014)。覚せい剤取締法違反者を含む薬物事犯は再犯に至りやすく、満期釈放者の 62.7%、仮釈放者の 43.8%が、刑事施設から出所して 5 年以内に再入所している(法務総合研究所, 2009)。

薬物事犯は、薬物依存症者という「患者」としての側面と、薬物事犯という「犯罪者」としての 2 つの側面を有している。しかし、わが国では、薬物依存症を「疾患」ではなく「犯罪」として捉えて治療対象としない傾向があった（松本, 2012)。

しかしながら、ここ 10 年で薬物事犯を取り巻く環境は大きく変わっている。2005 年の「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」の制定では、刑事施設内において薬物事犯を対象に治療プログラムである薬物依存離脱指導を実施することが義務づけられた。また、2013 年の「刑法等の一部を改正する法律」および「薬物使用等の罪に対する刑の一部の執行猶予に関する法律」の制定では、薬物事犯が 3 年以内の禁固刑を言い渡された場合、刑期の一部を刑事施設での服役期間とし、残りの期間を保護観察つきの執行猶予に振り替えることが可能になった。すなわち、刑事施設と社会内で適切な治療・支援を実施する環境が整備された。そして、薬物事犯を刑事施設内の処遇から社会内処遇へと円滑に移行するための指導が、今まで以上に重要になった。

しかし、申請者が刑事施設で薬物事犯を対象に処遇を行っている経験からは、治療プログラムを受講した者であっても、出所する頃には指導内容の記憶が曖昧になっていたり、忘れてしまっていることが少なくない。これまで出所直前に釈放前教育の対象となった受刑者に対しては、社会生活への不安を解消し、改善更生の意欲をより確実なものにすることを目指した指導が行われてきた。しかし、この釈放前教育は、生活全般のみに関する指導であるため、薬物事犯に対しては釈放前の教育において薬物依存の問題に特化した指導が必要と考えられる。

わが国の先行研究では、薬物事犯を対象とした治療プログラムの効果（e.g., 小林ら, 2011）や治療プログラムが再使用リスクに及ぼす影響に関する研究（e.g., 野村ら, 2014）が行われてはいるが、その治療効果が持続しているかどうかという視点から行われた研究はない。そこで、本研究では、薬物依存離脱指導の介入前後の効果と、釈放前の状態を比較することを通じて、薬物依存離脱指導の長期的な効果を明らかにすることを目的とする。

2. 方法

対象：刑事施設収容中に「薬物依存離脱指導」とその効果測定テストを受けた者で、釈放前教育の対象になった３名。平均年齢は 36±3 歳、IQ は 88.00±7.00、最終学歴は、高卒が 1 名、高校中退が 2 名であった。

評価項目：

・Stages of Change Readiness and Treatment Eagerness Scale, 8th version for Drug dependence (SOCRATES; 小林ら, 2010)

薬物依存に対する問題意識と治療に対する動機づけの程度を評価するために開発された自記式評価尺度である。

・the Correctional stimulant relapse risk scale (C-SRRS; 山本ら, 2011)

刑事施設に収容された薬物事犯の再使用リスクを評価する自記式評価尺度である。治療プログラムの効果検証では、薬物の再使用や再犯を指標にすることが望ましいが、刑事施設内で薬物の再使用に至ることはない。そこで、本研究では再使用のリスクを効果の指標とした。

3. 結果と考察

今回の分析結果については、統計的な有意差は認めら

れなかったが、調査項目の得点の推移から長期的な効果を推測することができる。

薬物依存に対する問題意識と治療に対する動機づけの結果では、事後テスト後は、物質乱用という行動パターンを変えなければいけないという自覚の程度を示す「病識」が高まり、自らの薬物使用には問題があるかもしれないという迷いの程度である「迷い」が低下する傾向が見られた。この結果は、薬物依存離脱指導の受講後には、“自分に物質乱用の問題があることをある程度自覚しており、自分に物質乱用の問題の有無に対する迷いがない”状態にまで、問題意識が高まっていることが示唆される。しかし、釈放前教育の時点では、「迷い」と「病識」が低値へと推移しており、“自分に物質乱用の問題がない”と考えていることが推測された。つまり、指導直後にはその一定の成果が見られるが、釈放前の時点までは維持されていないことを示唆していると考えられた。

一方、薬物の再使用リスクの結果では、「再使用への欲求」と「薬害・犯罪性の否定」の得点は、指導実施後に薬物への欲求が高まり、薬害・犯罪性を否定する傾向が高くなっているが、釈放前教育の時点では、指導前よりも低い水準、あるいは同水準まで低下していた。また、「薬物依存への自覚の乏しさ」の項目でも、介入後に断薬の楽観視や、薬物問題を否定する傾向が低減するものの、釈放前教育の時点では、介入前と同水準に戻っていた。一方、「情緒面・意欲面の問題」と「薬物使用への衝動性」では、指導前および指導後から釈前までの得点の変化はほとんど見られず、指導前と同水準だった。つまり、これらの結果は、指導後は一時的に薬物の再使用リスクが低減するが、釈放前教育の時点では、薬物の再使用リスクが介入前と同水準までに戻っている可能性があることを示唆していると考えられる。

また、薬物使用のポジティブな効果に対する期待の高さを測定する「薬理効果への期待」は、介入後に一時的に得点が上昇するものの、釈放前の時点では大幅に低下していた。この推移の解釈にあたっては、刑事施設内で薬物を使っていないことから、自分は大丈夫という思いこみがある可能性があることや、出所直前であるため、出所に影響することを考えて自分の状態をよりよく見せようとしている可能性も推測される。したがって、この結果をそのまま肯定的な変化としてとらえて良いのか、

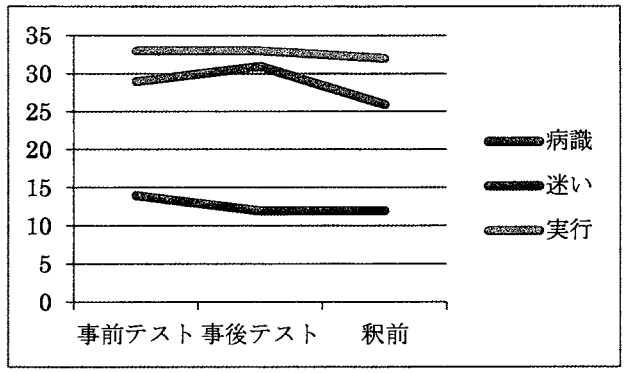

図 1. 薬物依存に対する問題意識と治療動機づけ

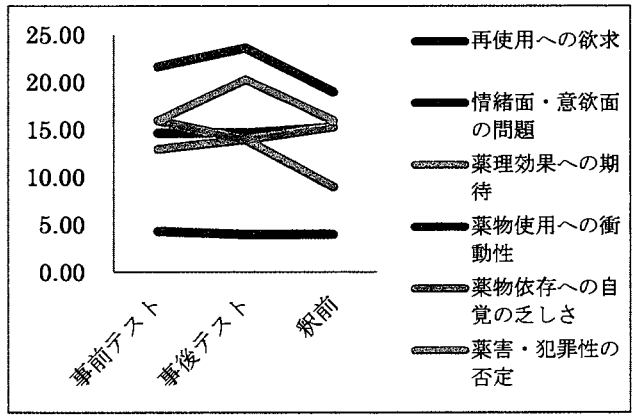

図 2. 薬物の再使用リスク

別の視点から捉える必要があるのかどうかについては、今後の検討課題と言える。

以上の結果を踏まえると、薬物事犯 3 名を対象とした分析であり、有意差はなかったものの治療プログラムの効果が持続していない可能性は残されている。今後、さらなるデータの蓄積を行い、薬物事犯に対して釈放前教育で薬物依存に特化したフォローアップ・プログラムを実施する必要性を検証することが求められる。

4. 文献

小林桜児・松本俊彦・千葉泰彦・今村扶美・森田展彰・和田清, 2010, 少年鑑別所入所者を対象とした日本語版 SOCRATES (Stages of Change Readiness and Treatment Eagerness Scale) の因子構造と妥当性の検討性の検討 『日本アルコール・薬物医学会雑誌』45: 437-451.

山本麻奈・等々力伸司・西田篤史, 2011, 刑事施設における薬物依存者用評価尺度 (C-SRRS) の開発—信頼性・妥当性の検討— 『犯罪心理学研究』49: 1-14.

ほか

少年院出院者における就労の継続

――職業アスピレーションに着目して――

都島　梨紗（名古屋大学大学院）

1　目的

本報告の目的は，少年院出院者における就労の継続が，いかにして可能なのかを，職業アスピレーションの観点から明らかにすることである。

法務省では平成18年度から「刑務所出所者等総合的就労支援対策」に取り組み，少年院や刑務所を出たあとの再犯防止対策に力を入れている。平成27年度は「居場所と出番」をスローガンに据え，安定的な居住の場と仕事の提供を処遇の一環としている。

近年の犯罪研究においても，犯罪からの離脱への関心は高まっている。犯罪者のライフコースを分析している Sampson & Laub(1993)によれば，「仕事の獲得」や「結婚」といった契機によって犯罪者の社会的絆が回復し，犯罪からの離脱は促される。

だが若者一般のライフコースに目を向けると，ポスト近代以降，若者の就労への移行および定位家族からの離家に至るまでの移行が先延ばしされてきているという問題がある(宮本，2004)。加えてファーロング&カートメル(1997＝2009)によれば,犯罪歴などの社会的スティグマを負った層の移行は，一般の若者に増して就労などへの移行が不安定化していることを示唆している。

ライフコースを取り上げたこれら先行研究の知見を踏まえると，罪を犯した非行少年等は，犯罪からの離脱のポイントとして仕事を獲得し，安定的に従事することが重要であるが，一方でそうした「居場所と出番」に辿り着くことは容易ではない可能性が挙げられる。

そこで本報告では，少年院出院者に焦点を当て，彼らが少年院を出てからどのような仕事に従事し，そこでどのようなアスピレーションを抱いているのかという実態を描き出すことを目的とする。

ところで，ヤンキー文化研究では，暴走族少年たちは土木･建設現場業界のような，いわゆる「ガテン系」職業への親和性が高いと考えられている(阿部，2009)。ところが，イギリスの青年社会学者 McDowell(2000)は，建設，生産工程従事者の減少とサービス産業従事者の増加によって，下層若年労働者の職業観やライフスタイルも変化している可能性を示唆している。

実際，法務省による公式統計である保護統計に目を向けてみると，1号観察，2号観察共に介護サービス職等従事者は2012年を境に項目新設され,それ以降徐々に増加傾向にある。したがって，彼らの就労形態を取り上げる際には,「暴走族からガテン系職業へ」という移行形態以外の可能性を想定する必要があるといえる。また，アメリカの若年層に着目した Macleod(1995=2007)は，こうした産業構造の変化は低収入地区に住む若者に対し,「まっとうな」職業への就労機会とともに，その意欲までも削いでいるという。

これらの知見を踏まえれば，少年院出院者における土木・建設業からの離職や，サービス産業への参入の可能性とそのインパクトを明らかにする必要があるといえる。したがって，以下では特にガテン系職業と福祉系職業それぞれの比較を試みるために，現在それぞれの仕事に従事している者を中心に分析を行う。

2　方法

インタビュー調査は，2011年から2015年の間に実施し，少年院入院経験を有する20～30代男性を対象に行った。これまで14名へのインタビュー調査を実施したが，いずれも1時間半から2時間程度であった。一部の参加者からは直接のインタビューや SNS 上などでフォローアップデータが得られているが，一度きりの調査もある。調査の詳細は当日配布の別表に示す。なお，職業経験について詳細に検討するという本稿の目的に照らし合わせ，今回分析を行うのは，14名のうち7名とする。

今回取り上げる7名のうち2名は土木建設関連職に従事し，5名は介護福祉職に従事している。性別は全員男性である。現在は介護福祉職に従事している5名のうち4名が過去には土木･建設現場で働いた経験を有しており，例えば現在も介護労働を辞めて，建設現場へと戻る旨を語っている者もいた。このように，土木・建設現場と介護福祉現場を行ったり来たりしている対象者は少なくなかった。

以上の状況を鑑みると，少年院出院者にとって介護職と建設現場職は，比較的開かれた就労機会を提供していると考えられる。

3　結果と考察

本報告では，少年院出院者の職業アスピレーションに着目し，彼らがどのようにして仕事を続けることが可能となっているのかを明らかにすることを目的とした。そのため報告では，主に介護福祉業界と土木建設業界それぞれに従事する出院者の語りを引

用し，「なぜ仕事が続くのか」という観点と「仕事を続けてどうするのか」という観点から，職業に対する彼らの意味づけを明らかにした。得られた知見を以下に整理する。

まず，「なぜ仕事が続くのか」という観点から整理をすると，引用したインタビューからは，少年院出院者が仕事に従事することで，矯正施設から遠ざかることと，社会的スティグマを緩和することが可能になっていることがわかった。

次に，「仕事を続けてどうするのか」という観点から整理をすると，引用したインタビューからは，少年院出院者は現在の仕事の先に独立や起業などの地位達成を志向していることと，非行少年の支援や弱者の支援という社会貢献を志向していることがわかった。いずれにおいても，彼らにとって現在の仕事は単なる通過点として意味づけられていた。すなわちインタビューに応じた少年院出院者にとって現在の仕事は，より大きな地位達成や，社会貢献という別の次元のアスピレーションの達成のための下積みとして認識されていたのである。

ただし，将来への不安を抱き，今日一日の生活を積み重ねていくことがやっとの者もおり，理想と現実の狭間で揺れ動いている状態にある者もいた。

本報告の知見を踏まえると，少年院出院者の中には地位達成のような従来のアスピレーション研究で言及されてきた内容を志向する者もいるが，それだけではなく社会貢献を志す者もいるということがわかる。大村（1972）が整理するように非行少年は一般的に，金銭的アスピレーションか地位達成アスピレーションのいずれかを志向し，それに対しアクセスしうる手段が合法的に開けているかどうかがポイントだと言われてきていた。社会貢献に関して言えば，労働市場が拡大しつつある介護福祉職への参入や，労働領域とは外れたボランティアへの参入を果たすことで，その道が開ける。そのため，少年院出院者にとって合法的な道は比較的開かれていると考えられる。

しかし他方で，こうした社会貢献のアスピレーションは誰しもが達成できるわけではないということがいえる。今日一日の生活を積み重ねることがやっとで，不測の事態に備えた貯蓄を持てない層も一定層おり，そうした彼らは場合によっては生計を立てていくために，社会貢献から遠ざかり，少しでも賃金が高いと彼らが認識する日払いの現場作業員へと転職していったり，大学進学を志そうとするのである。

今回の報告では，少年院出院者の語りを引用し，どのようなアスピレーションを抱いているのか，といった実態の描写に取り組んだ。今後の課題として，アスピレーションを抱き，それに向かって進む少年院出院者たちが，どのような契機で冷却されたり，加熱されたりしていくのか，といった過程を明らかにする必要があるといえる。

謝辞

本報告は公益財団法人，日工組社会安全財団による『2015年度若手研究助成』を受けて行った研究成果の一部です。また，報告するにあたり調査にご協力くださった皆様にこの場をお借りしてお礼申し上げます。

文献

阿部真大，2009，「ヤンキーたちは地域に戻ることができるのか―労働世界の変化と逸脱集団の社会化」五十嵐太郎編『ヤンキー文化論序説』，pp.174-184。

Furlong. A and Cartmel.F , 1997, Young People and Social Change, Second edition,(=2009, 乾彰夫・西村貴之・平塚眞樹・丸井妙子訳『若者と社会変容　リスク社会を生きる』大月書店)。

法務省Webページ，2015/10/20最終アクセス，「保護観察終了者の終了事由・終了時状況別職業」『保護統計年表：保護観察所，2006年～2014年』(http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_hogo.html)。

McDowell , L. , 2000, “Learning to Serve?”, *Gender, Place and Culture*,7(4): 389-416.

宮本みち子，2004『ポスト青年期と親子戦略―大人になる意味と形の変容』勁草書房。

大村英昭，1972，「アスピレーションとアノミー」『社会学評論』第23巻第1号，pp.25-43。

Sampson, R. J. and Laub, J. H. ,1993,Crime in the Making:Pathways and Turning Points through Life. : Harvard University Press.

矯正教育における「一般化された他者」の意味
―女子少年院におけるSSTを事例として―

越川葉子（秋草学園短期大学）

1. 問題関心

近年、非行・犯罪からの「離脱研究」が注目を集めている。従来の逸脱研究がひとを逸脱行動に駆り立てる、あるいは逸脱行動を抑止する原因の探究に注視してきたのに対し、離脱研究は元犯罪者が語る人生の物語に着目することによって、彼らがどのように犯罪をやめ、なぜ犯罪から離脱し続けているのか、犯罪からの離脱の過程や離脱に必要な社会的条件を明らかにする。

こうした離脱研究は、犯罪・非行経験者を社会の異質な存在と捉えるのではなく、私たちと同じ価値を志向した社会の一員であるとの認識を前提にするとともに、彼らの経験を同じ経験をした者への援助供給源として積極的に意義付ける。社会における犯罪・非行経験者の存在論的意義の転換を図ることで、社会の認識の変容を促すことをねらいとした離脱研究は、犯罪・非行経験者の社会復帰を考えるうえで重要な意義をもつ。

だが一方で、犯罪や非行からの離脱を維持している人びとの語りは、現在を起点にして現在の現実に合うように語り直された人生の物語であるため、その語りには過去に経験した出来事や出会った人びとについての再解釈が伴う。それゆえ、少年院をはじめとした施設内処遇での経験は、犯罪や非行から離脱し続けている人びとの語りにおいて現在の彼らを支える経験として語られない可能性がある。あるいはむしろ、その経験を否定的に捉えなおし語る可能性もある。それはつまり、「立ち直り」続けている人びとが語る現実が、現在の彼らにとっての「事実」であることは確かであるが、少年院では何が行なわれているのか、少年たちに対してどのような働きかけがなされているのかが、そうした語りからは見えにくくなる恐れがある。したがって、「ひとが犯罪を行なう人生から離脱し、コミュニティに再統合されていく個々の変化のプロセスを明らかにしようとする」(Laws and Ward　2011=2014：5)離脱研究の他方には、「少年院で何が行なわれているのか、何がおきているのか」(広田・伊藤　2011:39)、その実態を描き出す研究がなお一層、必要になると考える。少年院でどのような教育を受けているのかを明らかにすることは、出院後の少年がどのように社会に再統合されていくのかを明らかにすることと合わせて、少年の「立ち直り」の両輪として考察される必要がある。

そこで本報告では、少年院の矯正教育において、どのような実践が行なわれ、いかにして少年を社会の一員として位置づけなおしているのかを明らかにすることを試みる。とりわけ本報告が着目するのは、少年院で行なわれているSST（Social Skills Training）の指導場面である。

SSTは、少年の認知の変容を促す働きかけを行なうことを目的として、少年が出院後の社会で直面する状況に即して適切な行動がとれるよう教官と少年が協働して反省的に振り返り、具体的な対応方法を学ぶ場とされている。それゆえ、SSTには、従来の対人関係を円滑に営むための対処方法を学ぶことに留まらない実践的な意義があると考えられる。つまり、SSTをプログラムに内在的に理解するのではなく、少年院の矯正教育の特徴を踏まえつつ捉えなすことで、SSTの実践がもつ意義をさらに検討する必要があるのではないかということである。少年に期待される対人関係のあり方やものの見方の指導という外観をとりつつ、SSTの指導場面では何が行なわれ、少年と社会の接合が図られているのか、本報告では、「一般化された他者」の議論を手がかりに、矯正教育における「一般化された他者」の意味とSSTの限界について考察する。なお、本調査は、「矯正施設における教育研究会」（代表・日本大学　広田照幸教授）の調査の一環として、X女子少年院（2013年6月から2014年2月、以下「X少年院」とする）およびZ女子少年院（2015年1月から2015年3月、以下、「Z少年院」とする）の協力のもと実施した。

2. 少年院の矯正風土にみる教官と少年の関係の構築

少年院は24時間365日昼夜を問わず少年と教官が生活をともに過ごす収容施設である。少年院では、在院少年の自由は大幅に制限されており、少年同士の会話も教官の許可を得て行うのが原則である。そのため、少年が抱える生活上の不安や悩みの多くは教官に寄せられることになる。こうした収容施設特有の環境と少年に課される施設内での制約事項は、少年と教官の関係性に独特な様相を生み出し、それが他方で少年院における矯正教育の根幹を形成する（伊藤　2008）。全制的な環境から生じる教官との濃密な関係性と、その関係性を支える少年と教官のコミュニケーションの積み重ねは、少年が自分の言葉を受け入れてくれる他者と出会う貴重な経験となる（田中　2001）。とりわけ、女子少年院における少年と教官の関係は「信頼」を基盤として形成されており、教育と統制、相反する二つの

局面の両立を可能にする（広田・伊藤　2011；伊藤 2012）。

このように、少年院では人間関係の構築に関して制度上の制約を設けながらも、教官と少年、あるいは少年同士の新たな関係構築を通して、少年が依拠してきた従来の人間関係に基づく現実認識に変容を促す実践が行なれていることが明らかにされている（仲野 2014；稲葉　2009）。それはいわば、親をはじめとして少年の「第一次的社会化」（Berger and Luckmann 1966=1998）に大きな影響を与えてきた「重要な他者」と同様に情緒的な結びつきのある他者との同一化を経て実現されるものであり、少年院という全制的施設特有の環境と濃密な関係性がそれを可能にしていると考えられる。

3. ＜主観的現実のつくり変え＞という社会化過程

3-1.「社会化のやりなおし」の担い手としての教官

このような矯正教育の特徴を踏まえるならば、いかにして少年が教官と同一化し、主観的現実を変えるのかが問われる。そこで重要となるのが、第一次的社会化と同様に情緒的な結びつきを基盤として社会化を担当する人物である。先述したように、少年院に収容されるということは、これまで＜住んでいた＞世界から物理的に切り離されると同時に、日常的な会話の相手が教官に集約されるということでもある。すなわち、少年と外部の関係を制限することで少年と情緒的な結びつきを集中的に担う少年院の教官は、「社会化のやりなおしという仕事を付託された人物」と捉えることができるのである。

3-2.　「言葉を知る」ことによる認識の変化

では、少年は教官とのやりとりから、いかにして自分自身の主観的現実を変えうるのだろうか。ここでは、Z 少年院で実施したインタビューでの少年 A と少年 B の語りに着目した。いずれの少年も教官との会話は「言葉や言葉遣いを知る」ことにつながり、少年自身の認識の変化につながっているとする語りがみられた。

4. SST にみる「社会」との接合点

4-1. 少年の「失敗」の表面化を回避する SST

次に、X 少年院での具体的な SST の指導場面を見ていく。SST には、指導者が少年の行動のよいところをほめるように導くという基本理念があるが、ここで注目したいのは、よいことをほめるだけでなはない SST の指導場面である。その指導場面では少年は個々に問題状況を抱えた一個人から社会の一成員に位置づけ直されているのではないかという点を検討した。

4-2.「信用を失った人」からの出発

SST の指導場面において教官は少年を「信用を失った者」として位置づけなおす言葉がけを行なっていた。こうした少年の問題性を考慮した教官の働き掛けは、日常的な行動様式の一つをとっても、少年が自覚的に変えていく必要があることを少年に示すといえる。

5. 結語―少年院の SST にみる＜一般化された他者＞の意味と限界―

少年は教官との濃密な関係性を基盤として、教官の言葉や言葉遣いとの同一化を通して、自身の認識の変化を経験する。しかし、しばしば、SST ではできていたにも関わらず、家族との面接の場面になるとうまくできないと言われるように、少年の反応の受け手がかわれば、少年の反応に対する評価が変わり、教官から得ていた承認を得られない可能性もある。どんなに少年院の中で少年が適切に振舞うことができたとしても、少年の振る舞いに反応する他者が変われば、少年に向けられる評価や承認は永続されるものではない。ここに SST（矯正教育）において＜一般化された他者＞との同一化、つまり＜社会＞との接合の限界があるのではないだろうか。

【文献】

Berger, P, L. and Luckmann, T., 1966, The Social Construction of Reality：A Treatise in The Sociology of Knowledge, New York：Garden City.,（=1998, 山口節郎訳『日常世界の構成―アイデンティティと世界の弁証法』, 新曜社.）

広田照幸・伊藤茂樹, 2011,「社会の変化と日本の少年矯正―教育社会学の立場から」『犯罪社会学研究』36：28-41.

伊藤茂樹, 2008,「女子少年院における矯正教育の構造・序論」『駒澤大學教育学研究論集』, 24：43-78.

伊藤茂樹, 2012,「少年院における矯正教育の構造」広田照幸・古賀正義・伊藤茂樹編,『現代日本の少年院教育』名古屋大出版会, 64-99.

稲葉浩一, 2009,「少年院における『更生』の構造」『教育社会学研究』85：49-70.

Laws, Richard, D and Ward, Tony., 2011, Desistance from Sex Offending: Alternative to Throwing Away the Keys, Guilford Press,（=2014, 津富宏・山本麻奈監訳『性犯罪からの離脱―「良き人生モデル」がひらく可能性』日本評論社.）

仲野由佳理, 2014,「『調停者』としての矯正教育―ナラティヴの観点から」『刑政』126(4)：14-24.

田中智志, 2001,「矯正教育における少年の形象―償いの臨床知」藤田英典・黒崎勲・片桐芳雄・佐藤学編,『子ども問題』教育学年報 8, 世織書房, 173-198.

「弱者」としての非行少年への教育的アプローチ
－ 非行少年の社会復帰支援と保護観察官(1)

○伊藤茂樹（駒澤大学）
仲野由佳理（日本学術振興会）
加藤倫子（立教大学）

本報告は、少年院からの社会復帰に関する調査研究の課題の整理を行う。具体的には、非行少年をめぐる言説を糸口に、非行少年の社会復帰を「教育」という観点から考察する意義を整理する。

報告者らは、少年院での矯正教育と出院後の更生保護を通じて非行少年が社会復帰していく道筋を明らかにし、そこに存在する困難や問題とそれらへの対処の実態を探るべく、総合的な調査研究に着手している。それは、司法の枠組みの中で行われる教育が持つ特殊性をも射程とする。

1.「強者」としての非行少年イメージ

メディア等を通じて描かれる非行少年のイメージは「強い者」である点で共通している。モンスターのように「悪魔化」してとらえられたり、なにがしか肯定的に、例えば既存の社会秩序や支配的な価値などへの抵抗者、反逆者、異議申し立て者のように描かれることもある。この文脈では、彼らへの矯正や支援の働きかけは「余計なお節介」であることが含意される。しかし、こうした非行少年が一般的かといえば決してそうではない。

まず、凶悪な重大事件を起こして「悪魔化」される非行少年は、全体の中ではごく一握りに過ぎない。また「抵抗者」イメージも、そうした強さを持った者がいることは事実であるが、多数派ではない。

非行少年についての言説は、彼らの一般的な姿を描いたり全体を俯瞰しようとはせず、極端さや意外さを強調したり、夢を投影したりする。そこで彼らは実際以上に強いものとして描かれる。

2.非行原因としての「弱さ」と教育的働きかけ

非行の原因やきっかけの多くは「不足」や「欠如」にある。不足したり欠如しているのは根本的には社会化であろうが、ボンドや家庭の経済的、文化的資源だったり自己肯定感であったりもする。

多くの者が持っているものを持っていないという状態は、強さよりも弱さ、力よりも無力さである。それゆえ何らかの困難を感じ、ノーマルな方法で処理したり克服できなくなったとき、少年は自罰的、あるいは他罰的な行動を起こす。

これに対して社会が行う対処が更生の支援である。彼らが再び非行をせず、社会の遵法的な成員として復帰することをめざした働きかけである。

このようなものとして保護処分があり、施設内処遇と社会内処遇から成る。そのうち少年院送致が行われるのは、最も支援が必要な非行少年である。彼らへの矯正教育について報告者らは、教育学的、社会学的な観点からその構造やメカニズムについて研究してきた。

施設内処遇は端緒に過ぎない。1 年前後で仮退院し社会に戻った少年は引き続き支援が必要な存在であり、支援の具体的な形のひとつとして福祉的働きかけがある。主に就労によって生活の基盤を整えることは社会復帰、更生のための必要条件であり、彼らの弱さや力のなさを補う。

しかし、これだけでは十分でない。社会化の不足や欠如により罪を犯した非行少年に対して、生活の基盤を整えるだけで再非行を予防できると考えるのは楽観的に過ぎる。価値や人間性、生き方といった次元への介入を行い、社会的包摂を試みていく働きかけも必要であり、そのひとつとして教育がある。

ここで教育の必要性を強調するのは、規範を教え込むことで遵法的な人間を作ったり、そうした人間に作り直すという、注入主義的な教育論とは異なる。ここでの教育とは、教育哲学者の苫野が言う「自由の相互承認」の実現のための必要条件として、全市民にとって必要な教育である。欲望論的アプローチによって「よい教育」のあり方を論理的に導くことを試みる苫野は、他者の自由を最大限尊重することで自分の自由や自己実現も可能になるという相互関係を実現するために、こうした姿勢を教育によって全市民に浸透させ、それを通じて「よい社会」を実現するという見取り図を示す。これを援用すれば、非行少年はこうした姿勢を身につけておらず、他者の自由を侵害することで自身の自由も奪われた（＝拘束、拘禁された）者であり、教育によって自他の自由を尊重する姿勢や習慣を身につけさせることが最も必要な者である。

教育的働きかけは保護処分以外でも重要な意味を持つ。それは非行少年の学校教育への復帰である。少年院を出院した少年は就労による社会復帰をめざすことが多い。家庭の経済的困難や学校側の姿勢、本人の学校に対するネガティブな思いなどの事情により、就労による社会復帰をめざすことで周囲と本人の思惑が一致するのである。

しかし、学校への復帰には社会復帰や更生の可能

性を高めるうえで大きな意義がある。少年院出院者というハンディを背負い、学歴の高くない彼らが手早く就ける職業は、不安定さや低賃金、非行文化との親和性といった問題が多く、中長期的に非行や犯罪から離れて安定した生活を築くことにはつながりにくい。多くの「弱い」非行少年にとって、これらに抗って更生の道を歩み続けるのは容易でない。

しかし、高校への進学や復学を果たせば、知識や技能、生活習慣、非行に親和的でない友人などを獲得できるのをはじめ、さらに高等教育への進学も視野に入れることで、職業選択の可能性が広がる。非行文化や地域の非行仲間と距離を置くことにもなるほか、少年院在院中の「空白期間」が目立たなくなり、非行歴、処分歴が見えにくくなる。

教育的働きかけによる直接的な効果のみならず、学校に通学し卒業することの間接的、副次的効果も含めて、教育は社会復帰、更生の可能性を高める。進学や復学を経由した社会復帰という選択肢を積極的に検討すべきであろう。

3. 施設内処遇と社会内処遇における教育

少年院では社会の「ノイズ」を排除した環境で非行少年の「育て直し」を行い、社会化の欠如や不足を補う。これは少なからず功を奏し、少年は様々な変化や変容を経験して社会に還るが、その変容が持続、永続するとは限らない。変わろうとする意志を持つに至り、なにがしか変わったとしても、出院後に元に戻ってしまうようなケースは珍しくない。

これは、少年院では早く退院できるよう「演技」をしていただけで、出院後に「演技」をやめた、ということとは異なる。少年の大部分は、在院中になにがしか「変わろう」と思うようになり、それを試み始める。しかし、少年院という特殊な環境で集中的かつ濃密な働きかけを受けて生じたこの動きが他の環境で継続するとは限らない。「元に戻る」原因やきっかけがいくらでもある出院後の社会において、変容を維持させるための働きかけが必要である。こうした働きかけは在院中から継続的になされるべきであるが、実際には専ら社会内処遇が担っている。少年矯正と保護の連携に向けた取り組みは模索が始まってはいるが、それは緒に就いたばかりである。

しかし、施設内処遇／社会内処遇が分断されて行われていても、両者の関係やつながりを見出すことはできる。例えば、後で行われる社会内処遇において、先行する施設内処遇の内容、方法がどのように前提されている／いないのか、継続されている／いないのか、評価されている／いないのかといったことは、両者の接続、継続を図っていくにあたっての課題である。

4. 保護観察官という「黒子」

少年院から社会に帰ってきた非行少年に対する保護観察を直接担うのは多くの場合保護司であり、人生経験や人的なつながりなどを資源として活用して教育的働きかけを行う。彼らは地域社会に根ざした一般人であるがゆえ、臨機応変に指導や助言をしたり、相談に乗ることが期待されている。その働きかけの方法にはバリエーションがあると思われる。

こうした特性を活用して適切な保護司を担当させたり、処遇の正当性や一般性を確保すべく背後から働きかけるのが保護観察官である。彼らは見えにくい存在であるが、保護観察やそこでの教育的働きかけの方向性や方法に関与している。

保護司あっての保護観察であるため、保護観察官の置かれた位置や役割は独特の様相を帯びる。保護司が無給の民間人であることも、保護観察官との関係を独特のものにしていると考えられ、少年への教育的働きかけに関してどのような関係性が成り立っているのか、明らかにすることが必要である。

5. 本調査の概要

伊藤を代表とする「少年の社会復帰に関する研究会」は、少年院での矯正教育と出院後の更生保護を通じた非行少年の社会復帰への道筋を明らかにし、その困難や問題と対処の実態を探るべく、総合的な調査研究に着手している。その手始めとして、保護観察官を対象としたインタビュー調査を行い、彼らが非行少年（主に少年院出院者）対象の保護観察において果たしている教育的役割や、そこで想定されている目標等について検討した。

2015年3月から7月にかけて、東日本のある保護観察所に勤務する保護観察官5名（男性3名、女性2名）に対して各60分～90分程度の半構造化インタビューを実施し、主に2号観察について聞き取りを行った。インタビューに際しては調査の概要を説明した後、対象者と同意書を取り交わした。

6. 終わりに

保護観察官が行う支援を「教育」という観点から再構成することで、司法の枠組みの中で行われる教育が持つ特殊性と社会的意義を再検討することができるだろう。それを通じてめざすのは、注入主義的な＜教育＞概念ではなく、「自由の相互承認」という視点からの＜教育＞概念の編み直しである。

（本調査はJSPS科研費15K04375の助成を受けたものである。X保護観察所及び保護観察官の皆様に多大なるご協力をいただいた。記して謝意を表したい。）

教育的行為としての更生支援活動
－非行少年の社会復帰支援と保護観察官（2）－

○仲野由佳理（日本学術振興会）
伊藤茂樹（駒澤大学）
加藤倫子（立教大学）

1．目的

本報告の目的は、少年院出院者（＝2 号観察対象者）に対する更生支援活動における保護観察官の教育的役割を検討することである。

非行少年及び犯罪者の社会復帰に向けた改革が進んでいるが、「更生保護制度の構築は、すぐれて「どのような社会を形成しようとするのか」という課題と密接」（佐々木 2007；256）であり、矯正施設からの社会復帰は社会的な課題といえる。

この更生支援活動において重要な役割を果たしてきたのが保護観察官や保護司である。特に、保護観察官が担う保護観察には「厳正な姿勢」による「指導監督」（統制的・権力的側面）と、「慈愛の精神」による「補導援護」（援助的・福祉的側面）という 2 つの側面がある（松本 2009；69）。いずれも変容と自立へむけた教育的・福祉的働きかけであるが、一連の働きかけは「試行」（Brezinka 1977=1980）としての「不確実性」が内在する。この「不確実性」は、再非行や再犯など社会的に容認されがたい事態として現れる可能性があるという点で、慎重に扱われなければならない。保護観察官による働きかけは、こうした「不確実性」に対処する様々な技術でもある。本報告は、保護観察官の語りから、この「支援の技術」の具体的な記述を試みる。

2．保護観察における働きかけ

保護観察が＜統制的・権力的側面＞と＜援助的・福祉的側面＞という 2 つの側面から成る場合、後者は教育的コミュニケーションによって再非行・再犯リスクの軽減を目指すものといえる。例えば、（遵守事項でも考慮される）対人関係のあり方や、矯正教育の成果としての「変容」の維持など、少年の価値観や行為選択に対する意識に対する直接的及び間接的な働きかけである。この働きかけの特徴は、①本人の意志に関わらず制度的な要請によって開始される（＝司法の枠組み内部における福祉・教育）、②複雑かつ流動的な「社会」で行われる（＝社会内における処遇）、③制度的な限界の内部において「更生の達成」をいう見えざる目標にむかって行われる（＝不確実性をともなう働きかけ）、にあると考えられる。

上記の特殊性を有する保護観察における先行研究は、更生支援の福祉的側面に関する調査研究が主である。社会生活の基盤を整えるための福祉的支援のあり方を検討・拡充することは急務だが、少年院という特殊な環境で生じた変容（行為選択の基盤となる規範や価値観に生じた変容）を、出院後の社会生活で維持することも「更生」にとって重要である。＜教育＞という観点から保護観察期間における支援を整理することで、前掲の「不確実性」を始めとした、福祉・司法とは別様の課題が見えてくると考える。

3．調査の概要

調査は、「少年の社会復帰に関する研究会」（研究会代表:駒澤大学伊藤茂樹）の一環として実施した。2015 年 3 月から 7 月にかけて、東日本のある保護観察所に勤務する保護観察官 5 名（男性 3 名、女性 2 名）に対して各 60 分～90 分程度の半構造化インタビューを実施し、主に 2 号観察について聞き取りを行った。インタビューに際しては調査の概要を説明した後、対象者と同意書を取り交わした。

4．保護観察官による“支援の技術”

4．1　人間性を支援システムに組み込む

支援の技術の一つ目は、更生支援に関わる者の「人間性」の支援システムへの組み込みである。少年たちは生涯にわたって公的支援の管理下にあるわけではなく、保護観察期間終了によって公的支援は完了する。それゆえ、「更生」概念を継時的なものと捉えれば、少年が居住する地域のなかに少年を支援するシステムを構築することを目指さざるをえない。このとき、更生の日々を共に伴走する保護司の役割は重要である。出院後の生活における不安・悩み・困難を把握し、再非行／再犯に至る行動選択がなされないように働きかけるからだ。そのため、保護司と少年が良好な関係を築けるよう、保護司の「人間力」に着目したマッチングが行われる。具体的には「更生」の日々の浮き沈みを適切に開示できる「信頼関係」を基盤とした関係である。

この「浮き沈み」に対処しうる環境を整えることは、保護観察における働きかけが効果的に浸透する基盤を醸成するという点で重要な意味をもつと考えられる。保護司の「人間性」の組み込みは、働きかけが効果的に浸透する教育的環境を整えるための技術である。

4．2　矯正教育の成果を踏まえる

支援の技術の二つ目は、矯正教育の成果を前提とした介入である。少年院では、生活指導・教科指導・職業補導などを受けることで、少年の「更生」の土台作りを行う。「少年院出院者」の保護観察は、“「更生」の土台作りを終えて社会復帰した者”を「初期条件」（高橋 2004；194）とし、少年は「社会」から隔絶された場において達成できたことを、「社会」にいながら達成するという新たな目標を課せられる。つまり、保護観察期間は「働きかけの過程」として捉えることができる。具体的には、「変容にむけた働きかけの行われた者」（＝出院後の保護観察開始）という“出発点”から、「安定した更生の日々が送れる者」（＝保護観察期間終了）という“終着点”という過程である。

「働きかけの過程」として捉えたとき、終着点にむけてまず行われるのが、矯正教育で明確化した課題を“社会内で実現可能なレベル”に修正するという作業である。この作業は、少年が社会復帰のプロセスにおける「挫折」や「失敗」といった経験にどのように向き合うかをめぐって重要である。保護観察官が少年個々の状況を踏まえ、達成可能なレベルに目標を修正することで、「成功体験」を蓄積する／「挫折」や「失敗」の程度を軽減するなどが可能となる。また、矯正教育を前提として保護観察官の語りをみたとき、矯正教育と保護観察における処遇の役割分担に対する意識がみてとれる。

こうした語りは、「更生」へと連続する介入が、少年がいる場の特性に応じて行われる必要性があるということを指摘するものである。特に、意識や価値観の変化によって「自分を責めすぎ」ることが社会復帰の妨げになる場合があるという例示は重要である。非行や犯罪に対する意識や行動への介入は必要だが、それは対象者が自らを危険に陥らせることがないような配慮のもとに行われる必要がある。このように、先立つ矯正教育という働きかけを意識化することで、社会内処遇の可能性と限界を踏まえた支援を模索できる。

4．3　「家族」を支援者として活用

支援の技術の三つ目は、「家族」の支援者としての活用である。法務総合研究所の調査でも保護者支援の重要性が指摘されている（法務総合研究所 2014）。

これに関連して語られたのは、出院少年に特有と思われる保護者の「とまどい」である。それは“少年院での「変容」した姿”と、“出院後に再社会化されていく少年の姿”とのギャップに関するものである。「思い通りできないときは、応援してあげてください」（D 保護観察官）など、少年への接し方のアドバイスや、「保護者会」への参加を呼びかけるなどの方法で、「家族」を支援者へと変えていくような働きかけが試みられる。

家族を支援者として活用する方法は、帰住先が「家族」になることの多い少年にとって特に重要である。保護者を支援者としてエンパワーメントするのと同時に、保護観察官・保護司と家族が「少年の更生」をめぐって協働関係を構築することを目指す。

「家族」を支援者として活用するという技術は、保護者をエンパワーメントする教育的意図をもった働きかけであるのと同時に、少年の身近な生活世界に教育的環境を整えようという働きかけといえる。

5．内面化された規律を維持する「枠」の構築

上記 3 つの技術は、矯正教育によって内面化された規律を維持し続けるための教育的空間（＝「枠」）の形成に寄与する。社会内処遇は、施設内処遇とは異なり「枠のない」状態であるばかりか、複雑かつ流動的な環境の内部で行われる。「不確実性」という問題を抱えながらも「更生への責任」を果たすことを目指した支援は、保護観察期間終了後も機能し続ける“緩やかな「枠」”を作りだす。これにより、再非行／再犯へ至るリスクを管理可能なものへと転じていくことが試みられている。

こうした擬似的な因果論に基づく経験知のテクノロジー化は、「不確実性」に対処する方策が可視化するが、それによって「不確実性」が解消されるわけではない。“緩やかな「枠」”は、形成のための線引きによって、新たな外部（管理不可能な領域）を生み出すからだ。例えば、少年の交友関係など（＝私的領域）がそれにあたる。保護観察官や保護司からみえにくい私的領域に対する介入は、管理統制の強化が社会内処遇のあるべき姿（他律的生活から自律的生活へ）とはむしろ逆行するという点で慎重に行われなければならない。

では、更生支援における「不確実性」に対してどのように向き合えばよいのだろうか。鈴木（2006）は、「不確実性」に対しては「限界を認めて傍観」しつつ、「その不確実性ゆえに開かれた未決定性という可能性に自らを賭けていくしか方法はない」（鈴木 2006；218）と指摘する。教育という営みが「賭けの要素」を含むことを認め、未規定性を可能性として賭けていくという方途の提案である。それが「矯正」及び「保護」という領域においてどのような意味を持ちうるかは、さらなる検討が必要である。

＜付記＞

本調査は JSPS 科研費 15K04375 の助成を受けたものである。調査にあたっては、X 保護観察所及び保護観察官の皆様に多大なるご協力をいただいた。記して謝意を表したい。

「立ち直り」のゴールはいかに設定されうるか？
――非行少年の社会復帰支援と保護観察官（3）――

○加藤倫子（立教大学）
伊藤茂樹（駒澤大学）
仲野由佳理（日本学術振興会）

1　本報告の目的

本報告の目的は、少年院出院者の「立ち直り」支援の第一線で活動する保護観察官の処遇にあらわれる「専門性」を明らかにすることである。これにより、「『立ち直り』のゴールはいかに設定されうるか」という本研究の問いを解く手がかりを探る。

近年、犯罪や非行をした者たちの「立ち直り」に関心が集まっている。その現実的な背景にあるのは、刑務所や少年院を出て社会に復帰する過程で生じる再犯や再非行の問題である。国（内閣府や法務省）では、再犯や再非行を防ぐべく、社会復帰における「居場所と出番」を重要視している。

保護観察官や保護司は、保護観察対象者に対して、「居場所と出番」に結びつくための支援や働きかけを第一線で行っているが、彼・彼女らが、対象者の「立ち直り」に向けてどのように関わっているのか、十分に明らかにされているとは言い難い。「立ち直り」とは、再犯や再非行をしなければよいというものでもなければ、当然ながら、社会に復帰できさえすればどのような形でも許されるというものでもない。それゆえ、保護観察官や保護司は処遇の最前線において、社会が受け入れてくれるような「立ち直り」の道筋を対象者に示したり、促したりといったことを行っている。そうした前提を踏まえると、「立ち直り」のゴールは国家の司法システムの中で定められたものではなく、むしろ、支援の現場の中で立ち上がってくるものだと理解できよう。だからこそ、「立ち直り」のプロセスは単一のコースを辿ることがないのである。そこでは、対象者自身がどのような「立ち直り」を志向するかはもちろんのこと、支援者の関わり方や姿勢も「立ち直り」に影響を及ぼすと考えられる。

本報告では、「立ち直り」のゴールが保護観察の対象者と支援・統制者（保護観察官・保護司）の双方が協働的に設定可能なゴールを模索するなかで立ち上がってくるものなのではないかという仮説のもと、保護観察官が少年に対して処遇を行う際にしばしば重要となる局面において、どのような選択を迫られているのかを記述することで、保護観察官の専門性についての検討を行う。

2　調査の概要

2015年3月から7月にかけて、東日本のある保護観察所に勤務する保護観察官5名（男性3名、女性2名）に対して各60分～90分程度の半構造化インタビューを実施し、主に2号観察について聞き取りを行った。インタビューに際しては調査の概要を説明した後、対象者と同意書を取り交わした。インタビューはICレコーダに録音し、実施した担当者が文字起こしした。データの保管や公表のルールについてはガイドラインを作成し、調査に関して保護観察所と協定書を取り交わしている。5名の選定は当該保護観察所に、性別をはじめ年齢、経歴において偏りがないように選定を依頼した。限られた人数ゆえ、保護観察官の多様性を全面的にカバーしているとは言い切れないし、同一の保護観察所に勤務することから地域、地方の特性や事情に左右される可能性も否定できないが、対象として分析されることの少なかった保護観察官という職業の、特に教育的な側面の実態や意識について探索を行うという目的にとって不十分でないデータが収集できたと考えられる。また、調査協力者と協議のうえ、録音したデータをもとに意味をそこなわない範囲で再構成した。

3　保護観察官の処遇実践に見る専門性

本報告では、保護観察官の処遇実践における3つの場面――自立の方向性、家族との関係、不安定な状態の克服――について記述を行った。これらの場面は、保護観察官の語りの共通点を見出すことができたということもあるが、少年の「立ち直り」にとって重要な、そしてしばしば喫緊の対応を迫られやすい局面において、保護観察官がどのような処遇を行っている／行おうとしているのかをも示している。

3-1．自立の方向性：就労と就学をめぐって

まず、保護観察官が対象少年に対して、就労や就学といった自立の手段を通じて、どういった「立ち直り」の方向性を目指させようとしているかについてである。

就学に比べると、就労は短期的に成果が見えやすく、少年たちにとって明確な目標が見出しやすいため、少年の多くは就労を選択する。また、保護観察官も就労を通じて少年が自信をつけ、社会性を身につけることが生活の安定につながると考えるため、「立ち直り」の方向性として就労に大きなウェイトを置いていることがうかがえた。

一方で、就学については、それを通じて就業機会が広がる可能性があることは理解されつつも、保護観察官から少年に就学を勧めることはあまりない。なぜならば、少年自身がその選択に納得していない場合、結果的に再犯に結びついてしまうことを危惧しているためである。

3－2．家族との関係：少年自身の変容と保護者の変容をめぐって

次に、家族との関係についてである。家族は、就労・就学同様（もしかするとそれ以上に）、少年たちにとって重要な「居場所」である。しかし一方で、貧困や虐待といった家庭環境の劣悪さから非行に進むという少年も少なくなく、家族や家庭は少年の立ち直りにとって「諸刃の剣」とも言える。少年を無理に家庭に押し込めた結果、再犯や再非行につながる可能性も否定できないものの、基本的に少年の場合は生育家庭が帰住先となる。家族との関係が良好とは言えないが家庭が帰住先として選ばれる場合、処遇の場面では、家庭への介入が求められることとなる。家庭への介入が必要となるのは、少年にとって好ましい生育環境とは言えない家庭から少年を保護するためである。具体的に保護観察官に求められるのは、少年と保護者が衝突することによって、少年が不安定な状態に陥り、再犯や再非行に走ることがないようにするという処遇である。

少年と保護者の双方に働きかけて双方が変容するのが理想であるが、現実的にはそれは難しく、少年または保護者どちらか一方への働きかけが行われる。保護観察官は、少年に対してはその可塑性の高さから「割り切り」や「自立」といった、大人になるためのステップを見据えた働きかけを行っているのに対し、保護者に対しては変容を求めるのではなく間接的に働きかけることによって、少年と保護者の間の関係を取り持つ介入が行っていることが明らかになった。

3－3．少年の不安定さを捉える：再犯・再非行の防止とサインの発見をめぐって

最後に、少年の不安定さを捉えるという点について見ていきたい。保護観察官は少年との関わりにおいて「再犯・再非行のリスクを高めないようにする」ということを心がけており、再犯や再非行が起こらないようケースマネジメントをしていくことが、保護観察官の処遇における目標の一つとなっている。このようなケースマネジメントを進める上で、少年の状態、とりわけ少年の不安定さを捉えることが重要になってくる。

少年の可塑性については多くの保護観察官が認めるところであるが、その変わりやすさはともすれば外的環境からの影響の受けやすさということでもある。外的環境からの影響を受け、少年が不安定な状態に陥ってしまうと、再犯や再非行のリスクが高まる。そうした事態を避けるためには、少年からのサインに気づくということが重要なポイントとなる。だが、少年からのサインをリアルタイムで把握することは難しく、実際のところ、多くの保護観察官は事後的にそのサインを把握することになる。また、時に、少年の不安定さは再犯や再非行ではなく、自罰的な行為というかたちで現れることもある。保護観察官はこうしたサインを見逃さずに処遇を行おうとしているが、社会内処遇の仕組みでは、そうした少年の行為の前触れを把握することは非常に困難であることが明らかになった。

4　考察と今後の課題：「実態としての処遇」と「理想としての専門性」

本報告では、保護観察官の専門性について検討するため、「立ち直り」にとって重要な、そしてしばしば喫緊の対応を迫られやすい３つの場面について保護観察官の処遇の記述を行った。

先行研究で久保貴（1995）は保護観察官が行う処遇の「多様性」を指摘していたが、その多様性は「実態としての処遇」と「理想としての専門性」という二重構造を孕んでいることが明らかになった。前者は「立ち直り」に向けて実際にどういった処遇を行っているのかということであり、後者は「立ち直り」に向けてどういった処遇を行うべきだと考えているのかといった理想とする専門性に対する意識である。

こうした二重構造の背景にあると考えられるのは、保護観察官が担う「行政官としての役割」と「処遇官としての役割」である。両者が常に一致するとは限らず、その両立は決して容易ではない。「行政官／処遇官」という二重役割によって、その内部に矛盾が生じ、保護観察官の専門性が複雑なものになっていると考えられる。こうした保護観察官の専門性の複雑さは「「立ち直り」のゴールがいかに設定されうるか」ということにも影響するだろう。また、社会がどのような「「立ち直り」のゴール」を求めているかによっても、保護観察官の専門性はますます複雑なものになりうる。保護観察官の二重役割、「「立ち直り」のゴール」設定をめぐる外的影響力など、今後の課題として引き続き検討していきたい。

〈付記〉

本調査はJSPS科研費15K04375の助成を受けたものである。調査にあたっては、X保護観察所及び保護観察官の皆様に多大なるご協力をいただいた。記して謝意を表したい。

動機と正当化の研究

前島賢土（中央大学）

本報告では、ウェーバーやミルズに基づいて、動機に関する考察を行う。また、併せて、正当化に関する考察も行う。

ウェーバーは意味と関連づけて動機を、次のように、定義した。

「『動機』とは、行為者自身や観察者が或る行動の当然の理由と考えるような意味連関を指す」。

また、ミルズはウェーバーの動機の定義に基づいて、次のような、彼独自の動機の定義を行った。

「マックス・ウェーバーは、動機とは意味の複合体であると、規定する。意味の複合体とは、行為者自身もしくは観察者にとって、その行為のために適切な根拠として映るものである。このような見解によってとらえられる動機の側面は、その本質的に社会的な性格である。十分な、あるいは、適切な動機とは、それが他者のものであると行為者のものであるとにかかわらず、行為やプログラムについて問う人を満足させる動機のことである。ある状況におかれた行為者や他の成員にとって、動機は、ひとつの合言葉として、社会的・言語的行為にかんする問いへの、疑問の余地のない解答として役立つ」。

「マックス・ウェーバーが指摘しているように、社会学的にみると、動機とは、行為者自身および（または）観察者にたいして、みずからの行為の適切な理由になるような言葉の表現である。こうした考え方は動機づけの内在的な社会性を把握している。つまり、納得のいく、あるいは適切な動機とは、行為者が自分自身の行為でも他人の行為でも疑問に思うとき、ある行為や計画にたいして疑問をいだく者を得心させるものなのである」。

また、ミルズによれば、動機の機能の一つは社会統制である。社会的に受けいれられそうな動機は行為を促進する。

以上みてきたウェーバーの動機の定義、ミルズの統制論的動機論を参考にして、報告者は動機を次のように定義する。

〈動機は、行為の当然の理由として社会や集団から付与される意味連関である〉

行為者自身と他者を含んだ社会や集団から付与される行為の当然の理由、即ち、納得できる理由である動機によって、行為者は自分の行為を推し進める。ある個人がある行為を推し進める場合、個人にとってその行為に対しての納得となり、その行為を推し進めていく動機が存在する。

ここで、報告者は動機がイデオロギーをよりどころとするという考え方を提示したい。その前に、まず、イデオロギーに関してみていく。報告者は、アルチュセールのイデオロギー論とイーグルトンのイデオロギー論を参考にして、イデオロギーを次のように定義する。

〈イデオロギーは、人間が自らの実在条件との関係をどのように生きるかというその方法を「地図」という形で表明する行為遂行的言説である〉

イデオロギーは行為遂行的言説（呪い、説得、祝福等といった何かことをなす言語行為）に属する。

イデオロギーの提供する「どのように生きるかというその方法、生きる道を捜し出せるような『地図』」は、「このように生きていこう」という生きるうえでの動機、行為の動機のよりどころとなる。自民族中心主義というイデオロギーは「他民族を自民族より下であるとする生き方を表明し、そのような生き方の参照となる『地図』を提供するもの」であり、「自民族より下とみなす他民族を教導する」という動機のよりどころとなる。「自民族より下とみなす他民族を教導する」という動機は、「自民族より下とみなす他民族への支配」を推し進める。

また、イデオロギーは行為遂行的言説に属する。イデオロギーは個人を現実における具体的な行為へ駆りたてるという側面をもつ。この点からみても、イデオロギーは行為の動機のよりどころとなる。自民族中心主義は「他民族は自民族より下である」という内容を持ち、「自民族より下とみなす他民族を教導する」という動機のよりどころとなる。「自民族より下とみなす他民族を教導する」という動機は、「自民族より下とみなす他民族への支配」という現実における具体的な行為を推し進める。

以上、イデオロギーと動機との関連をイデオロギーの方からみてきたが、逆に、イデオロギーと動機との関連を動機の方からみてみる。

動機は行為の当然の理由として社会や集団から付与される意味連関である。動機は意味連関が存在することを前提条件とする。イデオロギーは行為遂行的言説であり、イデオロギーは言説として意味連関を含んでいる。動機はイデオロギーから意味連関を取り出し、それを前提条件として成立する。「自民族より下とみなす他民族を教導する」という動機は、

「他民族を自民族より下であるとする生き方を表明し、そのような生き方の参照となる『地図』を提供するもの」である自民族中心主義というイデオロギーから意味連関を取り出して、それを前提条件として成立する。

ミルズは動機を言葉とみなした。言葉として捉えられる動機とは、行為の当然の理由として社会や集団から付与される意味連関の言語化されたものと考えることができる。イデオロギーは行為遂行的言説であり、イデオロギーは言説として意味連関を含んでおり、また、この意味連関は言語化可能なものである。言葉として捉えられる動機はイデオロギーから言語化された意味連関を取り出す。

報告者は、動機はイデオロギーから意味連関を取り出し、それを前提条件として成立すると考える。従って、イデオロギーと動機との間の相互参照においては、動機がイデオロギーを参照する場合が多いと考える。単純な意味連関である動機が複雑な言説であるイデオロギーを参照することは多々ありうる。しかし、複雑な言説であるイデオロギーが単純な意味連関である動機を参照しても、参照すべき意味連関が単純なため、参照すべき材料はすぐに尽きてしまうだろう。

動機が人々を納得させるという特徴は、イデオロギーの特徴である自然化を言い表す。イーグルトンはイデオロギーの特徴として、自然化（イデオロギーが、その信念を自然なもの、自明なものとみせかけること、社会の「常識」と一致させ、それ以外の信念を想像できないようにさせること）をあげている。イデオロギーは自らを「自然なもの」であるとし、自らを「自明なこと」や「当然のこと」、「当たり前のこと」であるとしたり、さらに、自らを「必然的なこと」、「仕方のないこと」であるとする。

イデオロギーをよりどころとする動機も自然化され、「自明なこと」や「当然のこと」、「当たり前のこと」であるとされ、さらに、「必然的なこと」、「仕方のないこと」であるとされる。このような特徴を持つ動機に対して、人々は動機が表す「自明で」、「当然の」、「当たり前の」、さらには、「必然性を持った」、「仕方のない」言葉を納得するようになり、さらに、同意するようになる。人々は表明される動機に対して疑問を抱くことを止めてしまう。動機は自然化という特徴を持つ。動機は自然化され、「当然」の理由とされ、それ以外の理由を想像できないようになる。こうして、動機は人々を納得させるものとなる。

また、報告者の動機の定義を発展させて、正当化の定義を提出する。なお、報告者の正当化の定義は、クレッシーのミルズの動機論に基づいた合理化の定義、クレッシーの研究に基づいたサイクスとマッツアの中和の技術の考察、マッツアの中和の考察、ミルズの動機論を発展させたスコットとライマンの釈明（弁解と正当化）の考察、ミルズの動機論に基づいたヒューイットとストークスの事前否認の考察も参考にしている。

〈正当化とは、社会や集団からの制裁を和らげやすい動機の戦略的な表明もしくは内面化である〉

この場合の社会や集団は国家、企業、学校等を含む。集団の中には正当化を行う本人自身も含まれる。制裁には国家の刑罰から、社会からの非難、会社からの懲戒処分、学校からの罰、仲間からの非難、そして、正当化を行う本人自身の良心の呵責まで含まれる。逸脱行為を行なう者は自他からの制裁を和らげるために正当化を行う。正当化は自他からの制裁という逸脱行為の統制要素を弱める。

正当化が動機の発展したものであることから、動機がイデオロギーをよりどころとするように、正当化もイデオロギーをよりどころとする。逸脱行為を行なう者は、その逸脱行為に関して、社会や集団のイデオロギーをよりどころとした正当化を行なって、社会や集団からの非難、制裁を和らげる。さらに、行為者自身も社会や集団に属する者であるから、行為者自身の良心の呵責も弱める。社会や集団のイデオロギーは、正当化を通して、自他からの制裁という逸脱行為の統制要素を弱める。例えば、脱税を行う者は「税金を払っても、無駄な公共事業に使われるだけだ」という正当化を行う。この正当化は、政府の財政政策に対する国民的な批判意識という社会のイデオロギーをよりどころとする。脱税を行う者は、脱税に関して、国民的な批判意識をよりどころとした正当化を行なって、社会からの非難を和らげる。さらに、行為者自身の良心の呵責も弱める。正当化によって逸脱行為は促進される。正当化が生じる時期は逸脱行為の実行の前である。

また、正当化は動機の発展したものであり、イデオロギーをよりどころとするものであることから、正当化もイデオロギーの特徴である自然化という特徴を持つ。正当化も自然化され、「必然的なこと」、「仕方のないこと」とされる。逸脱行為が逸脱行為者によって正当化されることに対して、人々は逸脱行為に対して非難を持ちつつも、逸脱行為者の正当化を「必然的なこと」、「仕方のないこと」とし、逸脱行為を「必然性を持ち」、「仕方のないことである」として、納得するようになり、非難、制裁を和らげる。

本能という名の犯行動機
:「ジェンダー化された身体」をめぐる一考察

狩谷あゆみ（広島修道大学）

1．　はじめに

J・バトラーによると，生物学的性差を意味するセックスそのものがジェンダー化されたカテゴリーであり，セックスはジェンダーと同様に社会的構築物である（Butler, 1990=1999）．一般的に，身体的特徴で「男性」「女性」を判断するが，その視線自体がジェンダー化しているとバトラーは指摘している．しかし，歴史的に性差は絶対的なものであると，バトラーに対して批判的な研究者も存在する．荻野は「女はしばしば妊娠し，男はけっして妊娠しないという，この決定的な相違の上に性の歴史は展開されてきたのである」と述べた（荻野, 2002:72）．この報告の目的は，上記の議論をふまえつつ，犯行動機の構成過程について，ジェンダー/セクシュアリティ研究の視点から解読していくための枠組みを検討することである．本報告では女性が被疑者の場合と男性が被疑者の場合を例とする．ただし，資料としては文献のみであり，具体的な取調の場面や法廷を再現した内容ではない．あくまで，枠組みを検討するために使用する．

2．　動機を「付与する側」と「付与される側」との関係

ミルズによれば，言語的に表現された動機は，個人に内在する何者かの指標として用いられるのではなく，状況に拘束された行為に対する動機の語彙のタイプを推論するための基盤として用いられる（Mills, 1940-1971:351）．ミルズは，人々が日常的な状況の中で，時には行為者として，時には非専門的な観察者として，そこで生じるさまざまの行為に既成の常識的なヴォキャブラリーを用いて動機を付与しあい，また表明しあいながら相互作用を営んでいる側面に注目した（井上, 1997:24-25）．動機を「表明する側」と「表明される側」が対等であることが想定されるが，実際は親子関係だったり，上司と部下との関係であったりと，必ずしも対等な関係とは言えない場合が多い．ミルズは，行為を正当化するために用いる動機は，規範と呼ばれる制裁（サンクション）にしばしばうらづけられて，われわれの行為を標準化された行為へと統整すると述べた（Gerth &Mills, 1953：132-133）．特に社会化においては，子どもは自分の行為に関する正当化を繰り返しつつ，親の期待（規範）に添うように身体のコントロールし，規範を内面化していくといえる．以上のように，動機を「付与する側」と「付与される側」との関係に着目して考察すると，自白聴取の過程における取調官と被疑者とのやりとりは，取調官の呈示する動機の物語に被疑者が合わせていくことで妥当と思われる動機が付与されているといえる．

3．　生理前の女は危険？

近年，大正期から昭和初期の犯罪やジェンダー/セクシュアリティに関する文献が，復刻版として出版されている．これらの文献には「窃盗犯（万引き）の多くは生理中」「閉経前の女は危険」など，女性の生理周期と犯行とを結びつけた記述が見られる．田中ひかるは，戦前戦後の「月経と犯罪」に関する文献を批判的に検証し，生理周期が犯行を裏付ける「証拠」とされる場合もあれば，犯行時の「責任能力の有無」を判断する基準としても使用されてきたことを明らかにした（田中, 2006）．前者の場合は，「女は生理のときカッとして頭にきて，何をするかわからない」という解釈に，後者はいわゆる「騎士道精神」や「恩情」の根拠として，「生理だったから仕方がない」という解釈につながる．

4．　本能という名の犯行動機

牧野は，性暴力加害者のインタビューや裁判分析などにより，加害者の犯行動機の解明に「本能」という言葉が使用されることによって，犯行行為が「男性として仕方がない」こととして解釈され，背後にある様々な問題が隠ぺいされてきたことを明らかにしている（牧野, 2013）．

また，浜井は，性犯罪での受刑者の特徴について次のように述べている．（多くの場合）彼らは犯罪性が性的問題に限定され，それ以外の部分では常識的な行動が取れるため，経理夫に向いている者も多い．有能な経理夫ほど担当職員は手放さないため，職業訓練や類型別処遇の機会（性犯罪者向けの更生プログラムなど）に参加できないという問題が生じている（浜井, 2006）．

5．結びに代えて

被疑者が女性の場合は，供述の内容というよりも犯行時の生理周期が犯行動機のヴォキャブラリーとして使用された点，また，被疑者が男性の場合は（特に性暴力の），「本能」が犯行動機のヴォキャブラリーとして使用された点を明らかにした．「男は～であ

る」「女は〜である」という性差に関する思い込みや生物学的性差を根拠とした犯行動機の構成が取調の場面や法廷では行われてきたと推測される.土井隆義によると,供述調書に記載された犯行動機は,自白聴取の過程における取調官と被疑者とのコミュニケーションの産物であり,調書は過去の行為事実の再現というよりも,取調官と被疑者との相互作用のあり方の再現である(土井,1988:110-111).動機を「付与する側」と付与される側」との関係が対等ではないと考えれば,取調官が呈示する動機の物語(「本能」や「生理周期」など)を承認することで,犯行動機は構成されていくといえる.「本能」や「生理周期」だけでなく,「女だから」「男だから」もしくは「これだから女は」「これだから男は」というように,ある行為に対して,生物学的性差(セックス)を根拠とした動機の解明は社会的コンセンサスを得られやすい傾向にあったといえる.

文献

Butler Judith,1990,*GENDER TROUBLE Feminism and the Subversion of Identity*(=1999,竹村和子訳『ジェンダー・トラブル　フェミニズムとアイデンティティの攪乱』青土社.)

Gerth Hans H.,C. Wright Mills,1953,*Character and Social Structure; the psychology of social institutions*(=1970,古城利明,杉森創吉訳『現代社会学大系 15　性格と社会構造』青木書店.)

浜井浩一,2006,『刑務所の風景　社会を見つめる刑務所モノグラフ』日本評論社.

井上俊,1997,「動機と物語」井上俊ほか編『岩波講座　現代社会学 1　現代社会の社会学』岩波書店:19-46.

伊藤公雄,1994,「〈男らしさ〉考　男性問題の視点から見た少年犯罪」『刑政』105(4):14-25.

狩谷あゆみ,1998,「法廷における犯行動機の構成と被害者のカテゴリー化―「道頓堀野宿者殺人事件」を事例として―」『社会学評論』49 (1) (193) 日本社会学会:97-109.

－－－－,2003,「イベント化する犯罪」『社会学に正解はない』松籟社:185-202.

－－－－,2006,「襲撃　「男」が「男」を殺すとき……Homophobia と Homeless-phobia」狩谷あゆみ編『不埒な希望　ホームレス/寄せ場をめぐる社会学』松籟社:307-313.

－－－－,2014,「女性と犯罪をめぐる言説　「騎士道精神」から「女性の社会進出」へ」『解放社会学研究』27:48-63.

牧野雅子,2013,『刑事司法とジェンダー』インパクト出版会.

Mills,C.W.1940 "Situated actions and vocabularies" *American Sociological Review* 5:904-913

荻野美穂,2002,『ジェンダー化される身体』勁草書房.

田間泰子,2001,『母性愛という制度　子殺しと中絶のポリティクス』勁草書房.

田中ひかる,2006,『月経と犯罪　女性犯罪論の真偽を問う』批評社.

日本の刑事司法手続におけるフォレンジック・ソーシャルワークについての一考察

原田 和明(南海福祉専門学校/立命館大学大学院)

1 はじめに

知的障害者を対象とする入口支援を中心としたフォレンジック・ソーシャルワーク（刑事司法ソーシャルワーク）の研究を行う過程で，日本の刑事司法手続において，ソーシャルワークは存在していなかったのかどうかを考察する必要が生じてきた．それは,今まで日本の刑事司法手続にソーシャルワーク，もしくはそれに近い働きかけが存在しているのであれば，日本におけるフォレンジック・ソーシャルワークの展開とそれに向けての研究の手がかりとなるべきものであると考えた．

そこで，日本の刑事司法手続におけるソーシャルワークの存在について，ソーシャルワークの視点で考察を行った．

2 フォレンジック・ソーシャルワークの定義

フォレンジック・ソーシャルワークは，被疑者被告人段階から刑事処分後等の社会内処遇時や処分終了後の更生保護としての支援，さらには依存症からのリハビリテーションに向けての支援なども含めたソーシャルワークである．また，被疑者被告人段階におけるフォレンジック・ソーシャルワークは，いわゆる判決前調査に近いものとなる．

フォレンジック・ソーシャルワークは，基本的には特に一般的なソーシャルワークと変わりはない．インテークに始まり，アセスメントを行ってニーズを把握し，そのニーズの解決のための支援計画を立案し実行するものである．そして，支援の実施後モニタリングをおこなって効果を検証し，支援が終了しない場合は，再アセスメントを行って再び支援計画を立案し実施するものである．

本考察においては，社会福祉とは異なる手続ある刑事司法手続を対象としてソーシャルワークについて検討を行なったため，一般的なソーシャルワークに類似しているものも検討の範疇とした．

3 刑事司法における福祉の支援という概念

1971 年 11 月の中央社会福祉審議会職員問題専門分科会起草委員会　社会福祉専門職員の充実強化方針としての「社会福祉士法」制定試案（仲村優一，福田垂穂，三浦文夫，大谷嘉朗）において，日本という表現ではなく,現代社会においてとした上で「司法も行動規範の適用のみが目的ではなく,反社会的行為者の社会復帰への援助,すなわち更生保護が重要な課題であることを知ったとき,司法社会事業（ジュリデイカル・ソーシャル・ワーク)が不可欠のものとなった。警察,少年審判所,家庭裁判所,保護観察所,更生保護施設,刑務所に,ソーシャル・ワーカーが参加したのである．わが国でも,家庭裁判所調査官や保護観察所保護観察官の訓練課程に社会福祉概論や方法論が組み込まれたのはこの理由からであった.」としている．これにより，当時からソーシャルワークの要素が刑事司法にも必要という観点があり．特に家庭裁判所調査官の社会調査や保護観察官の生活環境調整においては，ソーシャルワーク的な方法論を用いていたと考えられる.」としており，この当時に刑事司法における福祉の支援の概念が存在した．

4 刑事処分とソーシャルワーク

刑事処分とソーシャルワークを比較すると，対象者に対して行われる点ではソーシャルワークと同様である．しかし，刑事処分では公権力が強制的に生活上の制限を加えるのに対し，ソーシャルワークでは，原則本人が自己決定に基づき生活支障を解決することを社会が支援している．また，刑事処分では開始のみならず解除する場合も，公権力が一方的な行為として行うが，ソーシャルワークでは自己決定により終了がなされるか，或いは自己決定に基づき支援の継続がはかられる．

5 判決前調査について

少年刑事司法においては，審判前に家庭裁判所による調査や鑑別，また触法少年については原則福祉の措置につき児童相談所による調査が行われ，さらに，家庭裁判所送致となれば家庭裁判所による調査や鑑別が行われる．

成人刑事司法については,1954 年の 刑法改正（初回の執行猶予時に保護観察を付すことが可能）においての判決前調査の導入についての議論があった．その後，1956 年の売春防止法制定により，拘禁といった保安処分的な補導処分がなされるにあたっての，判決前調査導入の議論があったが，日本弁護士連合会は，当事者主義に逆行し，情状証人の取調を経ない点で直接主義に反するため反対の立場をとった．その後，成人司法での判決前調査は制度化されなかったが，保安処分的な医療観察法における精神保健観察の審判では，社会復帰調整官による生活環境調査による報告を導入している．

6 成人刑事手続におけるソーシャルワーク

施設内処遇においては，2004 年に刑務所にソーシャルワーカーの配置を開始している．(2004 年から

精神保健福祉士 2007 年から社会福祉士）その後，少年院等（当時の M1,M2　P1,P2）への配置が始まっている．但し分類への配置であり，原則処遇に関与はしていない．また，それ以前では矯正処遇のみであり，ソーシャルワークとしての取り組みはほとんど見いだせない．また，仮釈放に向けての保護観察所の行う生活環境調整は，生活環境の調整という点でソーシャルワーク的な取り組みであるといえる．

また，社会内処遇では，保護観察において，保護観察官及び保護司の働きかけが対象者に個別に行われるという点でソーシャルワーク的ではあるといえる．しかし，前述したとおり，保護観察は刑事処分であるので公権力による強制がはかられる．例えば，遵守事項についてもある意味，再犯防止上のニーズであるとも捉えられるが，自己決定によって遵守するのではなく，遵守を強制されている点はソーシャルワークとは異なる部分である．

7　少年刑事司法におけるソーシャルワーク

前述したように少年刑事司法の場合，判決前調査が存在しているほか，保護観察を主たるものとする，保護処分における生活環境調整が行われる点でソーシャルワーク的ではあるが，保護処分そのものは刑事手続の一部であり，公権力による強制である点でソーシャルワークとは異なっている．

また，触法少年は，原則福祉の措置であるが，児童相談所による児童自立支援施設への措置でも一定の強制力が生じている．

8　考察

① 成人司法における判決前調査は，議論がされたが導入されていない．また，現在，必要性があると認められつつも制度化がされていない．但し，社会復帰アドバイザー，調査支援委員会，更生緊急保護事前調整モデルといった一部モデル事業の試みがあるが，これらがソーシャルワークと言えるのかという点では検討が必要である．

② 矯正施設では，ソーシャルワーカーの配置以前はソーシャルワークが存在していない．また，ソーシャルワーカーが配置されてからも処遇現場においてのソーシャルワークを行っているわけではない．

③ 退所時支援においては，地域生活定着支援センターが現在あるが，事業費の減額，都道府県ごとの事業内容のバラツキなど，その現状については調査検討が必要である．

④ 保護観察においては，生活環境調整が行われ，生活環境調整を図るという点でソーシャルワークと共通する部分がある．また，保護観察官や保護司のソーシャルワーク的な働きがある．しかし，保護観察が司法手続きである以上，遵守事項という再犯防止を主たる目的とした，自己決定によるものではない強制的なニーズ解決が存在している．

9　結果

① 被疑者被告人段階での中立な立場でのフォレンジック・ソーシャルワークが存在せず，現状も同様である．また，判決前調査を兼ねたソーシャルワークの必要性がある．特に，障害者や高齢者など社会的支援が必要と思われる人へのソーシャルワークの必要性がある．

② 今まで矯正施設では，ソーシャルワークが存在しておらずソーシャルワーカーが配置後も直接的処遇においてソーシャルワークが行われていない．支援は主に退所時支援である．そのため，再犯防止と社会復帰に向けての目的刑における処遇としてのソーシャルワークの必要性がある．また，退所時におけるソーシャルワークの担い手が矯正施設のソーシャルワーカーや地域生活定着支援センターのソーシャルワーカーだけではなく，地域のソーシャルワーカーも関わるべきである．

③ 保護観察では，保護観察官や保護司がソーシャルワーク的な働きをしているが，援助の必要な少年，障害者，高齢者などニーズが高い人々へソーシャルワークとしてのアプローチを行う必要がある．また，そのためには，社会復帰調整官の活用や地域のソーシャルワーカーとの連携が必要である．

１０ おわりに

本考察は，まだ中途の状態でありさらに深めていく必要がある．また，フォレンジック・ソーシャルワークの必要性の実証に向けて，さらに研究を深める必要がある．

但し，特に判決前調査や社会内処遇におけるフォレンジック・ソーシャルワークについては，刑の一部執行猶予の施行を控えており，制度化に向けての提案を図っていく必要があると考える．

文献

社会福祉士養成講座編集委員会，2014,『新社会福祉士養成講座　更生保護制度』
藤原正範，古川隆司，2013,『司法福祉』法律文化社
原田和明，2013,「発達障害のある少年を中心とした福祉と刑事司法の連携」『発達障害と司法龍谷大学矯正・保護研究センター叢書第 11 号 』現代人文社:40-47
本庄 武，2013,「日本の量刑の特色と判決前調査を導入することの意義」『発達障害と司法龍谷大学矯正・保護研究センター叢書第 11 号』現代人文社:31-39
山口幸男，2005,『司法福祉論』ミネルヴァ書房

治療法学的アプローチによる訴訟能力論の再検討

暮井真絵子（成城大学大学院）

1. 本報告の趣旨

日本の最高裁は，平成7年2月28日決定（以下，H7年決定という）で，訴訟能力について，「被告人としての重要な利害を弁別し，それに従って相当な防御をすることのできる能力」をいうと定義している。また，平成10年3月12日判決（以下，H10年判決という）では，訴訟能力の有無の判断に関して，被告人の能力が著しく制限されている場合であっても，弁護人等の効果的な援助があり，「裁判所の後見的機能」が果たされている場合には，被告人は「なおも訴訟能力を保持している」と示している。

しかし，H10年判決は，「裁判所の後見的機能」の意味や内容を明らかしていない。それにも関わらず，被告人の能力自体に後見的機能等を加味して訴訟能力を相対的に判断するのであれば，被告人の能力を適切に判断できないおそれがある。これは，各手続に応じて要求される訴訟能力の基準が明らかでないことに起因するものである。その結果，訴訟能力の有無の判断を巡り，手続が長期化する傾向にある。さらに，仮に被告人が訴訟無能力であると判断され，刑訴法第314条第1項本文によって公判が停止された場合は，その間の処遇に関する明文規定を欠くため，必要な治療を受けられないまま長期間放置される可能性がある。

この点，アメリカで提唱されている治療法学的アプローチによる訴訟能力論は，アメリカですでに行われている被告人の能力回復に向けた治療を前提として，被告人の自律性の尊重やより効果的な治療を目指した手続の在り方を展望している。

そこで，本報告では，アメリカ連邦最高裁判例を概観したうえで，治療法学の観点から示唆を得て，日本における訴訟能力論の再検討を試みる。なお，本報告の対象は，精神障害を有する被告人に限定する。また，「障害」という表記は，法律表記に基づいて使用する。

2. アメリカにおける訴訟能力論の概要

(1) 判例

アメリカでは，訴訟能力が，主に被告人の権利行使や有効放棄，裁判所の義務との関係で取り上げられてきた。連邦最高裁は，1966年のPate判決（383 U.S. 375）で，裁判所が被告人の訴訟能力を調査しなかったことは，被告人の公正な裁判を受ける権利を奪うものであると判示した。そして，裁判所が被告人の訴訟能力について疑問を抱いたときは，いつでも調査することがデュー・プロセスの要請であるとした。その後，連邦最高裁は，1975年のDrope判決（420 U.S. 162）で，コモン・ローにおける訴訟能力論の発展を検討した上で，「訴訟無能力者に対する裁判の禁止は当事者主義の基礎である」と確認した。また1972年のJackson判決（406 U.S. 715）は，治療のための拘束期間には，憲法上の一定の制限があると示した。

このように，アメリカでは，デュー・プロセスや憲法上の被告人の諸権利等との関係で，訴訟能力論が展開されてきた。

(2) アメリカにおける課題と治療法学の台頭

訴訟能力の抗弁が増加し，その結果，鑑定や治療のための人的・経済的コストが増大した。そして，訴訟無能力であると判断された者は，「あらゆることも行うことができない者」あるいは「危険な精神障害者」という烙印を押されることになった。これが社会復帰や効果的な治療を阻害する要因になった。

そこで，被告人の諸権利を保障し，自律性を尊重しながら，コストやラベリング等の問題点を解決するために，治療法学的アプローチによる新たな訴訟能力論が提唱された。

3. 治療法学的アプローチによる新たな提案

(1) 治療法学とは

治療法学（Therapeutic jurisprudence）という司法観は，1980年代に，Miami大学のBruce J. WinickとArizona大学のDavid B. Wexlerによって提唱された。これは，従来の刑事司法観に精神医学や心理学の見地を取り入れ，被告人が抱える問題を解決するための理論的構築を目指す司法観である。近時注目を集めているドラッグ・コートやDVコートなどは，治療法学が理論的な基礎となって築かれたものとされる。以下では，Winickが提唱した，治療法学的アプローチによる訴訟能力論を概観する。

(2) 治療法学的アプローチによる訴訟能力論

治療法学的アプローチでは，連邦憲法修正第6条の弁護人依頼権を基軸として，弁護人を職業上の義務を負う者として位置づけ，被告人と弁護人には「信任関係」があるとする。そして，この信任関係に基づき，被告人の利益を考慮して提案した防禦方針に対して被告人が示す同意・不同意に着目して，手続を捉えようと試みる。被告人が明確かつ任意に示した選択に対して，弁護人が同意する場合も同様である。この被告人と弁護人との「信任関係」を基礎として，次の3つを提案している。

①手続続行（再開）システム

このシステムの最大の特徴は，治療を前提として手続の続行ないしは再開を目指すことにある。Winickは，被告人を訴訟能力の有無・程度に応じて3類型に分類する。第1類型は，訴訟能力に疑いが残るものの，弁護人の援助によってこれを補完し得る者である。このとき，正式な能力判断に代えて，簡易なテストを行い，訴訟能力があるものと擬制して手続を進める。第2類型は，現時点で訴訟能力を欠くものの，治療によって一定程度の回復が見込まれる者である。このような被告人に対しては，手続を停止し治療を行い，回復後に公判を再開することになる。第3類型は，訴訟無能力であると明らかに認められる者である。この場合，被告人の訴訟能力は回復が見込めないため，手続を打ち切ることになる。

②スライディングスケール・アプローチ

これは，各手続の段階や状況に即して，被告人に必要な訴訟能力の水準を測る方法である。たとえば，被告人が弁護人の助言に同意している場合は，相対的に低い水準の能力が必要となる。他方，弁護人の助言に反対して，訴訟能力問題を提起しようと主張する場合は，相対的に高い水準の能力が必要であるとしている。さらに，被告人が訴追されている犯罪の軽重にも着目する。万引きなどの軽い刑罰が科される可能性がある訴追事実に対して有罪答弁を行う場合には，相対的に低い水準の能力が要求される。他方，死刑等の刑罰が科される可能性がある訴追事実に対して有罪答弁を行う場合には，相対的に高い水準の能力を有している必要がある。

③回復可能性と効果的な治療

被告人に正式な訴訟能力判断を受けさせるよりも，弁護人が精神異常証明を提出して，合理的な期間内に任意な治療を受けさせることを提案している。この提案では，被告人が治療を望んでいるという合理的な根拠があることを弁護側が証明する。これには臨床医が，合理的期間内に被告能力が回復する可能性があることを証明する診断書を添付する。また，臨床医の診断をもとに具体的な治療計画を立て，提示された選択肢のなかから被告人が自律的に選択する。

以上の3つの提案には，次のようなメリットがある。第1に，被告人の自律的な意思決定の尊重である。明確かつ任意に治療を選択した場合，強制的な治療よりも効果が高いとされている。これにより，訴訟能力の早期回復が期待され，裁判を迅速に再開することが可能になる。第2に，訴訟無能力の者を裁かずに済むため，司法の道徳的尊厳や信頼性を担保する。第3に，連邦憲法の修正条項が規定する被告人の諸権利を保障する。第4に，訴訟能力問題に関する人的・経済的コストを削減できる。これは，アメリカ特有の事情であるため，日本では妥当しない可能性がある。

4. 日本への示唆

(1) 段階的訴訟能力論

1つ目は，段階的訴訟能力概念とも呼ぶべき，多様な訴訟能力概念を展望することである。従来，日本においては，被告人が控訴取下げを行う能力等を指す「訴訟行為能力」と，裁判を受ける能力を指す「手続続行能力」という2つの概念に分けて論じられてきた。そこで，手続の各段階や状況等に即した能力概念や，必要とされる能力の水準を個別具体的に見て行くことは，現実的かつ適切な訴訟能力判断に役立つ。これにより，判断に費やされる時間を削減することできる。

(2) 回復可能性を基準とする公判停止期間の治療

2つ目は，刑訴法第314条第1項本文による公判停止期間に治療を行うことである。ここでは，段階的訴訟能力論により明確化した能力の区分や各能力に必要な水準に応じた治療と治療期間を策定する。回復後に公判を再開することにより，被告人の裁判を受ける権利を保障することができる。さらに，回復可能性を基準とすることにより，回復見込みがない場合には，手続を打ち切ることで，被告人を不必要に「被告人としての地位」に留め置くことも防ぐことができる。

(3) 裁判所の「後見的機能」の理論的説明

3つ目は，H10年判決の「後見的機能」の理論的説明である。前述のように，アメリカにおいては，デュー・プロセスの要請から，訴訟能力問題に関する裁判所の責務が導かれている。日本においても，平成7年決定は，医師や専門家の意見を聴くなどして公判停止の判断をするべきであるとして，「裁判所の役割」について述べている。また同判決の補足意見は，裁判所が被告人の訴訟能力の回復状況について把握しておくべきであるとして，「訴訟の主宰者」としての役割を述べている。以上のことから，「裁判所の後見的機能」は，憲法第31条の適正手続の要請として捉えることができる。そして，訴訟能力の回復見込みが無いと判断された場合には，裁判所が主体的に手続を打ち切ることも「裁判所の役割」として行うことができると思われる。

以上，3つの示唆によって，裁判を受ける権利や迅速な裁判を受ける権利を実質的に保障することが可能となる。

4. 課題

アメリカ各州の実定法と運用実態を調査する。日本における段階的訴訟能力概念を具体化させ，各能力水準を展望する。

第　１５　期　研　究　委　員　会

津富宏※　鮎川潤　伊藤康一郎　上田光明　岡邊健

葛野尋之　久保貴　小関慶太　作田誠一郎　土井隆義　橋場典子

福島至　藤原佑貴　堀越直仁　松宮孝明　水藤昌彦＃　森久智江

※　委員長

＃　要旨集編集担当者

『日本犯罪社会学会第 42 回大会報告要旨集』

［第 42 回大会］

開　　催　　日：2015 年 11 月 21 日（土）・22 日（日）

会　　場：桐蔭横浜大学（横浜市青葉区）

大会実行委員長：河合幹雄（桐蔭横浜大学）

発　　行　　日：2016 年 3 月 13 日

編　　集：日本犯罪社会学会研究委員会

発　　行　　者：日本犯罪社会学会

577-0036　大阪府東大阪市御厨栄町 3-1-35

学術センターU-BOX 2F